

案

令 04 原機（敦廢）●●●

令 和 5 年 ● 月 ● 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

代表者の氏名 理事長 小口 正範

(公印省略)

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設

廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

令和 4 年 6 月 28 日付け令 04 原機（敦廢）005 にて変更認可を申請いたしました高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書について、添付のとおり一部補正いたします。

1. 補正内容

令和4年6月28日付け令04原機（敦廢）005をもって変更認可を申請した高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画に関し、別紙のとおり補正する。

2. 補正理由

- (1) 今後の廃止措置を安全、确实かつできる限り速やかに推進するために重要な考え方となる「廃止措置段階の性能維持施設の考え方」を「本文六 性能維持施設」に追記する。また、第2段階への移行を踏まえ、「第2段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」を「本文六 性能維持施設」に追記する。これらの変更に伴い、「本文六 性能維持施設 第6-1表 性能維持施設」について、所要の見直しを行う。また、「添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」について、所要の見直しを行うとともに、第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について評価結果を添付する。
- (2) しゃへい体等取出し作業に係る工程管理上のリスクへの対応策（リカバリープラン）において使用する設備の明確化を図ったことから、その結果を「本文七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容」に追記する。
- (3) 燃料体取出し作業の完了に伴い、その実績を「本文十一 廃止措置の工程 第11-2図 第1段階の工程」に反映する。
- (4) 燃料体取出し作業の完了に伴い、燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにするための資料を「添付書類一 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書」に追加する。
- (5) 第2段階前半で実施する、しゃへい体等取出し作業は、第1段階の燃料体取出し作業と同じ方法、手順で行うことを「本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 4. 2 第2段階に行う解体の方法」に記載する。

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書
補正前後比較表

変更箇所	補正前	補正後	理由
<p>本文五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設</p> <p>解体の対象となる施設（以下「解体対象施設」という。）は、第4-2表に示す廃止措置対象施設のうち、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建物、地下構造物及び建物基礎を除く全てである。</p> <p>2. 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、法令等を遵守することはもとより、安全の確保を最優先に、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく線量並びに放射性廃棄物発生量の低減に努め、保安のために必要な施設の機能及び性能を維持管理しつつ着実に進める。また、廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に関して必要な事項については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>廃止措置を実施するに当たり、敦賀地区に敦賀廃止措置実証部門を新設し、もんじゅにおける保安に係る業務を統括するとともに、もんじゅ外部からの協力も得ながら国内外で先行している廃止措置プラントの知見も積極的に習得し、安全かつ着実に、国内で最初の取組となるナトリウム冷却高速炉の廃止措置を進めていく。</p> <p>もんじゅの廃止措置については、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心及び炉外燃料貯蔵槽（以下「炉心等」という。）に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、炉心等から燃料体を取り出す作業（以下「燃料体取出し作業」という。）を最優先に実施し、2022年度に燃料体取出し作業を完了させる。燃料体取出し作業に当たっては、安全かつ着実な遂行に資するため、運転操作体制及び保守体制の強化を図るものとし、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適切に配置していく。また、燃料体取出し作業に従事する者に対しては、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。燃料体取出し作業を含む廃止措置に係る各作業を計画的に進めるため、工程管理体制を構築して進捗を管理する。工程管理に関する詳細な対応については、「十一 廃止措置の工程」に示す。</p> <p>系統内に残留しているナトリウムについては、2次系ナトリウムを2018年12月までに抜取り、その他のナトリウムについても可能な限り早期に系統から抜き取ることにより漏えいリスクの低減を図る。抜取り作業等、ナトリウムを取り扱う作業については、ナトリウムの漏えいや飛散を防止するためのリスク管理等を踏まえた作業計画を立て、安全に実施する。</p> <p>第2段階以降は、ナトリウムを保有するリスクの低減及びナトリウム設備の解体を進めるため、技術実証・確認及び設備・施設の改造・整備を行う必要がある。加えて、安全、着実かつ速やかな解体作業を進めていくためには解体作業と検査及び設備点検との干渉や性能維持施設への影響といった種々の検討、調整のため</p>	<p>五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設</p> <p>解体の対象となる施設（以下「解体対象施設」という。）は、第4-2表に示す廃止措置対象施設のうち、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建物、地下構造物及び建物基礎を除く全てである。</p> <p>2. 廃止措置の基本方針</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、法令等を遵守することはもとより、安全の確保を最優先に、周辺公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく線量並びに放射性廃棄物発生量の低減に努め、保安のために必要な施設の機能及び性能を維持管理しつつ着実に進める。また、廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に関して必要な事項については、保安規定に定めて実施する。</p> <p>廃止措置を実施するに当たり、敦賀地区に敦賀廃止措置実証部門を新設し、もんじゅにおける保安に係る業務を統括するとともに、もんじゅ外部からの協力も得ながら国内外で先行している廃止措置プラントの知見も積極的に習得し、安全かつ着実に、国内で最初の取組となるナトリウム冷却高速炉の廃止措置を進めていく。</p> <p>もんじゅの廃止措置については、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心及び炉外燃料貯蔵槽（以下「炉心等」という。）に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、炉心等から燃料体を取り出す作業（以下「燃料体取出し作業」という。）を最優先に実施し、2022年度に燃料体取出し作業を完了させる。燃料体取出し作業に当たっては、安全かつ着実な遂行に資するため、運転操作体制及び保守体制の強化を図るものとし、必要となる人員を計画的に確保するとともに、適切に配置していく。また、燃料体取出し作業に従事する者に対しては、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。燃料体取出し作業を含む廃止措置に係る各作業を計画的に進めるため、工程管理体制を構築して進捗を管理する。工程管理に関する詳細な対応については、「十一 廃止措置の工程」に示す。</p> <p>系統内に残留しているナトリウムについては、2次系ナトリウムを2018年12月までに抜取り、その他のナトリウムについても可能な限り早期に系統から抜き取ることにより漏えいリスクの低減を図る。抜取り作業等、ナトリウムを取り扱う作業については、ナトリウムの漏えいや飛散を防止するためのリスク管理等を踏まえた作業計画を立て、安全に実施する。</p> <p>第2段階以降は、ナトリウムを保有するリスクの低減及びナトリウム設備の解体を進めるため、技術実証・確認及び設備・施設の改造・整備を行う必要がある。加えて、安全、着実かつ速やかな解体作業を進めていくためには解体作業と検査及び設備点検との干渉や性能維持施設への影響といった種々の検討、調整のため</p>	<p>変更なし</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>の期間が必要である。したがって、第2段階（解体準備期間）は、通常の移送操作により系統設備からの抜出しが可能なナトリウム（専用の治具により取り出す必要のあるタンク底部の残留ナトリウム等を含まないナトリウム（以下「バルクナトリウム」という。））の所外搬出を可能な限り早期に完了させるため、2028年度に非放射性バルクナトリウムの所外搬出を開始し、2031年度に全てのバルクナトリウムの所外搬出作業を完了させ、ナトリウム保有に伴うリスクを低減する。また、その後速やかに、第3段階（廃止措置期間I）におけるナトリウム設備の解体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。</p> <p>もんじゅ廃止措置計画の全体像と第2段階に係るロードマップを別添資料4に示す。また、第2段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順を第5-1図に示す。</p> <p>原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置として、原子炉モードスイッチを「運転」及び「起動」に切替できない措置を講じるとともに、現在（廃止措置計画認可申請時点）挿入されている制御棒を炉心から引き抜くことをできなくするために、制御棒と制御棒駆動軸とを切り離し、さらに制御棒駆動装置への電源供給ケーブルを切り離す措置を講じる。</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持する発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）については、廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業及び第2段階の開始時点で炉心等に残存する中性子源集合体、サーベイランス集合体、中性子しゃへい体、制御棒集合体、模擬燃料体及び固定吸収体（以下「しゃへい体等」という。）を取り出す作業（以下「しゃへい体等取出し作業」という。）に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。これら性能維持施設の施設管理については、廃止措置の進捗に応じて、維持する施設の範囲を明確にし、施設の重要度に応じた点検を保全計画に従い実施する。廃止措置の進捗に応じて性能維持施設の範囲等を変更する場合は、廃止措置の進捗に応じて必要となる施設の範囲、機能及び性能を明確にし、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、廃止措置の中で性能維持施設の改造、解体撤去工事、試料採取等を実施する場合は、安全確保上必要な性能維持施設に影響を与えないことを確認したうえで実施する。</p> <p>放射線業務従事者の放射線被ばく線量の低減については、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り低減するよう、汚染の除去、時間的減衰及び遠隔装置の活用並びに汚染拡大防止措置等を講じた解体撤去の手順及び工法を策定する。さらに、廃止措置で実施する各</p>	<p>の期間が必要である。したがって、第2段階（解体準備期間）は、通常の移送操作により系統設備からの抜出しが可能なナトリウム（専用の治具により取り出す必要のあるタンク底部の残留ナトリウム等を含まないナトリウム（以下「バルクナトリウム」という。））の所外搬出を可能な限り早期に完了させるため、2028年度に非放射性バルクナトリウムの所外搬出を開始し、2031年度に全てのバルクナトリウムの所外搬出作業を完了させ、ナトリウム保有に伴うリスクを低減する。また、その後速やかに、第3段階（廃止措置期間I）におけるナトリウム設備の解体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。</p> <p>もんじゅ廃止措置計画の全体像と第2段階に係るロードマップを別添資料4に示す。また、第2段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順を第5-1図に示す。</p> <p>原子炉を起動することができないよう、運転停止に関する恒久的な措置として、原子炉モードスイッチを「運転」及び「起動」に切替できない措置を講じるとともに、現在（廃止措置計画認可申請時点）挿入されている制御棒を炉心から引き抜くことをできなくするために、制御棒と制御棒駆動軸とを切り離し、さらに制御棒駆動装置への電源供給ケーブルを切り離す措置を講じる。</p> <p>廃止措置期間中に性能を維持する発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）については、廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業及び第2段階の開始時点で炉心等に残存する中性子源集合体、サーベイランス集合体、中性子しゃへい体、制御棒集合体、模擬燃料体及び固定吸収体（以下「しゃへい体等」という。）を取り出す作業（以下「しゃへい体等取出し作業」という。）に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。これら性能維持施設の施設管理については、廃止措置の進捗に応じて、維持する施設の範囲を明確にし、施設の重要度に応じた点検を保全計画に従い実施する。廃止措置の進捗に応じて性能維持施設の範囲等を変更する場合は、廃止措置の進捗に応じて必要となる施設の範囲、機能及び性能を明確にし、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、廃止措置の中で性能維持施設の改造、解体撤去工事、試料採取等を実施する場合は、安全確保上必要な性能維持施設に影響を与えないことを確認したうえで実施する。</p> <p>放射線業務従事者の放射線被ばく線量の低減については、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号。以下「線量告示」という。）に定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り低減するよう、汚染の除去、時間的減衰及び遠隔装置の活用並びに汚染拡大防止措置等を講じた解体撤去の手順及び工法を策定する。さらに、廃止措置で実施する各</p>	<p>変更なし</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>作業については、上記の被ばく線量低減対策のほか、高所作業対策、特定化学物質等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を含めたリスクアセスメントを実施し、リスクレベルに応じたリスク低減対策を講じる。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するように、処理に必要となる設備の性能を維持しながら管理放出するとともに、周辺環境に対する放射線モニタリングを継続して行う。また、放射性物質により汚染された設備の解体撤去に当たっては、放射性物質による汚染を効果的に除去することにより、放射性固体廃棄物の発生量や放射能レベルを低減する。発生した放射性固体廃棄物については廃止措置の終了までに許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、政府が定めた『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針（平成29年6月13日）及び機構が定めた『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画（平成29年6月13日）に基づき、政府と連携して、使用済燃料及びナトリウムの処理・処分の方法に係る計画の検討並びに放射性固体廃棄物に係る廃棄施設の整備に係る取組を含め、廃止措置を安全、着実かつ計画的に進めていく。</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階（燃料体取出し期間、解体準備期間、廃止措置期間I、廃止措置期間II）に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら着実に進める。廃止措置の全体工程について「十一 廃止措置の工程」に、廃止措置の実施区分を第5-1表に示す。</p> <p>廃止措置における早期のリスク低減を図るため、第1段階は、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>第2段階は、バルクナトリウムの所外搬出を完了し、ナトリウム保有に伴うリスクを低減するとともに、その後速やかに第3段階におけるナトリウム機器の解体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。</p> <p>なお、第2段階を、しゃへい体等の取出し完了までを行う第2段階前半と、その後のバルクナトリウム搬出までを行う第2段階後半に大きく分け、今回の申請では、第2段階前半から行う具体的な作業について記載する。</p> <p>第2段階後半以降に行う具体的な作業については、別添資料4に従い検討を進める必要があることから、具体的な作業に着手するまでの適切な時期に廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。なお、廃止措置を進めるために新たに設置する設備の設計に時間を要する場合等については、さらに分割して廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>第3段階以降は、第2段階に実施する解体技術基盤の整備、核燃料物質による</p>	<p>作業については、上記の被ばく線量低減対策のほか、高所作業対策、特定化学物質等有害物対策、感電防止対策、粉じん障害対策、酸欠防止対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を含めたリスクアセスメントを実施し、リスクレベルに応じたリスク低減対策を講じる。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、周辺公衆の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するように、処理に必要となる設備の性能を維持しながら管理放出するとともに、周辺環境に対する放射線モニタリングを継続して行う。また、放射性物質により汚染された設備の解体撤去に当たっては、放射性物質による汚染を効果的に除去することにより、放射性固体廃棄物の発生量や放射能レベルを低減する。発生した放射性固体廃棄物については廃止措置の終了までに許可を有する廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。</p> <p>廃止措置の実施に当たっては、政府が定めた『もんじゅ』の廃止措置に関する基本方針（平成29年6月13日）及び機構が定めた『もんじゅ』の廃止措置に関する基本的な計画（平成29年6月13日）に基づき、政府と連携して、使用済燃料及びナトリウムの処理・処分の方法に係る計画の検討並びに放射性固体廃棄物に係る廃棄施設の整備に係る取組を含め、廃止措置を安全、着実かつ計画的に進めていく。</p> <p>3. 廃止措置の実施区分</p> <p>廃止措置は、廃止措置期間全体を4段階（燃料体取出し期間、解体準備期間、廃止措置期間I、廃止措置期間II）に区分し、安全性を確保しつつ次の段階へ進むための準備をしながら着実に進める。廃止措置の全体工程について「十一 廃止措置の工程」に、廃止措置の実施区分を第5-1表に示す。</p> <p>廃止措置における早期のリスク低減を図るため、第1段階は、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>第2段階は、バルクナトリウムの所外搬出を完了し、ナトリウム保有に伴うリスクを低減するとともに、その後速やかに第3段階におけるナトリウム機器の解体に着手できるよう、必要な作業を優先的に行う。</p> <p>なお、第2段階を、しゃへい体等取出し完了までを行う第2段階前半と、その後のバルクナトリウム搬出までを行う第2段階後半に大きく分け、今回の申請では、第2段階前半から行う具体的な作業について記載する。</p> <p>第2段階後半以降に行う具体的な作業については、別添資料4に従い検討を進める必要があることから、具体的な作業に着手するまでの適切な時期に廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。なお、廃止措置を進めるために新たに設置する設備の設計に時間を要する場合等については、さらに分割して廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>第3段階以降は、第2段階に実施する解体技術基盤の整備、核燃料物質による</p>	<p>変更なし</p> <p>表現を適正化する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>汚染の分布に関する評価等を踏まえ検討を進める必要があることから、第3段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>4. 解体の方法</p> <p>4.1 第1段階に行う解体の方法</p> <p>(1) 2次系ナトリウムの抜取り</p> <p>ナトリウム漏えいリスクを低減するため、2次主冷却系設備、補助冷却設備、2次ナトリウム補助設備及び2次メンテナンス冷却系設備のナトリウムを既設のオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。また、既設のオーバフロータンク及びダンプタンクの容量を超える2次系ナトリウムについては、原子炉補助建物内に設置する一時保管用タンクにドレンする。</p> <p>ドレンの手順については、2ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレン後、タンク内の一部(約40m³)のナトリウムを、一時保管用タンクに移送する。一時保管用タンクへの移送が完了後、残りの1ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。2次系ナトリウムの抜取り作業については、2018年12月に完了する計画である。</p> <p>1次系ナトリウム等、2次系ナトリウム以外のナトリウムの抜取り方法及び時期並びにナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第1段階において検討することとし、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>なお、1次系ナトリウムの抜取り方法等、ナトリウムの処理・処分に向けた準備については、敦賀廃止措置実証部門に設置する敦賀廃止措置実証本部を中心に、もんじゅ及びプラントメーカーと連携して既設設備の活用、海外プラントの技術等について調査及び検討を進めることとし、必要な技術開発費用の確保を含め、燃料体取出し作業が完了する第2段階以降、速やかに準備作業に取り掛かれるよう検討を進める。</p> <p>(2) 燃料体取出し作業</p> <p>燃料体取出し作業は、燃料体を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業(以下「燃料体の取出し」という。)及び燃料体を炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業(以下「燃料体の処理」という。)からなる。燃料体を取り出した後の炉心位置には、燃料体の取出しを安全かつ確実に行うために、燃料体の取出しに影響のない範囲において、燃料体の形状、重量等を模擬した模擬燃料体又は固定吸収体(以下「模擬燃料体等」という。)を装荷する。ただし、放射性廃棄物発生量の低減、作業プロセスの削減による工程遅延リスク低減の観点から、246体目の燃料体の取出し終</p>	<p>汚染の分布に関する評価等を踏まえ検討を進める必要があることから、第3段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>4. 解体の方法</p> <p>4.1 第1段階に行う解体の方法</p> <p>(1) 2次系ナトリウムの抜取り</p> <p>ナトリウム漏えいリスクを低減するため、2次主冷却系設備、補助冷却設備、2次ナトリウム補助設備及び2次メンテナンス冷却系設備のナトリウムを既設のオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。また、既設のオーバフロータンク及びダンプタンクの容量を超える2次系ナトリウムについては、原子炉補助建物内に設置する一時保管用タンクにドレンする。</p> <p>ドレンの手順については、2ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレン後、タンク内の一部(約40m³)のナトリウムを、一時保管用タンクに移送する。一時保管用タンクへの移送が完了後、残りの1ループ分のナトリウムをオーバフロータンク及びダンプタンクにドレンする。2次系ナトリウムの抜取り作業については、2018年12月に完了する計画である。</p> <p>1次系ナトリウム等、2次系ナトリウム以外のナトリウムの抜取り方法及び時期並びにナトリウムの処理・処分の方法に係る計画については、第1段階において検討することとし、第2段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>なお、1次系ナトリウムの抜取り方法等、ナトリウムの処理・処分に向けた準備については、敦賀廃止措置実証部門に設置する敦賀廃止措置実証本部を中心に、もんじゅ及びプラントメーカーと連携して既設設備の活用、海外プラントの技術等について調査及び検討を進めることとし、必要な技術開発費用の確保を含め、燃料体取出し作業が完了する第2段階以降、速やかに準備作業に取り掛かれるよう検討を進める。</p> <p>(2) 燃料体取出し作業</p> <p>燃料体取出し作業は、燃料体を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業(以下「燃料体の取出し」という。)及び燃料体を炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業(以下「燃料体の処理」という。)からなる。燃料体を取り出した後の炉心位置には、燃料体の取出しを安全かつ確実に行うために、燃料体の取出しに影響のない範囲において、燃料体の形状、重量等を模擬した模擬燃料体又は固定吸収体(以下「模擬燃料体等」という。)を装荷する。ただし、放射性廃棄物発生量の低減、作業プロセスの削減による工程遅延リスク低減の観点から、246体目の燃料体の取出し終</p>	<p>変更なし</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>了後、247 体目以降においては、模擬燃料体等を装荷しない（以下「部分装荷」という。）。部分装荷では、炉心は模擬燃料体等を装荷する 370 箇所のうち、第 13-1 図のとおり格子状に 246 箇所に装荷した配置とする。</p> <p>なお、炉心から燃料体を取り出す前に、現在（廃止措置計画認可申請時点）、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している燃料体を取り出し、洗浄して燃料池へ移送する。</p> <p>以上の作業を第 11-2 図の工程に従って行い、燃料体取出し作業を完了する。</p> <p>(3) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価</p> <p>もんじゅでは、炉心周辺の一部構造材料及び 1 次冷却材が放射化している。また、その他施設内の機器・配管等の内面について、放射性物質の総量としては小さいものの、放射性物質が残留している。</p> <p>解体撤去作業における放射線業務従事者の被ばく低減及び放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、施設内における核燃料物質による汚染の分布（以下単に「汚染の分布」という。）に関する評価を第 1 段階及び第 2 段階に行う。第 1 段階においては、主に 1 次主冷却系における汚染の分布について評価を実施する。</p> <p>(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程</p> <p>(1)から(3)の各作業に係る安全管理上の措置を第 5-2 表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。</p> <p>4. 2 第 2 段階に行う解体の方法</p> <p>(1) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価</p> <p>第 2 段階においては、第 1 段階に引き続き、1 次主冷却系における汚染の分布について評価を継続するとともに、炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。</p> <p>(2) ナトリウム機器の解体準備</p> <p>ナトリウム機器の解体は、バルクナトリウムの抜取り、拔出し後の機器内に残留するナトリウムの回収及び安定化、機器解体撤去・切断、ナトリウム洗浄、除染等の多くの作業ステップが必要となる。これらの多岐にわたる系統機器の解体を安全、確実かつ速やかに行うため、次に挙げるしゃへい体等取出し作業及びバルクナトリウムの搬出を実施する。</p> <p>ナトリウム保有に伴うリスクの低減となるバルクナトリウム搬出のための最初のプロセスであり、かつ燃料体取出し作業並みの長期間を要するしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>また、ナトリウム機器の解体には、残留ナトリウムの安定化、機器・配管の切断等の解体に必要な技術等の選定、解体のガイドライン作成、それらの妥当性確認・実証が必要である。解体に必要な技術等の適用対象としては、非放射性ナトリウム設備、放射性ナトリウム設備及び特殊設備（原子炉容器、コー</p>	<p>了後、247 体目以降においては、模擬燃料体等を装荷しない（以下「部分装荷」という。）。部分装荷では、炉心は模擬燃料体等を装荷する 370 箇所のうち、第 13-1 図のとおり格子状に 246 箇所に装荷した配置とする。</p> <p>なお、炉心から燃料体を取り出す前に、現在（廃止措置計画認可申請時点）、炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している燃料体を取り出し、洗浄して燃料池へ移送する。</p> <p>以上の作業を第 11-2 図の工程に従って行い、燃料体取出し作業を完了する。</p> <p>(3) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価</p> <p>もんじゅでは、炉心周辺の一部構造材料及び 1 次冷却材が放射化している。また、その他施設内の機器・配管等の内面について、放射性物質の総量としては小さいものの、放射性物質が残留している。</p> <p>解体撤去作業における放射線業務従事者の被ばく低減及び放射性廃棄物の放射能レベル低減を目的として、施設内における核燃料物質による汚染の分布（以下単に「汚染の分布」という。）に関する評価を第 1 段階及び第 2 段階に行う。第 1 段階においては、主に 1 次主冷却系における汚染の分布について評価を実施する。</p> <p>(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程</p> <p>(1)から(3)の各作業に係る安全管理上の措置を第 5-2 表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。</p> <p>4. 2 第 2 段階に行う解体の方法</p> <p>(1) 核燃料物質による汚染の分布に関する評価</p> <p>第 2 段階においては、第 1 段階に引き続き、1 次主冷却系における汚染の分布について評価を継続するとともに、炉内構造物を含む原子炉周辺における放射化汚染の分布について評価を実施する。</p> <p>(2) ナトリウム機器の解体準備</p> <p>ナトリウム機器の解体は、バルクナトリウムの抜取り、拔出し後の機器内に残留するナトリウムの回収及び安定化、機器解体撤去・切断、ナトリウム洗浄、除染等の多くの作業ステップが必要となる。これらの多岐にわたる系統機器の解体を安全、確実かつ速やかに行うため、次に挙げるしゃへい体等取出し作業及びバルクナトリウムの搬出を実施する。</p> <p>ナトリウム保有に伴うリスクの低減となるバルクナトリウム搬出のための最初のプロセスであり、かつ燃料体取出し作業並みの長期間を要するしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>また、ナトリウム機器の解体には、残留ナトリウムの安定化、機器・配管の切断等の解体に必要な技術等の選定、解体のガイドライン作成、それらの妥当性確認・実証が必要である。解体に必要な技術等の適用対象としては、非放射性ナトリウム設備、放射性ナトリウム設備及び特殊設備（原子炉容器、コー</p>	<p>変更なし</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>ルドトラップ等)に区分し、非放射性ナトリウム設備から順に実設備解体を通じた技術実証・確認をしながら、第2段階及び第3段階を通じて段階的に解体技術基盤整備を行う。第2段階においては、非放射性ナトリウム設備の解体着手に必要な解体技術基盤整備と放射性ナトリウム設備及び特殊設備の解体着手に必要な解体技術基盤整備計画の策定を実施する。実設備解体を通じた技術実証・確認については、2次メンテナンス冷却系等の小規模系統から、二次冷却設備、一次冷却設備の順に行い、放射性ナトリウム設備の一次冷却設備の解体に技術を適用していく方針とし、第2段階期間に非放射性ナトリウム設備の実設備解体を通じた技術実証・確認に着手する。具体的な方法及び安全管理上の措置については、作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>① シャへい体等取出し作業</p> <p>シャへい体等取出し作業は、炉心等にあるシャへい体等を燃料池にすべて貯蔵することを完了条件とし、第1段階の燃料体取出し作業で経験、実績のある燃料取扱設備を用いて、安全、確実に実施する。取出し順序については、放射性物質を内包している又は放射化により近接作業で取り出すことができないものを優先して取り出すことを基本とする。なお、取扱い対象は放射性廃棄物であり、本作業は「放射性固体廃棄物」の移送作業として管理する。作業時のプラント状態については、1次主冷却系のナトリウムをドレンし、原子炉容器液位を通常レベル(以下「NsL」という。)からシステムレベル(以下「SsL」という。)に低下させた状態で運用することにより、設備点検のためにシャへい体等取出しの実作業が行えない期間を短縮するとともに、プラントの維持管理、設備保全・整備の合理化を図る。シャへい体等取出し作業の実施に当たっては、原子炉容器液位を SsL で運用することによる工程管理上のリスクへの対応策(以下「リカバリープラン」という。)を準備する。</p> <p>② バルクナトリウムの搬出</p> <p>バルクナトリウム搬出完了までには、シャへい体等取出し作業及び放射性バルクナトリウム抜取り作業、ナトリウム抽出・搬出設備整備といった多くのナトリウム取扱い作業及び設備整備を行いつつ、これらを効果的に組み合わせ、バルクナトリウム搬出を安全、確実、かつ可能な限り速やかに完了することを目指し、シャへい体等取出し完了後、可能な限り速やかに非放射性バルクナトリウムの抽出・搬出に移行できるように体制変更を行うとともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。非放射性バルクナトリウムの搬出完了後は、可能な限り速やかに放射性バルクナトリウムの抽出・搬出に移行</p>	<p>ルドトラップ等)に区分し、非放射性ナトリウム設備から順に実設備解体を通じた技術実証・確認をしながら、第2段階及び第3段階を通じて段階的に解体技術基盤整備を行う。第2段階においては、非放射性ナトリウム設備の解体着手に必要な解体技術基盤整備と放射性ナトリウム設備及び特殊設備の解体着手に必要な解体技術基盤整備計画の策定を実施する。実設備解体を通じた技術実証・確認については、2次メンテナンス冷却系等の小規模系統から、二次冷却設備、一次冷却設備の順に行い、放射性ナトリウム設備の一次冷却設備の解体に技術を適用していく方針とし、第2段階期間に非放射性ナトリウム設備の実設備解体を通じた技術実証・確認に着手する。具体的な方法及び安全管理上の措置については、作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>① シャへい体等取出し作業</p> <p>シャへい体等取出し作業は、炉心等にあるシャへい体等を燃料池にすべて貯蔵することを完了条件とし、第1段階の燃料体取出し作業で経験、実績のある燃料取扱設備を用いて、<u>燃料体取出し作業と同様にシャへい体等を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業と、シャへい体等を炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業を繰り返</u>し、安全、確実に実施する。取出し順序については、放射性物質を内包している又は放射化により近接作業で取り出すことができないものを優先して取り出すことを基本とする。なお、取扱い対象は放射性廃棄物であり、本作業は「放射性固体廃棄物」の移送作業として管理する。作業時のプラント状態については、1次主冷却系のナトリウムをドレンし、原子炉容器液位を通常レベル(以下「NsL」という。)からシステムレベル(以下「SsL」という。)に低下させた状態で運用することにより、設備点検のためにシャへい体等取出しの実作業が行えない期間を短縮するとともに、プラントの維持管理、設備保全・整備の合理化を図る。シャへい体等取出し作業の実施に当たっては、原子炉容器液位を SsL で運用することによる工程管理上のリスクへの対応策(以下「リカバリープラン」という。)を準備する。</p> <p>② バルクナトリウムの搬出</p> <p>バルクナトリウム搬出完了までには、シャへい体等取出し作業及び放射性バルクナトリウム抜取り作業、ナトリウム抽出・搬出設備整備といった多くのナトリウム取扱い作業及び設備整備を行いつつ、これらを効果的に組み合わせ、バルクナトリウム搬出を安全、確実、かつ可能な限り速やかに完了することを目指し、シャへい体等取出し完了後、可能な限り速やかに非放射性バルクナトリウムの抽出・搬出に移行できるように体制変更を行うとともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。非放射性バルクナトリウムの搬出完了後は、可能な限り速やかに放射性バルクナトリウムの抽出・搬出に移行</p>	<p>シャへい体等取出し作業の方法及び手順を明確化する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>できるように体制の見直しを行うとともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。設備整備においては、バルクナトリウムの抜出・搬出作業を安全、確実、かつ可能な限り速やかに行えるように取り組む。これらの具体的な事項をナトリウム搬出計画として策定した上で、バルクナトリウム搬出工程に整合する範囲で、バルクナトリウム以外についても回収及び搬出を図り、第3段階での施設内のナトリウムに起因するリスクを可能な限り低減する。設備整備を含む具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>(3) 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 大型の非放射性ナトリウム機器の撤去後の解体場所と移送ルート確保を目的とし、水・蒸気系等発電設備のうち、タービン建物3階以下に設置されている機器の解体撤去を実施する。解体撤去では、性能維持施設に影響を及ぼさないよう着手前に隔離や養生等を行う。また、解体撤去工事の際は、高所作業等の労働災害防止対策を講じた上で、工具などを用いて分解・取外しを行うとともに、熱的切断装置又は機械的切断装置で切断、破砕等を行う。なお、本解体撤去を通じて、解体技術基盤整備として実施する2次メンテナンス冷却系等の技術実証・確認に向けた経験の蓄積、労働安全及び運用管理の方法の習熟に資する。</p> <p>(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程 第2段階前半に実施する各作業に係る安全管理上の措置を第5-3表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。</p> <p>4.3 第3段階以降に行う解体の方法 第3段階においては、水・蒸気系等発電設備の解体撤去を継続するとともに、ナトリウム機器の解体撤去を行う。ナトリウム機器の解体撤去については、遠隔装置の活用、遮蔽設置等の被ばく低減対策、ナトリウムの漏えい防止、飛散防止等の安全対策及び高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。解体撤去により発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、処理に必要な設備の性能を維持しながら管理放出を行う。また、解体撤去により発生する放射性固体廃棄物については、計画的に処理を行い、搬出するまでの期間、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分別及び性状に応じて、適切な方法で保管する。</p> <p>第4段階においては、管理区域の解除及び建物等の解体撤去を行う。建物等の解体撤去については、高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。</p> <p>以上に示す作業の具体的な方法、安全対策、必要となる性能維持施設の範囲、機能及び性能等については、各段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>できるように体制の見直しを行うとともに、遅滞なく必要な設備整備を行う。設備整備においては、バルクナトリウムの抜出・搬出作業を安全、確実、かつ可能な限り速やかに行えるように取り組む。これらの具体的な事項をナトリウム搬出計画として策定した上で、バルクナトリウム搬出工程に整合する範囲で、バルクナトリウム以外についても回収及び搬出を図り、第3段階での施設内のナトリウムに起因するリスクを可能な限り低減する。設備整備を含む具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>(3) 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 大型の非放射性ナトリウム機器の撤去後の解体場所と移送ルート確保を目的とし、水・蒸気系等発電設備のうち、タービン建物3階以下に設置されている機器の解体撤去を実施する。解体撤去では、性能維持施設に影響を及ぼさないよう着手前に隔離や養生等を行う。また、解体撤去工事の際は、高所作業等の労働災害防止対策を講じた上で、工具などを用いて分解・取外しを行うとともに、熱的切断装置又は機械的切断装置で切断、破砕等を行う。なお、本解体撤去を通じて、解体技術基盤整備として実施する2次メンテナンス冷却系等の技術実証・確認に向けた経験の蓄積、労働安全及び運用管理の方法の習熟に資する。</p> <p>(4) 各作業に係る安全管理上の措置及び作業工程 第2段階前半に実施する各作業に係る安全管理上の措置を第5-3表に、作業工程を「十一 廃止措置の工程」に示す。</p> <p>4.3 第3段階以降に行う解体の方法 第3段階においては、水・蒸気系等発電設備の解体撤去を継続するとともに、ナトリウム機器の解体撤去を行う。ナトリウム機器の解体撤去については、遠隔装置の活用、遮蔽設置等の被ばく低減対策、ナトリウムの漏えい防止、飛散防止等の安全対策及び高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。解体撤去により発生する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物については、処理に必要な設備の性能を維持しながら管理放出を行う。また、解体撤去により発生する放射性固体廃棄物については、計画的に処理を行い、搬出するまでの期間、固体廃棄物貯蔵庫等で放射能レベル区分別及び性状に応じて、適切な方法で保管する。</p> <p>第4段階においては、管理区域の解除及び建物等の解体撤去を行う。建物等の解体撤去については、高所作業対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等の労働災害防止対策を確実に講じる。</p> <p>以上に示す作業の具体的な方法、安全対策、必要となる性能維持施設の範囲、機能及び性能等については、各段階に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>変更なし</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
<p>第 5-1 図 第 2 段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順</p>	<p>第 5-1 図 第 2 段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順 (補正前)</p>	<p>第 5-1 図 第 2 段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順 (補正後)</p>	<p>変更なし</p>

第 5-1 図 第 2 段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順

第 5-1 図 第 2 段階以降の解体撤去の工事等の主要な手順

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由																				
第 5-1 表 廃止措置の実施区分	<p style="text-align: center;">第 5-1 表 廃止措置の実施区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">主な実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階 燃料体取出し期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 </td> </tr> <tr> <td>第 2 段階 解体準備期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td>第 3 段階 廃止措置期間 I</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td>第 4 段階 廃止措置期間 II</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な実施事項	第 1 段階 燃料体取出し期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 	第 2 段階 解体準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 	第 3 段階 廃止措置期間 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 	第 4 段階 廃止措置期間 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 	<p style="text-align: center;">第 5-1 表 廃止措置の実施区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">主な実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階 燃料体取出し期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 </td> </tr> <tr> <td>第 2 段階 解体準備期間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td>第 3 段階 廃止措置期間 I</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 </td> </tr> <tr> <td>第 4 段階 廃止措置期間 II</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	主な実施事項	第 1 段階 燃料体取出し期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 	第 2 段階 解体準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 	第 3 段階 廃止措置期間 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 	第 4 段階 廃止措置期間 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 	変更なし
区分	主な実施事項																						
第 1 段階 燃料体取出し期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 																						
第 2 段階 解体準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 																						
第 3 段階 廃止措置期間 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 																						
第 4 段階 廃止措置期間 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 																						
区分	主な実施事項																						
第 1 段階 燃料体取出し期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 次系ナトリウムの抜取り ・ 燃料体取出し作業 ・ 汚染の分布に関する評価 																						
第 2 段階 解体準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染の分布に関する評価（継続） ・ ナトリウム機器の解体準備 ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去 																						
第 3 段階 廃止措置期間 I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水・蒸気系等発電設備の解体撤去（継続） ・ ナトリウム機器の解体撤去 																						
第 4 段階 廃止措置期間 II	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理区域の解除 ・ 建物等解体撤去 																						

変更箇所	補正前			補正後			理由
第5-2表 第1段階において実施する作業に係る安全管理上の措置	第5-2表 第1段階において実施する作業に係る安全管理上の措置			第5-2表 第1段階において実施する作業に係る安全管理上の措置			変更なし
	作業 件名	作業場所	安全管理上の措置	作業 件名	作業場所	安全管理上の措置	
	2次系ナトリウムの抜き取り	原子炉建物及び原子炉補助建物	<ul style="list-style-type: none"> ナトリウムバウンダリを開放する際、防災シート等を敷き、ナトリウムの飛散を防止する。また、脱落したナトリウムを収納する専用保管容器を準備する。 ナトリウムバウンダリを開放する際、作業者は保護具を着用し、ナトリウムの飛散による火傷等を防止する。 タンクにドレンする際にはタンク容量の上限を超えないように管理する。 	2次系ナトリウムの抜き取り	原子炉建物及び原子炉補助建物	<ul style="list-style-type: none"> ナトリウムバウンダリを開放する際、防災シート等を敷き、ナトリウムの飛散を防止する。また、脱落したナトリウムを収納する専用保管容器を準備する。 ナトリウムバウンダリを開放する際、作業者は保護具を着用し、ナトリウムの飛散による火傷等を防止する。 タンクにドレンする際にはタンク容量の上限を超えないように管理する。 	
	燃料体取出し作業	原子炉建物、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物	<ul style="list-style-type: none"> 作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 臨界防止のため、燃料体の取出しが完了するまで、炉心から制御棒集合体を取り出さない。 	燃料体取出し作業	原子炉建物、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物	<ul style="list-style-type: none"> 作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 臨界防止のため、燃料体の取出しが完了するまで、炉心から制御棒集合体を取り出さない。 	
汚染の分布に関する評価	原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> 代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 	汚染の分布に関する評価	原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> 代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 		

変更箇所	補正前			補正後			理由
第5-3表 第2段階において実施する作業に係る安全管理上の措置	第5-3表 第2段階において実施する作業に係る安全管理上の措置			第5-3表 第2段階において実施する作業に係る安全管理上の措置			変更なし
作業件名	作業場所	安全管理上の措置	作業件名	作業場所	安全管理上の措置		
汚染の分布に関する評価	原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> 代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 	汚染の分布に関する評価	原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物及び固体廃棄物貯蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> 代表試料採取時には汚染拡大防止措置を講じる。 高所の試料採取時には足場設置等の安全対策を講じる。 試料採取場所の状況に応じた防保護具の着用等、被ばく低減対策を講じる。 		
しゃへい等取出し作業	原子炉建物、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物	<ul style="list-style-type: none"> 作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 	しゃへい等取出し作業	原子炉建物、原子炉補助建物及びメンテナンス・廃棄物処理建物	<ul style="list-style-type: none"> 作業者の習熟や操作ミス防止のため、作業者の机上教育や模擬訓練を実施する。 故障リスク低減のため、燃料取扱設備の点検を確実に実施する。 		
水・蒸気系等発電設備の解体撤去	タービン建物	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去に当たっては、労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあつては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉じん等の拡散防止対策を講じる。 タービン建物等を維持管理する。 解体撤去では性能維持施設に影響を及ぼさないよう解体撤去着手前に隔離や養生等を行う。 	水・蒸気系等発電設備の解体撤去	タービン建物	<ul style="list-style-type: none"> 解体撤去に当たっては、労働災害防止対策を講じる。また、難燃性の資機材の使用、可燃性ガスを使用する場合の管理の徹底、重量物に適合した揚重設備の使用等の措置を講じる。 使用済燃料搬出が完了するまでの期間にあつては、使用済燃料の貯蔵に係る機能に影響を与えない範囲で行う。 必要に応じて局所排風機及び局所フィルタ等の設置、粉じん等の拡散防止対策を講じる。 タービン建物等を維持管理する。 解体撤去では性能維持施設に影響を及ぼさないよう解体撤去着手前に隔離や養生等を行う。 		

変更箇所	補正前	補正後	理由
<p>本文六 性能維持施設</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進めるうえで、燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。</p>	<p>六 性能維持施設</p> <p><u>廃止措置に移行した原子炉施設は、プラント運転中と異なり、原子炉運転に係る原子力災害の発生リスクがなく、廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく等のリスクも次第に低減していく。そのため、廃止措置の進捗に伴い低減するリスクに応じて、性能を維持すべき設備を合理的に最小化させるとともに、性能を維持すべき設備に対しても合理的な運用を適用することが基本原則である。</u></p> <p><u>このため、今後の廃止措置の進捗による設備の要求条件、状況の変化を踏まえて、適宜、設備の維持・運用について再評価を行い、性能を維持する設備についてはプラント状態や設備の状況に応じて、「運用・維持方法変更」や「設備更新」、「移設、改造」、「代替設備への移行」といった選択肢の中から最適な運用方針を選択する。また、廃止措置の進捗に伴い安全機能を満たす上で維持・運用の必要性がなくなった設備は速やかに設備の性能維持を終了する。</u></p> <p><u>なお、今後も廃止措置の進捗に応じて、設備の維持・運用に関する評価を行うとともに、第2段階後半及び第3段階に移行するまでに、順次、見直しを図っていく。その結果、第6-1表に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p><u>(1) 第1段階及び第2段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方</u></p> <p><u>①第1段階における安全確保の基本的な考え方</u></p> <p><u>廃止措置第1段階においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在するという残留リスクを持つ状態であった。これを踏まえ、ナトリウムを安全に管理するための施設について性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、安全を確保しながら燃料体取出し作業を最優先に実施することを廃止措置の基本方針として定め、この基本方針に基づき、燃料体取出し作業に係る設備、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備、放射性物質の外部への漏えいを防止するための建物・構築物の障壁、遮蔽及び換気設備、管理区域における放射線管理設備、屋内外の放射線監視を行うための放射線監視設備、放射性固体廃棄物の処理設備及び貯蔵設備、ナトリウムの漏えい及び火災を防止するための設備等の施設を、廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。</u></p> <p><u>②第2段階前半における安全確保の基本的な考え方</u></p> <p><u>廃止措置第2段階においては、燃料体取出し作業の完了に伴い、燃料体は燃料池及び新燃料貯蔵ラックに貯蔵している状態となり、残留リスクが解消した状態となった。また、今後の廃止措置の進捗に伴い、公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばく等のリスクも次第に低減していく。このような廃止措置プラントの特徴を踏まえ、プラントの安全機能要求を満足しつつ、廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、設備維持上の課題や廃止措置作業との関係についても考</u></p>	<p>廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進するためには設備の維持負担を軽減していくことが重要であることから、そのための「廃止措置段階の性能維持施設の考え方」を明確にする。</p> <p>今後実施する廃止措置工事内容が明確になっていない現状を踏まえ、検討の進捗に応じて見直しを図る計画であることを明確にする。</p> <p>安全確保の基本的な考え方を第1段階、第2段階前半で分けて記載する。</p> <p>上記補正に伴い、令和4年6月28日の変更申請から、「しゃへい体等取出し作業」を削除する。</p> <p>「第2段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」を明記する。</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p> <p>燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備については、炉心等から燃料体及びしゃへい体等を取り出すための燃料交換設備、燃料出入設備、燃料洗浄設備等を、燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業が完了するまでの期間、維持管理する。また、炉心等から取り出した燃料体を貯蔵する水中燃料貯蔵設備については、燃料体を安全に貯蔵するため、臨界を防止するための貯蔵ラックにかかる機能等を、燃料体を搬出するまでの期間、維持管理する。ただし、燃料池の水冷却機能は、使用済燃料の強制冷却が不要となるまでの期間、維持管理する。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性物質を除去し、放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物がなくなるまでの期間、維持管理する。ただし、施設内の放射性よう素については、現状のもんじゅにおける核燃料物質の減衰期間等を考慮すると環境への影響は無視できることから、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。</p> <p>核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。</p> <p>管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、必要となる監視設備について維持管理する。</p> <p>核燃料物質により汚染された設備、建物等の解体撤去等で発生する放射性固体廃棄物の処理施設については、汚染されている設備等の解体撤去が完了し、放射性固体廃棄物として処理するまでの期間、処理機能を維持管理し、放射性固体廃棄物の貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を有する廃棄事業者の廃棄</p>	<p><u>慮しながら最適な設備運用を選択することが重要となる。</u></p> <p><u>このため、第2段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方を以下のとおりとする。</u></p> <p>a. <u>原子力災害の防止のため、燃料池まわりを中心に必要な安全機能を維持するとともに、大規模損壊対応に必要な機能を維持する。</u></p> <p>b. <u>廃止措置を安全、確実かつできる限り速やかに推進できるよう、もんじゅの特殊性を考慮した必要な機能を維持するとともに、その他、プラントの安全確保上、必要な機能を維持する。</u></p> <p><u>上記の考え方に基づき、性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p><u>(2) 性能維持施設に係る必要な機能及び維持期間についての基本的な考え方</u></p> <p>燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業に係る設備については、炉心等から燃料体及びしゃへい体等を取り出すための燃料交換設備、燃料出入設備、燃料洗浄設備等を、燃料体取出し作業及びしゃへい体等取出し作業が完了するまでの期間、維持管理する。また、炉心等から取り出した燃料体を貯蔵する水中燃料貯蔵設備については、燃料体を安全に貯蔵するため、臨界を防止するための貯蔵ラックにかかる機能等を、燃料体を搬出するまでの期間、維持管理する。ただし、燃料池の水冷却機能は、使用済燃料の強制冷却が不要となるまでの期間、維持管理する。</p> <p>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理設備については、施設内の放射性物質を除去し、放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物がなくなるまでの期間、維持管理する。ただし、施設内の放射性よう素については、現状のもんじゅにおける核燃料物質の減衰期間等を考慮すると環境への影響は無視できることから、放出に係るよう素除去に係る設備の維持は不要とする。</p> <p>核燃料物質により汚染された系統及び設備を収納する原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物等については、これらの系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び遮蔽機能とともに、換気設備について維持管理する。</p> <p>管理区域における放射線管理を行う出入管理設備及び汚染管理設備については、管理区域内の系統及び設備を撤去し、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、維持管理する。屋内外の放射線監視を行う設備については、廃止措置の進捗に応じた監視対象範囲を明確にし、管理区域としての管理が不要となるまでの期間、必要となる監視設備について維持管理する。</p> <p>核燃料物質により汚染された設備、建物等の解体撤去等で発生する放射性固体廃棄物の処理施設については、汚染されている設備等の解体撤去が完了し、放射性固体廃棄物として処理するまでの期間、処理機能を維持管理し、放射性固体廃棄物の貯蔵施設については、処理した放射性固体廃棄物を許可を有する廃棄事業者の廃棄</p>	<p>「第2段階前半のプラント状態における安全確保の基本的な考え方」を明記する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。</p> <p>ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。</p> <p>また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車等のその他の施設についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。</p> <p>その他、必要な設備への電源を供給するためのディーゼル発電機、変圧器等の電源設備、系統の制御・監視等を行う計測制御設備、プラントの監視・操作を行う中央制御室など、廃止措置期間中の保安に必要な施設について、必要な期間、適切に維持管理する。</p> <p>以上の基本的な考え方に基づく性能維持施設の機能、性能、プラント状態に応じて性能を発揮するために必要な維持台数及び維持期間を第6-1表に示す。<u>廃止措置の進捗に応じて、第6-1表に示す性能維持施設の範囲、機能又は性能について変更する場合は、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>なお、第 6-1 表に示す性能維持施設に係る保全対象範囲として、詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲については、2018 年 12 月から予定している定期設備点検までに明確化して保安規定及び保全計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設</p> <p style="text-align: center;">(別紙 第 6-1 表 性能維持施設補正前後比較表 参照)</p>	<p>施設に廃棄するまでの期間、貯蔵機能を維持管理する。</p> <p>ナトリウムを保有している系統、設備等については、ナトリウムの漏えい及び凍結を防止するためのナトリウムの保持機能、予熱・保温機能及び漏えい監視機能を、系統・設備内のナトリウムをタンク等に固化するまでの期間、維持管理する。また、タンク等にドレンした後においても、残留している系統・設備内のナトリウム酸化を防止するための不活性ガス供給機能については、系統・設備内のナトリウムを安定化処理するまでの期間、維持管理する。</p> <p>また、大規模損壊発生時のナトリウム火災に係る消火及び影響緩和に必要な資機材や、緊急時において電源供給や燃料池への給水を行う移動式電源車、消防自動車等のその他の施設についても、廃止措置の進捗に即したリスクに応じて、適切に維持管理する。</p> <p>その他、必要な設備への電源を供給するためのディーゼル発電機、変圧器等の電源設備、系統の制御・監視等を行う計測制御設備、プラントの監視・操作を行う中央制御室など、廃止措置期間中の保安に必要な施設について、必要な期間、適切に維持管理する。</p> <p>以上の基本的な考え方に基づく性能維持施設の機能、性能、プラント状態に応じて性能を発揮するために必要な維持台数及び維持期間を第6-1表に示す。</p> <p>なお、第 6-1 表に示す性能維持施設に係る保全対象範囲として、詳細な機器レベルでの性能維持施設の範囲については、2018 年 12 月から予定している定期設備点検までに明確化して保安規定及び保全計画に反映する。</p> <p style="text-align: center;">第 6-1 表 性能維持施設</p> <p style="text-align: center;">(別紙 第 6-1 表 性能維持施設補正前後比較表 参照)</p>	<p>廃止措置の進捗に応じた変更認可については、基本的な考え方に示したことから、削除する。</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
<p>本文七 性能維持施設 の位置、構造 及び設備並び にその性能、 その性能を維持 すべき期間 並びに研開炉 技術基準規則 第二章及び第 三章に定め るところにより 難い特別の事 情がある場合 はその内容</p>	<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容 (略)</p> <p>2. 性能維持施設の施設管理 性能維持施設については、もんじゅの現況^{*1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則10号。以下「技術基準規則」という。)の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第6-1表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第6-1表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査(以下「定期事業者検査」^{*2}という。)によって確認する。なお、第6-1表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。</p> <p>定期事業者検査については、2018年12月から実施する定期設備点検に合わせて実施するものとし、2018年12月までに定める保全計画に定期事業者検査の内容を反映する。2018年12月までの期間における性能維持施設の保全については建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未点検機器を発生させないよう万全を期す。</p> <p>もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれらの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安全かつ確実に実施するために、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備について平成22年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認する。</p> <p>(2) 故障リスクへの対応 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>(3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。</p> <p>(4) メーカー等と連携した作業管理体制の充実 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処でき</p>	<p>七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容 (略)</p> <p>2. 性能維持施設の施設管理 性能維持施設については、もんじゅの現況^{*1}を踏まえ、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則10号。以下「技術基準規則」という。)の要求事項に代わり、もんじゅの原子炉設置許可等、既往の許認可を基に設定している第6-1表に示す維持機能及び性能について、保安規定に定める施設管理に基づき、継続的な改善を図りながら維持管理する。また、第6-1表に示す性能維持施設の維持機能及び性能については、検査(以下「定期事業者検査」^{*2}という。)によって確認する。なお、第6-1表に示す維持期間を終了し、維持不要となった設備又は機能については、性能維持施設から除外される。従って、定期事業者検査が不要となる。</p> <p>定期事業者検査については、2018年12月から実施する定期設備点検に合わせて実施するものとし、2018年12月までに定める保全計画に定期事業者検査の内容を反映する。2018年12月までの期間における性能維持施設の保全については建設段階の保全内容を踏襲することにより、廃止措置段階への移行期において未点検機器を発生させないよう万全を期す。</p> <p>もんじゅにおいては過去に機器の点検時期を超過する保守管理上の不備を発生させたが、その不適合処置として点検を行い、再発防止対策として保守管理全般に対して改善を行ってきた。具体的な改善内容は保守管理業務支援システムの導入及び運用、保守管理に係る人材の強化等であり、廃止措置段階においてはこれらの対策を継続するとともに、さらに、燃料体取出し作業等を安全かつ確実に実施するために、以下の取組を実施する。</p> <p>(1) 燃料交換設備や燃料処理設備の事前点検 燃料体取出し作業を安全かつ確実に実施するため、作業に用いる設備について平成22年以降使用していないことを踏まえ、事前に点検して健全性を確認する。</p> <p>(2) 故障リスクへの対応 故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体の取出し作業工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>(3) 燃料体取出し作業に係る体制強化 燃料体取出し作業を担う担当課の体制強化を行う。</p> <p>(4) メーカー等と連携した作業管理体制の充実 燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処でき</p>	<p>変更なし</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>るよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p> <p>(5) リカバリープラン設備の保守管理 しゃへい体等取出し作業の実施におけるリカバリープラン設備として、一次冷却設備に関連する以下の設備を中心に、一部の機能を特別な保全計画により維持管理する。<u>なお、原子炉容器液位を SsL で運用した作業実績を評価し、リカバリープランの最適化を図る。</u></p> <p>1次主冷却系設備</p> <p>1次ナトリウム補助設備 <u>(オーバフロー系、純化系、充填ドレン系)</u></p> <p>メンテナンス冷却系設備 <u>(1次メンテナンス冷却系)</u></p> <p>プロセス計装 <u>(ナトリウム漏えい検出設備、予熱計装設備)</u></p>	<p>るよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p> <p>(5) リカバリープラン設備の保守管理 しゃへい体等取出し作業の実施におけるリカバリープラン設備として、一次冷却設備に関連する以下の設備を中心に、一部の機能を <u>保安規定第 103 条 (施設管理計画) 6.3 に定める</u> 特別な保全計画により維持管理する。</p> <p>1次主冷却系設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>1次主冷却系循環ポンプ</u> ➤ <u>1次主冷却系中間熱交換器</u> ➤ <u>1次主冷却系配管</u> ➤ <u>1次主冷却系設備</u> <p>1次ナトリウム補助設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>1次ナトリウムオーバフロー系</u> ➤ <u>1次ナトリウム純化系</u> ➤ <u>1次ナトリウム充填ドレン系</u> <p>メンテナンス冷却系設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>1次メンテナンス冷却系</u> <p>プロセス計装</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>原子炉容器出口ナトリウム温度</u> ➤ <u>中間熱交換器 1次側出口ナトリウム温度</u> ➤ <u>1次主冷却系流量</u> ➤ <u>ナトリウム補助設備計装</u> ➤ <u>原子炉格納容器雰囲気計装</u> ➤ <u>1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度</u> ➤ <u>配管室雰囲気温度</u> ➤ <u>1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)</u> ➤ <u>1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)</u> ➤ <u>ナトリウム漏えい検出設備</u> ➤ <u>予熱計装設備</u> <p><u>屋内管理用の主要な設備 (放射線監視設備)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ</u> <p><u>主冷却系窒素雰囲気調節装置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>主冷却系窒素雰囲気調節装置</u> 	<p>使用前に点検を行うよう保守管理方法を合理化したことから、当該記載を削除する。</p> <p>リカバリープラン設備の対象を明確化する。</p> <p>リカバリープラン設備の対象を明確化する。</p> <p>リカバリープラン設備の対象を明確化する。 リカバリープラン設備の対象を明確化する。</p> <p>リカバリープラン設備の対象を明確化する。 リカバリープラン設備の対象を明確化する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>機器冷却系設備</p> <p>※1：もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅについては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>燃料体取出し作業後は、化学的に活性なナトリウムを保有するリスクの低減として、非放射性及び放射性バルクナトリウムの所外搬出を安全、確実かつ速やかに完了させることと、速やかに第 3 段階におけるナトリウム設備の解体に着手する観点から、放射性バルクナトリウム搬出のクリティカル工程となっているしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。</p> <p>※2：2020 年 3 月までは事業者自主検査。</p> <p>(略)</p>	<p>機器冷却系設備</p> <p>➤ <u>電磁ポンプ冷却設備</u></p> <p>➤ <u>1次主冷却系循環ポンプポニーモータ冷却設備</u></p> <p>※1：もんじゅの現況におけるリスクの程度については、「添付書類四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書」に示すとおり、周辺公衆に対する著しい放射線被ばくのリスクは小さい。一方、もんじゅについては、廃止を決定した時点で、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 9 号）等のいわゆる新規制基準への適合が確認されていない状況であり、もんじゅの廃止措置においては、化学的に活性なナトリウムを保有する炉心等に燃料体が存在した状態から開始するという残留リスクがある。このため、ナトリウムを安全に管理するための施設は、廃止措置段階においてもその性能を維持するとともに、残留リスクの早期低減の観点から、燃料体取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>燃料体取出し作業後は、化学的に活性なナトリウムを保有するリスクの低減として、非放射性及び放射性バルクナトリウムの所外搬出を安全、確実かつ速やかに完了させることと、速やかに第 3 段階におけるナトリウム設備の解体に着手する観点から、放射性バルクナトリウム搬出のクリティカル工程となっているしゃへい体等取出し作業を最優先に実施する。</p> <p>併せて、大規模損壊発生時の対応を追加的に実施する。これらの対応は、新たな設備を施設し、その性能を維持するよりも、廃止措置段階において、段階的に残留リスクを低減していく方策として合理的である。</p> <p>※2：2020 年 3 月までは事業者自主検査。</p> <p>(略)</p>	<p>リカバリープラン設備の対象を明確化する。</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
<p>本文十一 廃止措置の工程</p>	<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>1. 廃止措置の工程</p> <p>もんじゅの廃止措置については、原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2047年度で完了する予定である。廃止措置の工程を第11-1図に示す。また、第1段階の工程を第11-2図に、第2段階の工程を第11-3図に示す。第2段階後半以降の詳細な工程については、第2段階後半に行うバルクナトリウムの搬出作業に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>なお、第1段階の燃料体取出し作業に係る工程については、安全性の確保を前提に、可能な限り速やかに燃料体を取り出す工程とする。</p> <p>2. 廃止措置の工程管理の方法と工程管理体制</p> <p>(1) 第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制</p> <p>①第1段階</p> <p>第1段階における燃料体取出し作業を第11-2図に示す工程（以下「燃料体取出し工程」という。）に基づき安全かつ計画的に遂行するため、各作業、検査及び設備点検（以下「作業等」という。）に係る月単位の年度計画（以下、「現地マスター工程表」という。）及び日単位の年度計画（以下、「現地マスター詳細工程表」という。）を作成し、これに従い、毎週を目安に、作業等の実施状況及び予定を確認し、管理する。具体的には、次のとおり実施する。</p> <p>a. 工程表の制定</p> <p>工程管理の取りまとめを行う課長（以下「計画管理課長」という。）は、現地マスター工程表を作成し、工程管理を総括する責任者（以下「工程管理総括責任者」という。）の確認及び所長の承認を得る。</p> <p>また、計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき現地マスター詳細工程表を作成し、工程管理総括責任者の承認を得る。</p> <p>b. 調整会議体</p> <p>燃料体取出し工程に基づく、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程表については、次の会議体により調整及び管理を行う。</p> <p>(a) 現地マスター工程表に関する検討会議</p> <p>現地マスター工程表を制定する場合及び作業等のスケジュール変更等により現地マスター工程表に見直しの必要がある場合に開催し、制定内容又は変更内容の妥当性を確認するとともに、燃料体取出し工程への影響を確認する。会議の責任者は所長とする。</p> <p>(b) 現地マスター詳細工程表に関する検討会議</p> <p>現地マスター詳細工程表を制定する場合及び作業等に不具合が発生し、</p>	<p>十一 廃止措置の工程</p> <p>1. 廃止措置の工程</p> <p>もんじゅの廃止措置については、原子炉等規制法に基づく本廃止措置計画の認可以降、この廃止措置計画に基づき実施し、2047年度で完了する予定である。廃止措置の工程を第11-1図に示す。また、第1段階の工程を第11-2図に、第2段階の工程を第11-3図に示す。第2段階後半以降の詳細な工程については、第2段階後半に行うバルクナトリウムの搬出作業に着手するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>なお、第1段階の燃料体取出し作業に係る工程については、安全性の確保を前提に、可能な限り速やかに燃料体を取り出す工程とした。<u>その結果、2018年8月より実施してきた燃料体取出し作業は2022年10月に終了し、これをもって第1段階に予定していた全ての作業を当初計画より2か月早く完了した。</u></p> <p>2. 廃止措置の工程管理の方法と工程管理体制</p> <p>(1) 第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制</p> <p>①第1段階</p> <p>第1段階における燃料体取出し作業を第11-2図に示す工程（以下「燃料体取出し工程」という。）に基づき安全かつ計画的に遂行するため、各作業、検査及び設備点検（以下「作業等」という。）に係る月単位の年度計画（以下、「現地マスター工程表」という。）及び日単位の年度計画（以下、「現地マスター詳細工程表」という。）を作成し、これに従い、毎週を目安に、作業等の実施状況及び予定を確認し、管理する。具体的には、次のとおり実施する。</p> <p>a. 工程表の制定</p> <p>工程管理の取りまとめを行う課長（以下「計画管理課長」という。）は、現地マスター工程表を作成し、工程管理を総括する責任者（以下「工程管理総括責任者」という。）の確認及び所長の承認を得る。</p> <p>また、計画管理課長は、現地マスター工程表に基づき現地マスター詳細工程表を作成し、工程管理総括責任者の承認を得る。</p> <p>b. 調整会議体</p> <p>燃料体取出し工程に基づく、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程表については、次の会議体により調整及び管理を行う。</p> <p>(a) 現地マスター工程表に関する検討会議</p> <p>現地マスター工程表を制定する場合及び作業等のスケジュール変更等により現地マスター工程表に見直しの必要がある場合に開催し、制定内容又は変更内容の妥当性を確認するとともに、燃料体取出し工程への影響を確認する。会議の責任者は所長とする。</p> <p>(b) 現地マスター詳細工程表に関する検討会議</p> <p>現地マスター詳細工程表を制定する場合及び作業等に不具合が発生し、</p>	<p>変更無し</p> <p>第1段階の工程に対する実績と評価を追記する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>作業等の工程変更等が生じる可能性がある場合に開催し、制定内容の妥当性又は現地マスター詳細工程表に影響があるかの確認及び調整を行う。会議の責任者は工程管理総括責任者とする。</p> <p>c. 進捗状況の確認及び評価</p> <p>計画管理課長は、毎週を目安に、各課から提出された週単位の作業等の実施状況を確認し、現地マスター詳細工程表に対する進捗を管理する。</p> <p>所長は、制定した現地マスター工程表について、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。変更した場合も、その都度、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、作業等の進捗状況について、原則として毎週1回以上確認し、所長に必要な指示を行う。また、毎年度1回以上、燃料体取出し工程への影響を評価し、その結果をマネジメントレビューにおいて理事長へ報告する。</p> <p>理事長は、燃料体取出し工程の進捗状況について評価を行い、必要な指示を敦賀廃止措置実証部門長に行う。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、理事長の指示を踏まえた作業等への対応について評価し、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>②第2段階前半</p> <p>第2段階前半におけるナトリウム機器の解体準備を第11-3図に示す工程に基づき、第1段階と同様に、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程表を作成し、管理する。</p> <p>(2) 第2段階後半以降における工程管理の方法及び工程管理体制</p> <p>第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制を原則として踏襲することとするが、廃止措置の進捗状況に応じて、より効果的な工程管理の方法について継続して検討し、必要に応じて、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>以上に示す廃止措置の工程管理については、保安規定及び保安規定に基づく品質マネジメントシステム文書に定めて実施する。</p> <p>3. 工程変更時の対応</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、2022年度中に燃料体取出し作業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>(2) 第2段階</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、2031年度中に放射性バルクナトリウムの搬出作業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>作業等の工程変更等が生じる可能性がある場合に開催し、制定内容の妥当性又は現地マスター詳細工程表に影響があるかの確認及び調整を行う。会議の責任者は工程管理総括責任者とする。</p> <p>c. 進捗状況の確認及び評価</p> <p>計画管理課長は、毎週を目安に、各課から提出された週単位の作業等の実施状況を確認し、現地マスター詳細工程表に対する進捗を管理する。</p> <p>所長は、制定した現地マスター工程表について、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。変更した場合も、その都度、敦賀廃止措置実証部門長へ報告する。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、作業等の進捗状況について、原則として毎週1回以上確認し、所長に必要な指示を行う。また、毎年度1回以上、燃料体取出し工程への影響を評価し、その結果をマネジメントレビューにおいて理事長へ報告する。</p> <p>理事長は、燃料体取出し工程の進捗状況について評価を行い、必要な指示を敦賀廃止措置実証部門長に行う。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、理事長の指示を踏まえた作業等への対応について評価し、所長へ必要な指示を行う。</p> <p>②第2段階前半</p> <p>第2段階前半におけるナトリウム機器の解体準備を第11-3図に示す工程に基づき、第1段階と同様に、現地マスター工程表及び現地マスター詳細工程表を作成し、管理する。</p> <p>(2) 第2段階後半以降における工程管理の方法及び工程管理体制</p> <p>第1段階及び第2段階前半における工程管理の方法及び工程管理体制を原則として踏襲することとするが、廃止措置の進捗状況に応じて、より効果的な工程管理の方法について継続して検討し、必要に応じて、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>以上に示す廃止措置の工程管理については、保安規定及び保安規定に基づく品質マネジメントシステム文書に定めて実施する。</p> <p>3. 工程変更時の対応</p> <p>(1) 第1段階</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、2022年度中に燃料体取出し作業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p> <p>(2) 第2段階</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、2031年度中に放射性バルクナトリウムの搬出作業が完了しないと判断した場合、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所		補正前				補正後				理由	
第 11-1 図 廃止措置の全 体工程		第1段階 燃料体取出し期間	第2段階 解体準備期間	第3段階 廃止措置期間I	第4段階 廃止措置期間II	第1段階 燃料体取出し期間	第2段階 解体準備期間	第3段階 廃止措置期間I	第4段階 廃止措置期間II	変更無し	
		2018 ~ 2022	2023 ~ 2031	2032 ~	2047	2018 ~ 2022	2023 ~ 2031	2032 ~	2047		
区分	年度	主な実施事項				区分	年度	主な実施事項			
		燃料体の取出し	ナトリウム機器の解体準備	ナトリウム機器の解体撤去	建物等解体撤去	燃料体の取出し	ナトリウム機器の解体準備	ナトリウム機器の解体撤去	建物等解体撤去		
		汚染の分布に関する評価	水・蒸気系等発電設備の解体撤去			汚染の分布に関する評価	水・蒸気系等発電設備の解体撤去				
			放射性固体廃棄物の処理・処分				放射性固体廃棄物の処理・処分				
		注) 使用済燃料の処理・処分の方法に係る計画については、第 2 段階において検討し、譲渡し先が確定した後、反映して変更認可を受ける。						注) 使用済燃料の処理・処分の方法に係る計画については、第 2 段階において検討し、譲渡し先が確定した後、反映して変更認可を受ける。			
		第 11-1 図 廃止措置の全体工程						第 11-1 図 廃止措置の全体工程			

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前						補正後						理由
第11-2図 第1段階の工程													燃料体取出し作業実績を反映する。
	第1段階における主な作業等						第1段階における主な作業等						
<p>注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。</p>													

第11-2図 第1段階の工程

第11-2図 第1段階の工程

※1：86体の燃料体については、炉外燃料貯蔵槽から取り出した後、缶詰缶装置により缶詰缶に収納し、燃料池に貯蔵する。
 ※2：2010年以降に使用しないことを踏まえ、炉心等から燃料体を取り出す前に、施設の復旧を目的として実施する点検及び作業確認であり、定期設備点検とは異なる。
 ※3：2010年以降使用していないことを踏まえ、炉心等から燃料体を取り出す前に、施設の復旧を目的として実施する点検及び作業確認であり、定期設備点検とは異なる。

※1：86体の燃料体については、炉外燃料貯蔵槽から取り出した後、缶詰缶装置により缶詰缶に収納し、燃料池に貯蔵する。
 ※2：2010年以降使用しないことを踏まえ、炉心等から燃料体を取り出す前に、施設の復旧を目的として実施する点検及び作業確認であり、定期設備点検とは異なる。
 ※3：2010年以降使用しないことを踏まえ、炉心等から燃料体を取り出す前に、施設の復旧を目的として実施する点検及び作業確認であり、定期設備点検とは異なる。

変更箇所	補正前										補正後										理由		
第11-3図 第2段階の工程	2023年度											2023年度											変更無し
	2024年度											2024年度											
	2025年度											2025年度											
	2026年度											2026年度											
	2027年度											2027年度											
	2028年度											2028年度											
	2029年度											2029年度											
	2030年度											2030年度											
	2031年度											2031年度											
	年度											年度											
	しゃへい体等取出し作業											しゃへい体等取出し作業											
ナトリウム機器の解体準備											ナトリウム機器の解体準備												
バルクナトリウムの搬出 非放射性/放射性バルクナトリウム搬出作業 注1)											バルクナトリウムの搬出 非放射性/放射性バルクナトリウム搬出作業 注1)												
汚染の分布に関する評価											汚染の分布に関する評価												
水・蒸気系等発電設備の解体撤去											水・蒸気系等発電設備の解体撤去												
第2段階における主な作業等											第2段階における主な作業等												
	注1) 非放射性バルクナトリウム搬出作業は2028年度に開始し、放射性バルクナトリウム搬出作業は2031年度に完了する。具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。										注1) 非放射性バルクナトリウム搬出作業は2028年度に開始し、放射性バルクナトリウム搬出作業は2031年度に完了する。具体的な事項については、バルクナトリウムの搬出作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。												
	注2) タービン建物3階以下に設置された機器とする。その他の設備に係る具体的な事項については、解体撤去作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。										注2) タービン建物3階以下に設置された機器とする。その他の設備に係る具体的な事項については、解体撤去作業着手までに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。												

第11-3図 第2段階の工程

第11-3図 第2段階の工程

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

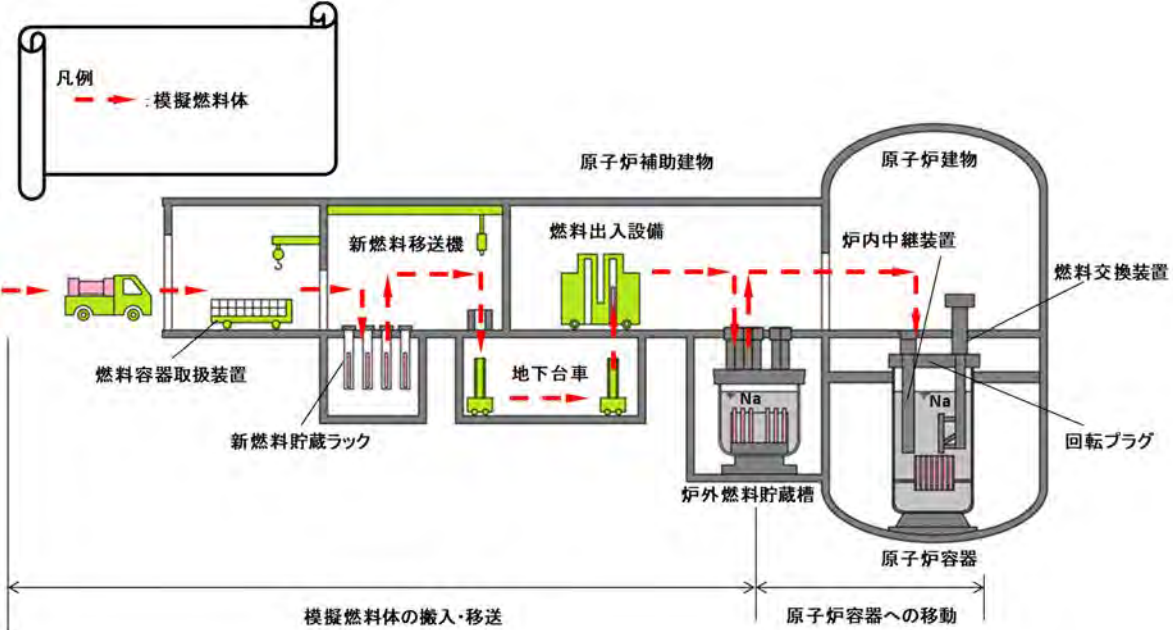
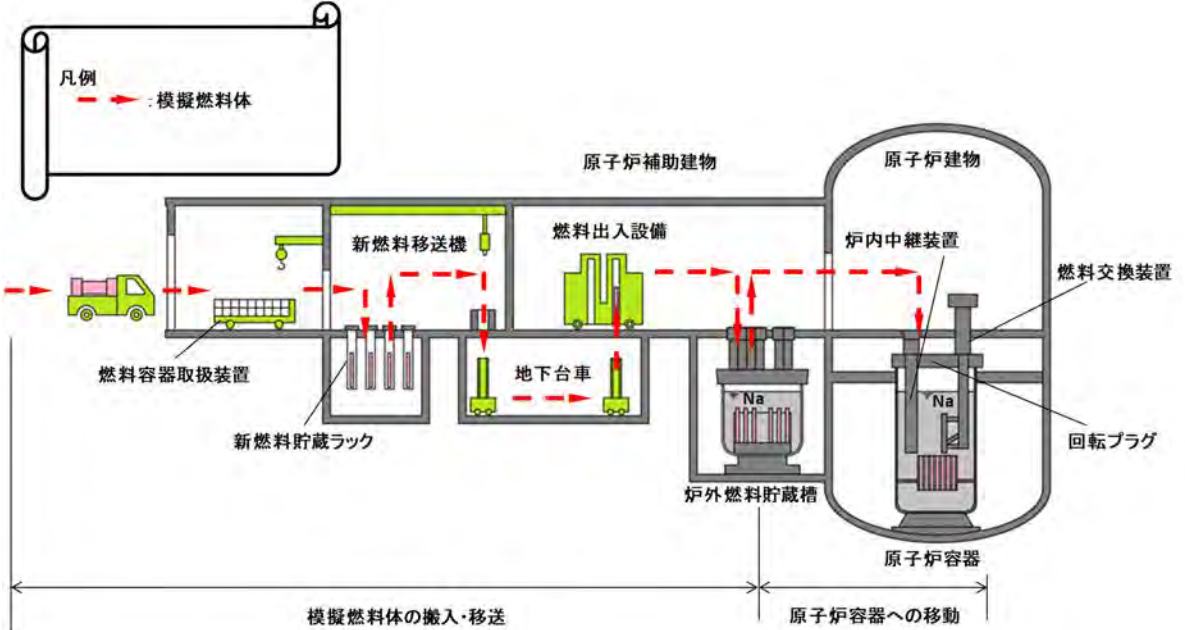
変更箇所	補正前	補正後	理由
<p>添付書類一 表紙</p>	<p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">枠内は機微情報につき公開できません。</p> <p>添付書類 一</p> <p>燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書</p>	<p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">枠内は機微情報につき公開できません。</p> <p>添付書類 一</p> <p>燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書 <u>又は既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料</u></p>	<p>燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料を追加するため、タイトルを変更する。</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類一		<u>(1) 燃料体を炉心等から取り出す工程に関する説明書</u>	燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料を追加するため、中表紙を挿入する。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>1. 燃料体を炉心等から取り出す方法及び手順</p> <p>燃料体を炉心から取り出して燃料池に移送する作業（燃料体取出し作業）は、炉心から燃料体を取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業（燃料体の取出し）と炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上で燃料池に移送する作業（燃料体の処理）からなる。以下、(1)～(3)に各作業の内容を示す。</p> <p>(1) 模擬燃料体等の搬入</p> <p>所外から搬入した模擬燃料体等は、受取検査後、新燃料貯蔵ラックに収納する。その後、燃料体の取出し前に必要な体数を、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を用いて炉外燃料貯蔵槽に移送する（第1図参照）。</p> <p>(2) 燃料体の取出し</p> <p>燃料体の取出しにおいては、燃料交換装置、炉内中継装置及び燃料出入設備を用い、炉心に装荷している燃料体を取り出し、燃料体を取り出した後においては、燃料体のグリップ位置（上部位置）が燃料交換装置で扱える範囲にあることを確実にするため、燃料体の形状及び重量を模擬した模擬燃料体等を治具として装荷する（第1図及び第2図参照）。</p> <p>ただし、模擬燃料体等は、部分装荷とし、燃料体を取り出した後の370箇所のうち、246箇所の炉心位置に格子状となるよう装荷する（第3図参照）。246体目の燃料体の取出しが終了し、247体目以降の燃料体の取出しにおいては、燃料体を取り出した位置へ模擬燃料体等を装荷しない。</p> <p>部分装荷では、247体目の燃料体の取出し以降、模擬燃料体等を装荷しない箇所（124箇所）が発生し、燃料体頂部の移動可能空間が広がることから燃料体の取出しへの影響を確認した。部分装荷とした場合における燃料体の取出しへの影響がないとした評価については、添付書類四の評価内容への影響がないことの説明を含め、別添1及び別添1-1に示す。</p> <p>なお、燃料体を炉心から取り出す前に、訓練として、炉心及び炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している中性子しゃへい体を用いて、炉心からの取出し及び炉心への装荷を行う。</p> <p>(3) 燃料体の処理</p> <p>燃料体の処理においては、燃料出入設備を用いて炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している燃料体を取り出して燃料洗浄設備に移送し、燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄した後、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する（第4図参照）。缶詰缶については、缶詰缶に収納せずに長期水中保管しても健全性に問題ないことが高速実験炉「常陽」の照射後試験において確認されており、未臨界性及び地震時の構造健全性についても、それぞれ、添付書類四及び別添2のとおり問題ないと評価していることから、2018年度に貯蔵した86体の燃料体を除き、缶詰缶は使用せずに燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する。缶詰缶に収納しない燃料体は中性子しゃへい体用ラック（予備ラックを含む。）に貯蔵</p>	<p>1. 燃料体を炉心等から取り出す方法及び手順</p> <p>燃料体を炉心から取り出して燃料池に移送する作業（燃料体取出し作業）は、炉心から燃料体を取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業（燃料体の取出し）と炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備でナトリウムを洗浄・除去した上で燃料池に移送する作業（燃料体の処理）からなる。以下、(1)～(3)に各作業の内容を示す。</p> <p>(1) 模擬燃料体等の搬入</p> <p>所外から搬入した模擬燃料体等は、受取検査後、新燃料貯蔵ラックに収納する。その後、燃料体の取出し前に必要な体数を、新燃料移送機、地下台車及び燃料出入設備を用いて炉外燃料貯蔵槽に移送する（第1図参照）。</p> <p>(2) 燃料体の取出し</p> <p>燃料体の取出しにおいては、燃料交換装置、炉内中継装置及び燃料出入設備を用い、炉心に装荷している燃料体を取り出し、燃料体を取り出した後においては、燃料体のグリップ位置（上部位置）が燃料交換装置で扱える範囲にあることを確実にするため、燃料体の形状及び重量を模擬した模擬燃料体等を治具として装荷する（第1図及び第2図参照）。</p> <p>ただし、模擬燃料体等は、部分装荷とし、燃料体を取り出した後の370箇所のうち、246箇所の炉心位置に格子状となるよう装荷する（第3図参照）。246体目の燃料体の取出しが終了し、247体目以降の燃料体の取出しにおいては、燃料体を取り出した位置へ模擬燃料体等を装荷しない。</p> <p>部分装荷では、247体目の燃料体の取出し以降、模擬燃料体等を装荷しない箇所（124箇所）が発生し、燃料体頂部の移動可能空間が広がることから燃料体の取出しへの影響を確認した。部分装荷とした場合における燃料体の取出しへの影響がないとした評価については、添付書類四の評価内容への影響がないことの説明を含め、別添1及び別添1-1に示す。</p> <p>なお、燃料体を炉心から取り出す前に、訓練として、炉心及び炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している中性子しゃへい体を用いて、炉心からの取出し及び炉心への装荷を行う。</p> <p>(3) 燃料体の処理</p> <p>燃料体の処理においては、燃料出入設備を用いて炉外燃料貯蔵槽に貯蔵している燃料体を取り出して燃料洗浄設備に移送し、燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄した後、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する（第4図参照）。缶詰缶については、缶詰缶に収納せずに長期水中保管しても健全性に問題ないことが高速実験炉「常陽」の照射後試験において確認されており、未臨界性及び地震時の構造健全性についても、それぞれ、添付書類四及び別添2のとおり問題ないと評価していることから、2018年度に貯蔵した86体の燃料体を除き、缶詰缶は使用せずに燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する。缶詰缶に収納しない燃料体は中性子しゃへい体用ラック（予備ラックを含む。）に貯蔵</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>する（第4図参照）。</p> <p>なお、ガイドチューブが筒状となる予備ラック（ガイドチューブ C）は相対的に除熱が抑制される構造であることから、予備ラックには有意な発熱とならないブランケット燃料集合体のみを貯蔵する。</p> <p>2. 作業人員及び設備の管理方法並びにその体制</p> <p>燃料体取出し作業に係る要員の体制を第5図に示す。燃料体取出し作業の実施体制については、もんじゅの保安管理体制の中で、担当する課長が、その課の管理職又はもんじゅの設備及び操作に精通した管理職相応の者から実施責任者を選任し、実施責任者の下、燃料取扱設備の運転操作を担当する「操作チーム」と、運転操作を設備面から支援する「設備チーム」から構成する。これら燃料体取出し作業に従事する者に対しては、安全かつ着実な遂行に資するため、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。</p> <p>燃料取扱設備の施設管理は、設備の施設管理を担当する課が保全計画に基づいて行う。故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体取出し作業の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処できるよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p> <p>3. 工程及び工程管理の方法</p> <p>第1段階においては、炉心に装荷されている370体及び炉外燃料貯蔵槽に貯蔵されている160体の燃料体を燃料池の貯蔵ラックに移送して貯蔵する。燃料体取出し作業に係る工程については、「十一 廃止措置の工程」の第11-2図に示すとおりである。</p> <p>燃料体取出し作業において、工程管理を総括する責任者は、事前に設定した作業区分毎に進捗管理を行い、燃料体取出し作業の実績及び点検工程の更新を踏まえ、必要に応じて適宜作業工程を見直す。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、燃料体取出し作業の進捗状況について、原則として毎週1回以上確認し、所長へ必要な指示を行う。</p>	<p>する（第4図参照）。</p> <p>なお、ガイドチューブが筒状となる予備ラック（ガイドチューブ C）は相対的に除熱が抑制される構造であることから、予備ラックには有意な発熱とならないブランケット燃料集合体のみを貯蔵する。</p> <p>2. 作業人員及び設備の管理方法並びにその体制</p> <p>燃料体取出し作業に係る要員の体制を第5図に示す。燃料体取出し作業の実施体制については、もんじゅの保安管理体制の中で、担当する課長が、その課の管理職又はもんじゅの設備及び操作に精通した管理職相応の者から実施責任者を選任し、実施責任者の下、燃料取扱設備の運転操作を担当する「操作チーム」と、運転操作を設備面から支援する「設備チーム」から構成する。これら燃料体取出し作業に従事する者に対しては、安全かつ着実な遂行に資するため、燃料取扱作業者の教育訓練計画に基づいて教育・訓練を行う。</p> <p>燃料取扱設備の施設管理は、設備の施設管理を担当する課が保全計画に基づいて行う。故障時に調達に時間を要する海外調達部品や生産中止部品等については、予備品として保有する。加えて、施設の安全性に影響がない機器であっても、故障等により燃料体取出し作業の工程に大きな影響を及ぼすような機器については、必要に応じて消耗品の取替え等を行う。</p> <p>燃料体取出し作業中は、機器の故障等が発生した場合にも速やかに対処できるよう、メーカー等と連携した作業管理体制を充実する。</p> <p>3. 工程及び工程管理の方法</p> <p>第1段階においては、炉心に装荷されている370体及び炉外燃料貯蔵槽に貯蔵されている160体の燃料体を燃料池の貯蔵ラックに移送して貯蔵する。燃料体取出し作業に係る工程については、「十一 廃止措置の工程」の第11-2図に示すとおりである。</p> <p>燃料体取出し作業において、工程管理を総括する責任者は、事前に設定した作業区分毎に進捗管理を行い、燃料体取出し作業の実績及び点検工程の更新を踏まえ、必要に応じて適宜作業工程を見直す。</p> <p>敦賀廃止措置実証部門長は、燃料体取出し作業の進捗状況について、原則として毎週1回以上確認し、所長へ必要な指示を行う。</p>	<p>変更無し</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
第1図 模擬燃料体の移動経路	 <p style="text-align: center;">第1図 模擬燃料体の移動経路</p>	 <p style="text-align: center;">第1図 模擬燃料体の移動経路</p>	変更無し


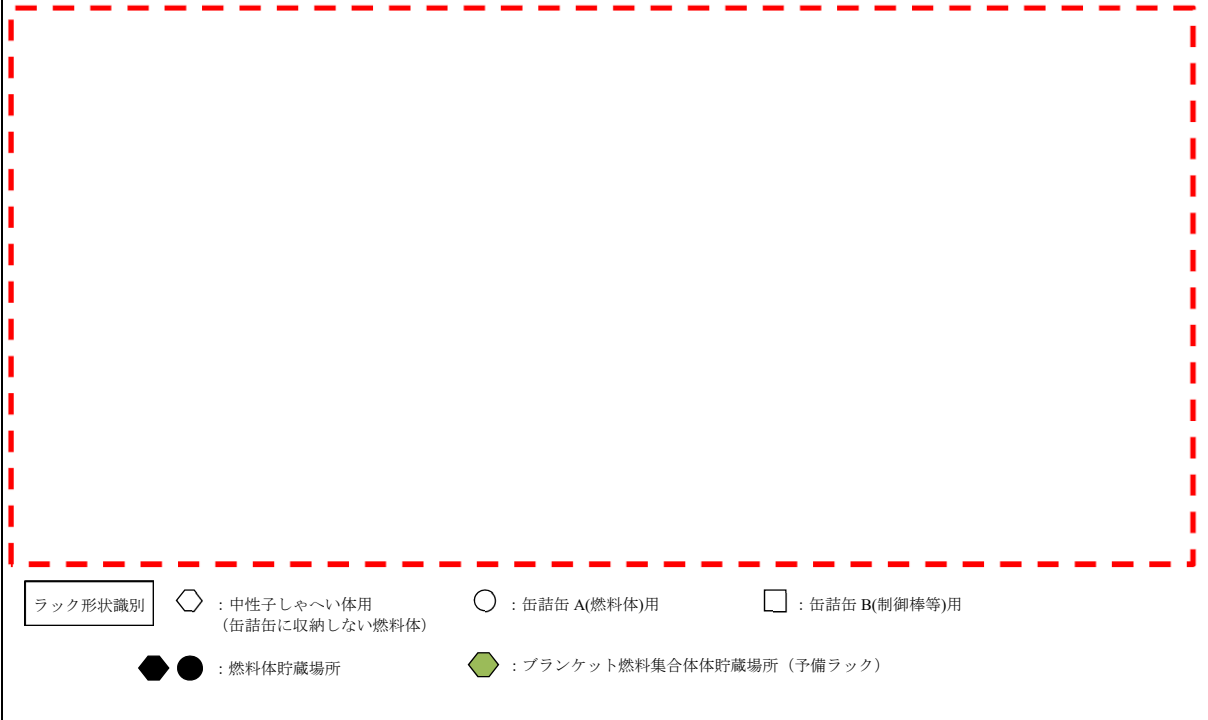
注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
第2図 燃料体の移動経路	<p>凡例 →① 燃料体の取出し →② 燃料体の処理</p> <p>燃料交換装置 燃料出入設備 キャスククレーン 燃料移送機 燃料池 水中燃料貯蔵設備 水中台車 炉外燃料貯蔵槽 燃料洗浄設備 燃料缶詰装置 原子炉容器</p> <p>第2図 燃料体の移動経路</p>	<p>凡例 →① 燃料体の取出し →② 燃料体の処理</p> <p>燃料交換装置 燃料出入設備 キャスククレーン 燃料移送機 燃料池 水中燃料貯蔵設備 水中台車 炉外燃料貯蔵槽 燃料洗浄設備 燃料缶詰装置 原子炉容器</p> <p>第2図 燃料体の移動経路</p>	変更無し

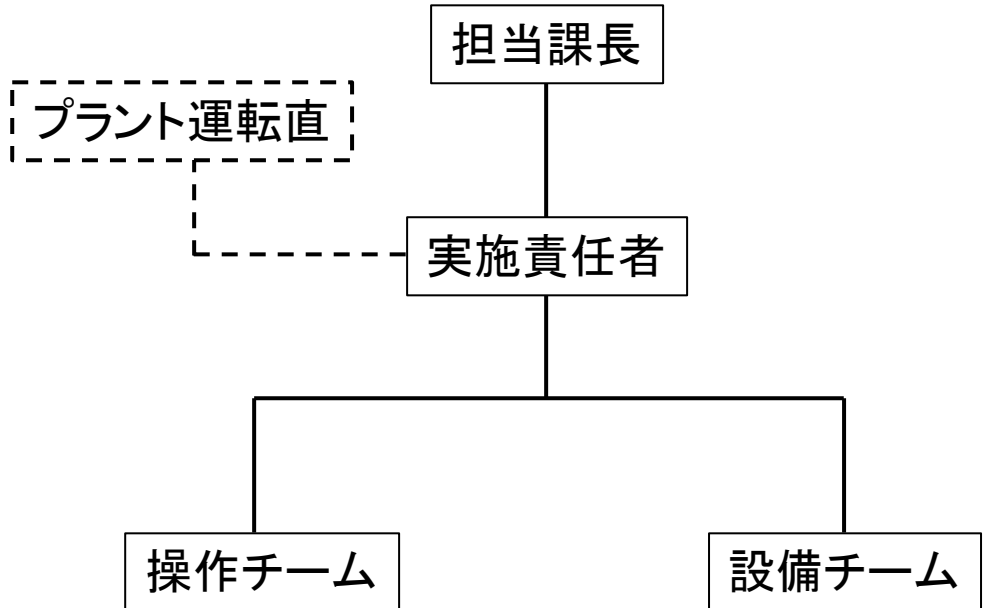
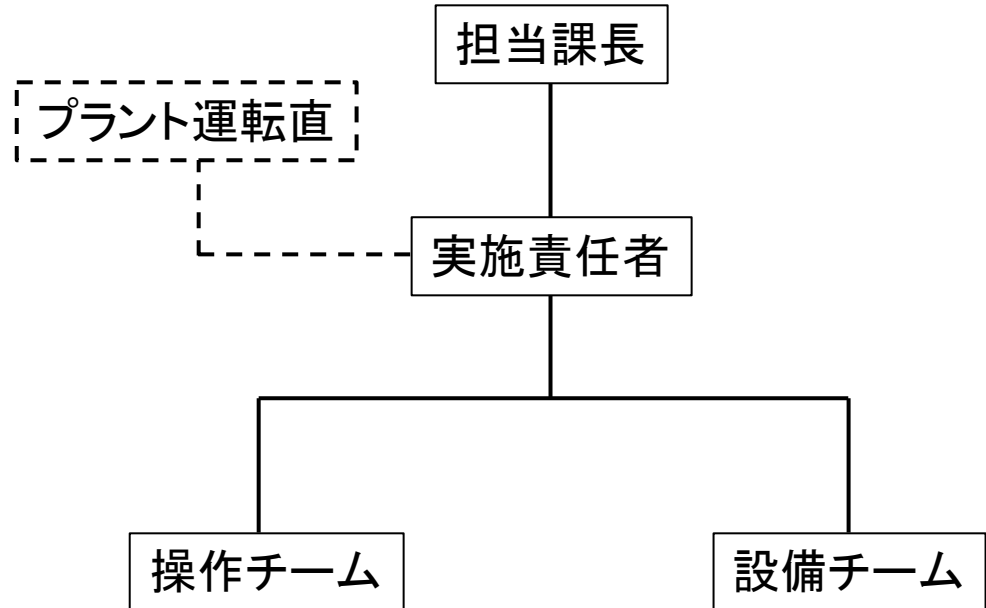
注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前			補正後			理由
第3図 模擬燃料体等の装荷位置	<p>廃止措置開始時の炉心状態 (370体の燃料体の装荷)</p> <p>模擬燃料体等の装荷終了時の炉心状態</p> <p>燃料体の取出し完了時の炉心状態</p> <p>燃料体と模擬燃料体等が格子状になるよう、燃料体を取り出した位置に模擬燃料体等を装荷</p> <p>模擬燃料体等の装荷終了(246体)以降は、燃料体の取出しのみを実施し、模擬燃料体等を装荷しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 燃料体 ● : 制御棒集合体及び中性子源集合体 ● : 模擬燃料体等 ○ : 空き箇所(124体分) <p>第3図 模擬燃料体等の装荷位置</p>	<p>廃止措置開始時の炉心状態 (370体の燃料体の装荷)</p> <p>模擬燃料体等の装荷終了時の炉心状態</p> <p>燃料体の取出し完了時の炉心状態</p> <p>燃料体と模擬燃料体等が格子状になるよう、燃料体を取り出した位置に模擬燃料体等を装荷</p> <p>模擬燃料体等の装荷終了(246体)以降は、燃料体の取出しのみを実施し、模擬燃料体等を装荷しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ● : 燃料体 ● : 制御棒集合体及び中性子源集合体 ● : 模擬燃料体等 ○ : 空き箇所(124体分) <p>第3図 模擬燃料体等の装荷位置</p>	変更無し				

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
第4図 燃料池における燃料体配置図	 <p>ラック形状識別</p> <ul style="list-style-type: none"> ◡ : 中性子しゃへい体用 (缶詰缶に収納しない燃料体) ○ : 缶詰缶 A(燃料体)用 □ : 缶詰缶 B(制御棒等)用 ● : 燃料体貯蔵場所 ◊ : ブランケット燃料集合体貯蔵場所 (予備ラック) <p>第4図 燃料池における燃料体配置図</p>	 <p>ラック形状識別</p> <ul style="list-style-type: none"> ◡ : 中性子しゃへい体用 (缶詰缶に収納しない燃料体) ○ : 缶詰缶 A(燃料体)用 □ : 缶詰缶 B(制御棒等)用 ● : 燃料体貯蔵場所 ◊ : ブランケット燃料集合体貯蔵場所 (予備ラック) <p>第4図 燃料池における燃料体配置図</p>	変更無し

注) 補正後欄の下線は, 変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
第5図 燃料体取出し作業の実施体制	 <p style="text-align: center;">第5図 燃料体取出し作業の実施体制</p>	 <p style="text-align: center;">第5図 燃料体取出し作業の実施体制</p>	変更無し

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類一		<u>(2) 既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料</u>	燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料を追加する。
添付書類一			

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

変更箇所	補正前	補正後	理由
		<p><u>既に燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする記録</u> <u>もんじゅは、第 6 図に示す研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 62 条の規定に基づく記録である燃料集合体貯蔵・配置記録及び炉外燃料貯蔵槽貯蔵記録により、2022 年 4 月 22 日に炉心から、2022 年 10 月 13 日に炉外燃料貯蔵槽から燃料体取出し作業が完了していることを記録している。2022 年 10 月 14 日以降、新たに炉心等に燃料体を装荷していない。</u></p>	<p>燃料体が炉心等から取り出されていることを明らかにする資料を追加する。</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類 六 性能維持施設 及びその性能 並びにその性 能を維持すべ き期間に關す る説明書	添付書類 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に關する説明書	添付書類 六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に關する説明書	変更無し

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>1. 性能維持施設の維持する性能及び維持台数について</p> <p>第 6-1 表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する性能については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可に基づく性能を基本とする。しかしながら、<u>出力運転を前提として設計された機器は廃止措置段階において過剰な性能となることから、廃止措置段階の必要なプラント運用状態に基づき、性能を発揮するために必要な維持台数を定めた。</u></p> <p><u>なお</u>、以下の施設における維持機能については、廃止措置段階で維持する性能を既往の許認可から変更するため、その内容を示す。</p> <p>(1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能</p> <p>もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが生じた場合には確実に検知できることとしている。</p> <p>廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器（以下「SID」という。）による漏えい検出に期待できない状態となる。</p> <p>なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件（約 200℃）の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリウム漏えい検出器（以下「DPD」とする。）による漏えい検出を維持する。また、これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。</p> <p>以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、検出時間の変更を伴うが、廃止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはない。</p> <p>(2) ディーゼル発電機</p> <p>第 8 回工事計画認可申請（Ⅲ-2-5）に記載したディーゼル発電機の負荷のうち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負荷等を除き、母線連絡して給電可能な 2 台を維持する。</p> <p>(3) その他の施設（火災対応設備除く。）</p> <p>移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。</p> <p>具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニタ用電源及び緊急時対策所であり、これら給電先の合計負荷は約 260kVA であるため、300kVA の電源容量を持つ移動式電源車を維持する。</p> <p>タンクローリーは、移動式電源車を 1 週間以上運用できる燃料を輸送できる性能を有していることである。移動式電源車が 1 日で消費する燃料に余裕をみ</p>	<p>1. 性能維持施設の維持する性能及び維持台数について</p> <p>第 6-1 表に示した性能維持施設の維持機能について、廃止措置段階で維持する性能<u>及び維持台数</u>については、原子炉設置許可、工事計画認可等の既往の許認可に基づく性能<u>及び維持台数</u>を基本とする。しかしながら、以下の施設における維持機能については、廃止措置段階で維持する性能を既往の許認可から変更するため、その内容を示す。</p> <p>(1) ナトリウム漏えい検出設備におけるプラント状態の測定・監視機能</p> <p>もんじゅのナトリウム漏えいに対する設計の考え方は、プラントの定格運転状態において、ガスサンプリング型漏えい検出器や接触型漏えい検出器等を設置し、機器や配管からの冷却材の漏えいを速やかに検知できることに加え、原子炉容器液面計や格納容器床下雰囲気温度計等を設置し、ナトリウム漏えいが生じた場合には確実に検知できることとしている。</p> <p>廃止措置段階の 1 次系ナトリウムの温度は約 200℃であり、運転中の温度約 400℃より低くナトリウムイオン化式検出器（以下「SID」という。）による漏えい検出に期待できない状態となる。</p> <p>なお、廃止措置段階においても化学的に活性なナトリウム漏えいによる火災を防止するための早期発見の要求は変わらない。現状において同温度条件（約 200℃）の炉外燃料貯蔵槽と同等の検出時間で漏えい検知が可能な差圧式ナトリウム漏えい検出器（以下「DPD」とする。）による漏えい検出を維持する。また、これまでと同様にフィルタのアルカリ反応により漏えいを判断する。</p> <p>以上のとおり、当該漏えい検出器に関しては、検出時間の変更を伴うが、廃止措置段階で考慮すべき事故について影響を評価した結果を考慮した上で、基本的にナトリウム漏えいを早期に発見するという監視の考え方に変わりはない。</p> <p>(2) ディーゼル発電機</p> <p>第 8 回工事計画認可申請（Ⅲ-2-5）に記載したディーゼル発電機の負荷のうち、現状のプラント状態を考慮して不要となる炉心を冷却するために必要な負荷等を除き、母線連絡して給電可能な 2 台を維持する。</p> <p>(3) その他の施設（火災対応設備除く。）</p> <p>移動式電源車の性能は、供給電源容量が、全交流電源喪失時にもんじゅのプラント状態を長期に監視することが可能な容量が必要である。</p> <p>具体的な給電先は、直流電源・計器用電源、放射線モニタ用電源及び緊急時対策所であり、これら給電先の合計負荷は約 260kVA であるため、300kVA の電源容量を持つ移動式電源車を維持する。</p> <p>タンクローリーは、移動式電源車を 1 週間以上運用できる燃料を輸送できる性能を有していることである。移動式電源車が 1 日で消費する燃料に余裕をみ</p>	<p>廃止措置に必要な機能を有する設備は、既往の許認可に基づく維持台数を確保する方針とする。</p> <p>表現を適正化する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>て最大容量 4,000ℓ／台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を 1 台ずつ行えるよう 2 台配備する。</p> <p>消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。</p> <p>なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。</p> <p>ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。</p> <p>(4) その他の施設（火災対応設備）</p> <p>火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりでである。</p> <p>(5) その他の施設（<u>2</u>次冷却材一時保管タンク）</p> <p>2次冷却系のナトリウム保有量 836 m³（200 ℃）に対して、既存のダンプタンク及びオーバーフロータンクの容量は、それぞれ 322 m³（161 m³／基×2 基）及び 483 m³（161 m³／基×3 基）であり、31 m³のナトリウムを貯蔵することができないため、充填容量 22.5 m³の2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクを2基設置する。</p> <p>2. 性能維持施設の維持する機能及び維持期間について</p> <p>(1) 建物及び構築物</p> <p>a. 原子炉建物</p> <p>原子炉建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮蔽機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気等の維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. 原子炉補助建物</p> <p>原子炉補助建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウ</p>	<p>て最大容量 4,000ℓ／台とし、移動式電源車への燃料補給及びタンクローリーへの燃料補給を 1 台ずつ行えるよう 2 台配備する。</p> <p>消防自動車は、外部火災対応として配備し、油火災対応として化学消防車を配備している。消防自動車、化学消防車の性能は規格に基づくものである。</p> <p>なお、消防自動車は火災対応以外に燃料池の冷却が出来なくなった場合、蒸発による水位低下時の燃料池への水の補給も可能な性能とする。</p> <p>ホイールローダーは、津波発生時に移動式電源車、消防自動車等のアクセス道路に散乱したがれきを除去する性能を有していることである。</p> <p>(4) その他の施設（火災対応設備）</p> <p>火災対応設備に要求される性能の根拠は、「添付書類四 4. 大規模損壊」に記載しているとおりでである。</p> <p>(5) その他の施設（<u>2</u>次冷却材<u>ナトリウム</u>一時保管<u>用</u>タンク）</p> <p>2次冷却系のナトリウム保有量 836 m³（200 ℃）に対して、既存のダンプタンク及びオーバーフロータンクの容量は、それぞれ 322 m³（161 m³／基×2 基）及び 483 m³（161 m³／基×3 基）であり、31 m³のナトリウムを貯蔵することができないため、充填容量 22.5 m³の2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクを2基設置する。</p> <p><u>(6) エリアモニタリング設備</u></p> <p><u>第2段階のプラント状態の変化に合わせ、放射線レベルの変動の可能性が著しく低く、放射線環境を常時監視する必要のないエリアに設置しているエリアモニタの運用を停止し、それ以外のエリアモニタ（ガンマ線エリアモニタ：40 台、中性子線エリアモニタ：5 台。ただし、中性子源集合体が燃料池に貯蔵された以降は2台）は性能を維持する。別添1「第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について」にその詳細を示す。</u></p> <p>2. 性能維持施設の維持する機能及び維持期間について</p> <p>(1) 建物及び構築物</p> <p>a. 原子炉建物</p> <p>原子炉建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「放射線遮蔽機能」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ及び窒素雰囲気等の維持であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. 原子炉補助建物</p> <p>原子炉補助建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウ</p>	<p>表現を適正化する。</p> <p>表現を適正化する。</p> <p>プラント状態の変化に合わせ、エリアモニタリング設備の維持台数を見直した理由を追記する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>ム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ等であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. ディーゼル建物 ディーゼル建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>d. タービン建物 タービン建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>e. メンテナンス・廃棄物処理建物 メンテナンス・廃棄物処理建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>f. 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>g. 事務管理建物（緊急時対策所） 事務管理建物（緊急時対策所）で維持する機能は「通信・連絡機能」である。 「通信・連絡機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 原子炉及び炉心</p> <p>a. 燃料集合体 燃料集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内構造物 原子炉容器内構造物で維持する機能は「炉心形状の維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持す</p>	<p>ム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「放射線遮蔽機能」である。</p> <p>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋に設置しているライナ等であり、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. ディーゼル建物 ディーゼル建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>d. タービン建物 タービン建物で維持する機能は「機器の支持機能」である。 「機器の支持機能」については、当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで維持する。</p> <p>e. メンテナンス・廃棄物処理建物 メンテナンス・廃棄物処理建物で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>f. 固体廃棄物貯蔵庫 固体廃棄物貯蔵庫で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>g. 事務管理建物（緊急時対策所） 事務管理建物（緊急時対策所）で維持する機能は「通信・連絡機能」である。 「通信・連絡機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 原子炉及び炉心</p> <p>a. 燃料集合体 燃料集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内構造物 原子炉容器内構造物で維持する機能は「炉心形状の維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持す</p>	<p>変更無し</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>る。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 反応度制御設備 反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 中性子源集合体 中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>f. 固定吸収体 固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <p>a. 原子炉容器 原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>b. しゃへいプラグ しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、当該系統のナトリウムを安定化処理するまで維持する。「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p>	<p>る。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>c. 反応度制御設備 反応度制御設備で維持する機能は「炉心形状の維持機能」、「未臨界維持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」及び「未臨界維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>d. 中性子源集合体 中性子源集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>e. 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体 中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>f. 固定吸収体 固定吸収体で維持する機能は「炉心形状の維持機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>(3) 原子炉冷却系統施設</p> <p>a. 原子炉容器 原子炉容器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「炉心形状の維持機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。 「炉心形状の維持機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>b. しゃへいプラグ しゃへいプラグで維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても容器や配管内に残留ナトリウムが存在するため、当該系統のナトリウムを安定化処理するまで維持する。「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p>	<p>変更無し</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>c. 1次主冷却系設備</p> <p><u>1次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」及び「予熱・保温機能」である。</u></p> <p><u>「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの保持機能」、及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</u></p> <p>d. 2次主冷却系設備</p> <p>2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p><u>「ナトリウム」の保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナ</u></p>	<p>c. 1次主冷却系設備</p> <p><u>(a) 1次主冷却系循環ポンプ</u></p> <p><u>1次主冷却系循環ポンプで維持する機能は「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</u></p> <p><u>「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</u></p> <p><u>(b) 1次主冷却系中間熱交換器</u></p> <p><u>1次主冷却系中間熱交換器で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。</u></p> <p><u>「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</u></p> <p><u>(c) 1次主冷却系配管</u></p> <p><u>1次主冷却系配管で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</u></p> <p><u>「ナトリウムの保持機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、冷却材であるナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</u></p> <p><u>(d) ガードベッセル</u></p> <p><u>ガードベッセルで維持する機能は「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」である。</u></p> <p><u>「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(e) 1次主冷却系設備</u></p> <p><u>1次主冷却系設備で維持する機能は「予熱・保温機能」である。</u></p> <p><u>「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>d. 2次主冷却系設備</p> <p>2次主冷却系設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p><u>「ナトリウム」の保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するた</u></p>	<p>設備ごとに記載を分割する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>表現を適正化する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>トリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 補助冷却設備 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「<u>ナトリウム</u>の保持機能」及び「予熱・保温機能」については<u>ナトリウム</u>をタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(4) 工学的安全施設</p> <p>a. 原子炉格納施設 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。）」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。）」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. アニュラス循環排気装置 アニュラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能（自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。）」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。「換気機能（自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。）」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>(5) 原子炉補助施設</p> <p>a. 1次ナトリウム補助設備 <u>1次ナトリウム補助設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」である。</u> <u>「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</u></p>	<p>め、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 補助冷却設備 補助冷却設備で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「<u>ナトリウム</u>の保持機能」及び「予熱・保温機能」については<u>ナトリウム</u>をタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」についてはナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(4) 工学的安全施設</p> <p>a. 原子炉格納施設 原子炉格納施設で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。）」及び「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。）」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>b. アニュラス循環排気装置 アニュラス循環排気装置で維持する機能は「換気機能（自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。）」及び「放射性物質漏えい防止機能」である。 「換気機能（自動起動及び事故時の負圧維持機能並びによろ素除去機能を除く。）」及び「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>(5) 原子炉補助施設</p> <p>a. 1次ナトリウム補助設備 <u>(a) 1次ナトリウムオーバフロー系</u> <u>1次ナトリウムオーバフロー系で維持する機能は「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</u> <u>「原子炉容器内ナトリウム液位確保機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</u> <u>(b) 1次ナトリウム純化系</u> <u>1次ナトリウム純化系で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、</u></p>	<p>理由</p> <p>設備ごとに記載を分割する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>b. メンテナンス冷却系設備</p> <p><u>1</u>次メンテナンス冷却系で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。</p> <p><u>2</u>次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を隔離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。</p> <p>c. 2次ナトリウム補助設備</p> <p>2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。</p>	<p><u>「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」である。</u></p> <p><u>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(c) 1次ナトリウム充填ドレン系</u></p> <p><u>1次ナトリウム充填ドレン系で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</u></p> <p><u>「放射性物質漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」及び「予熱・保温機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。</u></p> <p>b. メンテナンス冷却系設備</p> <p><u>1</u>次メンテナンス冷却系で維持する機能は「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。</p> <p>「ナトリウムの保持機能」及び「予熱・保温機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。</u></p> <p><u>2</u>次メンテナンス冷却系については、今後ナトリウムを充填せずに系統を隔離するが、残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。</p> <p>c. 2次ナトリウム補助設備</p> <p>2次ナトリウム補助設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」、「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「予熱・保温機能」及び「ナトリウムの保持機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。また、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化处理するまで維持する。</p>	<p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>表現を適正化する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備はしゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>表現を適正化する。</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>d. 1次アルゴンガス系設備 1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 2次アルゴンガス系設備 2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>f. 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては、自動起動機能を除く。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水設備 原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては自動起動機能を除く。</p> <p>h. 燃料交換設備 燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>i. 燃料出入設備 燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>j. 炉外燃料貯蔵設備 炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷却機能」及び「予熱・保温機能」である。 「放射性物質の漏えい防止機能」のうち、未臨界維持機能については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。管理区域形成による放射性物質漏えい</p>	<p>d. 1次アルゴンガス系設備 1次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>e. 2次アルゴンガス系設備 2次アルゴンガス系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>f. 原子炉補機冷却水設備 原子炉補機冷却水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては、自動起動機能を除く。</p> <p>g. 原子炉補機冷却海水設備 原子炉補機冷却海水設備で維持する機能は「冷却機能」である。 「冷却機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。ただし、ポンプについては自動起動機能を除く。</p> <p>h. 燃料交換設備 燃料交換設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>i. 燃料出入設備 燃料出入設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>j. 炉外燃料貯蔵設備 炉外燃料貯蔵設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」、「放射性物質漏えい防止機能」、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」、「冷却機能」及び「予熱・保温機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」のうち、未臨界維持機能については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。管理区域形成による放射性物質漏えい</p>	<p>変更無し</p> <p>表現を適正化する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>い防止機能については当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。 「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「冷却機能」については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持する。</p> <p>k. 燃料検査設備 燃料検査設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に使用する機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>l. 燃料処理設備 燃料処理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>m. 水中燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備で維持する機能は「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」、「冷却機能」、「浄化機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」及び「浄化機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。「冷却機能」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。</p> <p>なお、水中燃料貯蔵設備のうち、水中台車の、「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持し、「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>n. 燃料搬出設備 燃料搬出設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>o. 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く） 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く）で維持する機能は「放射性物質の貯蔵機能」、「予熱機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬</p>	<p>防止機能については当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウムの浄化機能」及び「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムをタンク等に固化しても残留ナトリウムが容器や配管内に存在するため、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「冷却機能」については、炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取出しが完了するまで維持する。</p> <p>k. 燃料検査設備 燃料検査設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料破損のおそれがある場合に使用する機能であることから、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>l. 燃料処理設備 燃料処理設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>m. 水中燃料貯蔵設備 水中燃料貯蔵設備で維持する機能は「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」、「冷却機能」、「浄化機能」、「燃料を安全に取り扱う機能」及び「しゃへい体等を取り扱う機能」である。 「冷却水保有機能」、「放射性物質の貯蔵機能」及び「浄化機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。「冷却機能」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する <u>こととし、維持終了に際しては、強制冷却が不要であることの評価結果を廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>なお、水中燃料貯蔵設備のうち、水中台車の、「燃料を安全に取り扱う機能」については、炉心等から燃料体を取り出すまで維持し、「しゃへい体等を取り扱う機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>n. 燃料搬出設備 燃料搬出設備で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>o. 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く） 新燃料受入貯蔵設備（新燃料検査装置除く）で維持する機能は「放射性物質の貯蔵機能」、「予熱機能」及び「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬</p>	<p>表現を適正化する。</p> <p>「冷却機能」の維持終了に係るプロセスを明記する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、<u>当該区域・システムの管理区域を解除するまで維持する。</u></p> <p>p. 燃料取扱設備操作室 燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>q. 共通保修設備 共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」である。 「機器洗浄機能」については、<u>ナトリウム機器の洗浄時に使用することを主目的とした設備であることから、機器洗浄が完了するまで維持する。「機器移送機能」については、機器洗浄が完了したナトリウム機器を移送することを目的とした設備であることから、機器移送が完了するまで維持する。</u></p> <p>r. 試料採取設備 試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。「放射性物質漏えい防止機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>s. 機器冷却系設備 機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能（自動起動機能を除く。）」である。 「冷却機能（自動起動機能を除く。）」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(6) 計測制御系統施設 a. 中性子計装 中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」である。 「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検出限界値未満となるまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内計装 原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. 制御棒位置指示計装 制御棒位置指示計装で維持する機能は「制御棒駆動機構の保持監視機能」である。</p>	<p>出が完了するまで維持する。「予熱機能」については、炉心等からしゃへい体等を取り出すまで維持する。また、「放射性物質の貯蔵機能」については、<u>新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p>p. 燃料取扱設備操作室 燃料取扱設備操作室で維持する機能は「燃料を安全に取り扱う機能」である。 「燃料を安全に取り扱う機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>q. 共通保修設備 共通保修設備で維持する機能は「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」である。 「機器洗浄機能」及び「機器移送機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>r. 試料採取設備 試料採取設備で維持する機能は「放射性物質漏えい防止機能」である。 「放射性物質漏えい防止機能」については、炉心からしゃへい体等を取り出すまで維持する。</p> <p>s. 機器冷却系設備 機器冷却系設備で維持する機能は「冷却機能（自動起動機能を除く。）」である。 「冷却機能（自動起動機能を除く。）」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、</u>ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(6) 計測制御系統施設 a. 中性子計装 中性子計装で維持する機能は、線源領域系の「未臨界維持の監視機能」である。 「未臨界維持の監視機能」については、線源領域系中性子計装の計数率が検出限界値未満となるまで維持する。</p> <p>b. 原子炉容器内計装 原子炉容器ナトリウム液面計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>c. 制御棒位置指示計装 制御棒位置指示計装で維持する機能は「制御棒駆動機構の保持監視機能」である。</p>	<p>維持期間が保守的であったため、最適な維持期間に見直す。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>d. プロセス計装</p> <p>(a) 原子炉容器計装 原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(b) 主冷却系計装 主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(c) 補助冷却設備計装 補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度 原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(f) 1次主冷却系流量 1次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(g) 1次アルゴンガス系計装 1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。炉心から燃料体及びしゃへい体等を取り出した後も冷却材であるナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p>	<p>「制御棒駆動機構の保持監視機能」については、炉心から燃料体を取り出すまで維持する。</p> <p>d. プロセス計装</p> <p>(a) 原子炉容器計装 原子炉容器計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(b) 主冷却系計装 主冷却系計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(c) 補助冷却設備計装 補助冷却設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(d) 原子炉容器出口ナトリウム温度 原子炉容器出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し</u>、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(e) 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度 中間熱交換器1次側出口ナトリウム温度計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し</u>、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(f) 1次主冷却系流量 1次主冷却系流量計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し</u>、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(g) 1次アルゴンガス系計装 1次アルゴンガス系計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 炉心から燃料体及びしゃへい体等を取り出した後も冷却材であるナトリウムが容器や配管内に存在するため、「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p>	<p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>「ナトリウムをタンク等に固化するまで」</u>維持する。</p> <p>(j) 原子炉格納容器雰囲気計装 原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は、「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」である。 「雰囲気温度の監視機能」<u>及び「雰囲気圧力の監視機能」</u>については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(l) 予熱計装設備 予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(m) <u>その他計装</u> <u>その他計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</u> <u>「プラント状態の測定・監視機能」については、各システムの期間に応じて維持する。</u> <u>その他計装のうち、1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度、配管室雰囲気温度、原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位、1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) 及び1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) においては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p>	<p>(h) 蒸気発生器計装 蒸気発生器計装で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。 「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(i) ナトリウム補助設備計装 ナトリウム補助設備計装で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、</u>ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(j) 原子炉格納容器雰囲気計装 原子炉格納容器雰囲気計装で維持する機能は「雰囲気温度の監視機能」及び「雰囲気圧力の監視機能」である。 「雰囲気温度の監視機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、</u>ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。<u>「雰囲気圧力の監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>(k) ナトリウム漏えい検出設備 ナトリウム漏えい検出設備のうち空気雰囲気セルモニタで維持する機能は、「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。 それ以外の設備で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。 「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(l) 予熱計装設備 予熱計装設備で維持する機能については、「予熱・保温機能」である。 <u>原子炉容器、1次主冷却系設備、1次ナトリウム補助設備及び1次メンテナンス冷却系の「予熱・保温機能」</u>については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>(m) <u>1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度</u> <u>1次オーバーフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度で維持する機能は、「プラント状態の測定・監視機能」である。</u> <u>「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>(n) <u>配管室雰囲気温度</u> <u>配管室雰囲気温度で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</u> <u>「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業</u></p>	<p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>予熱計装設備の維持範囲を明確化する。</p> <p>設備ごとに記載を分割する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>e. 中央制御室 中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。 「プラント監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期間に応じる。</p> <p>(7) 電気設備</p> <p>a. 送電線 送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>b. 特高開閉所 特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>c. 主要変圧器 主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>d. 所内高圧系統 所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。</p>	<p><u>が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(o) 原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位</u> <u>原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</u> <u>「プラント状態の測定・監視機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(p) 1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)</u> <u>1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</u> <u>「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p><u>(q) 1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C)</u> <u>1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A,B,C) で維持する機能は「プラント状態の測定・監視機能」である。</u> <u>「プラント状態の測定・監視機能」については、しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</u></p> <p>e. 中央制御室 中央制御室で維持する機能は「プラント監視・操作機能」である。 「プラント監視・操作機能」については、中央制御室で監視する各系統の期間に応じる。</p> <p>(7) 電気設備</p> <p>a. 送電線 送電線で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>b. 特高開閉所 特高開閉所で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>c. 主要変圧器 主要変圧器で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>d. 所内高圧系統 所内高圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。</p>	<p>用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>「電源供給機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>e. 所内低圧系統 所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>f. ディーゼル発電機 ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能（自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。）」である。 「電源供給機能（自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。）」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。</p> <p>g. 直流電源及び交流無停電電源設備 直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>h. 通信設備 通信設備で維持する機能は「通信機能」である。 「通信機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>i. 非常用照明設備 非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。 「照明機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>j. 電線路 電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>(8) タービン及び付属設備 a. 補給水タンク 補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持す</p>	<p>「電源供給機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>e. 所内低圧系統 所内低圧系統で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>f. ディーゼル発電機 ディーゼル発電機で維持する機能は「電源供給機能（自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。）」である。 「電源供給機能（自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。）」については、使用済燃料の強制冷却が不要となるまで維持する。</p> <p>g. 直流電源及び交流無停電電源設備 直流電源及び交流無停電電源設備で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>h. 通信設備 通信設備で維持する機能は「通信機能」である。 「通信機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>i. 非常用照明設備 非常用照明設備で維持する機能は「照明機能」である。 「照明機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>j. 電線路 電線路で維持する機能は「電源供給機能」である。 「電源供給機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>(8) タービン及び付属設備 a. 補給水タンク 補給水タンクで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了する</p>	<p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>る。</p> <p>b. 補助蒸気ヘッダ 補助蒸気ヘッダで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 主蒸気系設備（蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲） 主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(9) 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 液体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性物質の貯蔵機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(10) 放射線管理施設</p> <p>a. しゃへい設備 しゃへい設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>b. 屋内管理用の主要な設備（放射線管理関係設備） 屋内管理用の主要な設備（放射線管理関係設備）で維持する機能は「放射線管理機能」である。「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備） 屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）で維持する機能は「放射線監視機能」である。エリアモニタリング設備については第 2 段階の期間中維持す</p>	<p>まで維持する。</p> <p>b. 補助蒸気ヘッダ 補助蒸気ヘッダで維持する機能は「プラント運転補助機能」である。「プラント運転補助機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 主蒸気系設備（蒸気発生器の伝熱管部を窒素雰囲気に維持するための範囲） 主蒸気系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>(9) 放射性廃棄物廃棄施設</p> <p>a. 気体廃棄物処理設備 気体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>b. 液体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>c. 固体廃棄物処理設備 固体廃棄物処理設備で維持する機能は「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性物質の貯蔵機能」である。「放射性廃棄物処理機能」については、当該放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。「放射性物質の貯蔵機能」については、当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(10) 放射線管理施設</p> <p>a. しゃへい設備 しゃへい設備で維持する機能は「放射性物質の漏えい防止機能」及び「放射線遮蔽機能」である。「放射性物質の漏えい防止機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。「放射線遮蔽機能」については、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>b. 屋内管理用の主要な設備（放射線管理関係設備） 屋内管理用の主要な設備（放射線管理関係設備）で維持する機能は「放射線管理機能」である。「放射線管理機能」については、管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備） 屋内管理用の主要な設備（放射線監視設備）で維持する機能は「放射線監視機能」である。エリアモニタリング設備については第 2 段階の期間中維持す</p>	

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>ることとし、第3段階以降については、第2段階における第3段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つプロセスモニタのうち、1次冷却材の2次冷却材への漏えいを監視する2次ナトリウムモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。原子炉補機冷却水系統への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷却水モニタについては、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。運転時のプラント管理のために使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ、原子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ及び燃料出入機冷却ガスモニタについては、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、管理区域を解除するまで維持する。エリアモニタリング設備のうち原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまで維持する。1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>d. 屋外管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。 「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。 排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」である。 「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(11) 発電所補助施設 a. 淡水供給設備 淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>b. 格納容器換気装置</p>	<p>ることとし、第3段階以降については、第2段階における第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間の延長要否を評価し、必要に応じて第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。また、「放射線監視機能」を持つプロセスモニタのうち、1次冷却材の2次冷却材への漏えいを監視する2次ナトリウムモニタについては、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。原子炉補機冷却水系統への放射性物質の漏えいを監視する原子炉補機冷却水モニタについては、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。運転時のプラント管理のために使用するプロセスモニタに該当する原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ、原子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ及び燃料出入機冷却ガスモニタについては、炉心等から燃料体を取り出すまで維持する。放射線サーベイ設備は、管理区域を解除するまで維持する。エリアモニタリング設備のうち原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタについては、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、</u>ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>d. 屋外管理用の主要な設備 屋外管理用の主要な設備で維持する機能は「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 屋外管理用の主要な設備のうち、固定モニタリング設備、モニタリングカー及び環境放射能測定設備で維持する機能は、「放射線監視機能」である。 「放射線監視機能」については、管理区域を解除するまで維持する。 排気筒モニタ及び排水モニタで維持する機能は、「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。 「放射線監視機能」及び「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。 気象観測設備で維持する機能は、「放出管理機能」である。 「放出管理機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(11) 発電所補助施設 a. 淡水供給設備 淡水供給設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>b. 格納容器換気装置</p>	<p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p> <p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 格納容器空気雰囲気調節装置 格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>d. 主冷却系窒素雰囲気調節装置 主冷却系窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>e. 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>f. 中央制御室空調装置 中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 「換気機能（よう素除去機能を除く。）」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>g. 蒸気発生器室換気装置 蒸気発生器室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>h. 電気設備室換気装置 電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>i. 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>j. 燃料取扱設備室換気装置</p>	<p>格納容器換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>c. 格納容器空気雰囲気調節装置 格納容器空気雰囲気調節装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>d. 主冷却系窒素雰囲気調節装置 主冷却系窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、<u>しゃへい体等取出し作業が終了し</u>、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>e. 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置 原子炉容器室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>f. 中央制御室空調装置 中央制御室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。 「換気機能（よう素除去機能を除く。）」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>g. 蒸気発生器室換気装置 蒸気発生器室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>h. 電気設備室換気装置 電気設備室換気装置で維持する機能は「換気機能」である。 「換気機能」については、換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで維持する。</p> <p>i. 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置 燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。 「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>j. 燃料取扱設備室換気装置</p>	<p>リカバリープランで使用する設備は、しゃへい体等取出し作業終了時まで維持する。</p>

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。</p> <p>換気機能（よう素除去機能を除く。）については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>k. 放射線管理室空調装置</p> <p>放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。</p> <p>換気機能（よう素除去機能を除く。）については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>l. メンテナンス冷却系室換気装置</p> <p>メンテナンス冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>m. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置</p> <p>炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>n. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置</p> <p>メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」である。</p> <p>「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>o. 制御用圧縮空気設備</p> <p>制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>p. 所内用圧縮空気設備</p> <p>所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>q. アルゴンガス供給系設備</p> <p>アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>r. 窒素ガス供給系設備</p>	<p>燃料取扱設備室換気装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。</p> <p><u>「換気機能（よう素除去機能を除く。）」</u>については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>k. 放射線管理室空調装置</p> <p>放射線管理室空調装置で維持する機能は「換気機能（よう素除去機能を除く。）」である。</p> <p><u>「換気機能（よう素除去機能を除く。）」</u>については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>l. メンテナンス冷却系室換気装置</p> <p>メンテナンス冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>m. 炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置</p> <p>炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>n. メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置</p> <p>メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置で維持する機能は「換気機能」である。</p> <p>「換気機能」については、当該区域・系統の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>o. 制御用圧縮空気設備</p> <p>制御用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>p. 所内用圧縮空気設備</p> <p>所内用圧縮空気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。</p> <p>「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>q. アルゴンガス供給系設備</p> <p>アルゴンガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム酸化防止機能」である。</p> <p>「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。</p> <p>r. 窒素ガス供給系設備</p>	<p>表現を適正化する。</p> <p>表現を適正化する。</p>

変更箇所	補正前	補正後	理由
	<p>窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>s. 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>t. 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、<u>当該設備の解体に着手するまで維持する。</u></p> <p>(12) その他の施設 a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応設備運搬機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>d. <u>2</u>次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備 <u>2</u>次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウムの酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>窒素ガス供給系設備で維持する機能は「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」である。</p> <p>「ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p> <p>s. 補助蒸気設備 補助蒸気設備で維持する機能は「プラント運転補助機能」である。 「プラント運転補助機能」については、放射性廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>t. 消火設備 消火設備で維持する機能は「消火機能」である。 「消火機能」については、<u>第2段階の期間維持することとし、第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p>(12) その他の施設 a. 電源供給設備 電源供給設備で維持する機能は「電源応急復旧機能」である。 「電源応急復旧機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>b. がれき撤去設備 がれき撤去設備で維持する機能は「がれき撤去機能」である。 「がれき撤去機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. 火災対応設備 火災対応設備で維持する機能は、「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応設備運搬機能」である。 「大規模火災に対する消火機能」、「燃料池の水位確保機能」、「放射性物質拡散抑制機能」、「可搬型ポンプ運転補助機能」、「海水供給機能」及び「火災対応設備運搬機能」については、燃料体の搬出が完了するまで維持する。</p> <p>d. <u>2</u>次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備 <u>2</u>次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備で維持する機能は、「ナトリウムの保持機能」、「ナトリウム酸化防止機能」及び「予熱・保温機能」である。 「ナトリウムの保持機能」及び「ナトリウム酸化防止機能」については、ナトリウムを安定化処理するまで維持する。「予熱・保温機能」については、ナトリウムをタンク等に固化するまで維持する。</p>	<p>維持期間を明確にすることができない設備の識別のため維持期間を変更する。</p> <p>表現を適正化する。 表現を適正化する。 表現を適正化する。</p>

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

変更箇所	補正前	補正後	理由
添付書類六		<u>別 添</u> <u>(添 付 書 類 六)</u>	エリアモニタリング設備の性能維持理由に関する説明を別添として追加する。

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由
		<p style="text-align: center;"><u>添付書類六 別添</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1. 第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について</u></p>	

変更箇所	補正前	補正後	理由						
		<p style="text-align: center;"><u>別添1 第2段階のエリアモニタリング設備の性能維持について</u></p> <p><u>1. はじめに</u></p> <p><u>本資料は、第2段階において性能を維持すべきエリアモニタリング設備を選定した結果について説明するものである。</u></p> <p><u>第1段階では、燃料体取出し作業を実施していたことから、原子炉運転中における事故対応用の放射線モニタとして設置されていた原子炉格納容器内の工学的安全施設作動信号を発信するエリアモニタ及び高レンジエリアモニタの運用を停止するに留めた。</u></p> <p><u>しかし、第2段階では、燃料体取出し作業が完了しているなど、プラント状態が変化することから、エリアモニタにより放射線環境を常時監視する必要のないエリアが生じる。そのため、第2段階において性能を維持するエリアモニタを選定するに当たっては、第1段階に維持したエリアモニタリング設備のうち、このように監視不要となるエリアのエリアモニタを抽出し、運用を停止することとした。これにより、性能維持台数を削減し、メンテナンス期間の短縮、設備保全の効率的な実施及び業務負担の軽減等を図る。</u></p> <p><u>2. エリアモニタリング設備の要求事項</u></p> <p><u>エリアモニタリング設備は、管理区域内空間の外部放射線に係る線量当量を把握するため、管理区域内の主要部分における外部放射線に係る線量当量率を連続測定し、放射線環境の常時監視を行う設備であり、機能及び性能は以下に示すとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1442 1346 2487 1549"> <thead> <tr> <th data-bbox="1442 1346 1780 1392">設備（建物）名称</th> <th data-bbox="1783 1346 2047 1392">機能</th> <th data-bbox="2050 1346 2487 1392">性能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1442 1394 1780 1549">エリアモニタリング設備</td> <td data-bbox="1783 1394 2047 1549">放射線監視機能（放射線監視機能）</td> <td data-bbox="2050 1394 2487 1549">線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報を発信する状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>上記機能を確保するよう、第2段階のプラント状態を考慮して性能を維持すべきエリアモニタを選定する。</u></p>	設備（建物）名称	機能	性能	エリアモニタリング設備	放射線監視機能（放射線監視機能）	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報を発信する状態であること。	
設備（建物）名称	機能	性能							
エリアモニタリング設備	放射線監視機能（放射線監視機能）	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報を発信する状態であること。							

変更箇所	補正前	補正後	理由
		<p><u>3. 性能を維持するエリアモニタの選定</u></p> <p><u>(1) 選定方針</u></p> <p><u>第1段階においては、炉心等に燃料があることから、燃料破損や1次冷却系ナトリウム、アルゴンガス、燃料体等の放射化による放射性物質の発生に加え、燃料体取出し作業に伴う燃料体の移動等についても考慮し、運転中と同じ個数のエリアモニタを維持してきた。また、エリアモニタとは別に、サーベイメータ等によって管理区域内の定期測定を行うとともに、燃料体取出し作業に必要な設備の点検等の実施に際しては、作業内容に応じた放射線測定を実施してきた。</u></p> <p><u>第2段階においては、第1段階で炉心等からの燃料体取出しが完了したことに伴い、1次冷却系統内に新たな放射性物質が発生する可能性は無い状態となる。更に、第2段階はナトリウム機器解体へ向けた準備期間であり、管理区域で中心となる作業はしゃへい体等取出し作業とバルクナトリウムの搬出であり、放射線管理の観点からは第1段階と同程度の作業内容と考えられる。このことから、放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、第1段階と同様に、今後実施する作業内容に応じて適宜、サーベイメータ等を使用した放射線測定を実施することで放射線管理上の対応が可能となるエリアが存在する。</u></p> <p><u>これらのことを踏まえ、第2段階において性能を維持すべきエリアモニタの選定に当たっては、放射線レベルが変動する可能性が著しく低く、今後実施する作業内容に応じて適宜、サーベイメータ等を使用した放射線測定を実施することで放射線管理が可能であることから、エリアモニタによる常時監視が不要と判断されるエリアについてはエリアモニタの運用を停止し、それ以外のエリアモニタは性能を維持する。運用を停止するエリアモニタは、具体的には次に示すエリアに設置されるモニタとする。</u></p> <p><u>① 第1段階に実施した燃料体取出し作業により、「もんじゅ」内に存在する全ての使用済燃料体が燃料池に貯蔵された。このことによって、1次アルゴンガス系統内に燃料破損や1次アルゴンガスの放射化による放射性希ガスが発生することがなくなり、放射線レベルの変動する可能性が著しく低くなったことから、第2段階ではエリアモニタによる常時監視が不要になると判断したエリア</u></p> <p><u>1次アルゴンガス系設備付近通路、FFDL室、CG法FFD室</u></p> <p><u>② 第1段階は燃料体取出し作業を実施するため、原子炉施設内の放射線環境把握のために維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備（燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等）の点検期間も含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。第2段階においても、第1段階と同様の作業を行うのみであり、放射線レベルの変動する可能性は著しく低いため、エリアモニタによる常時監視が不要になると判断したエリア</u></p> <p><u>常用エアロック室、廃棄物・共通保修設備リレー盤室、ホット計器修理室、放射線管理室、保修エリア（一部）</u></p> <p><u>③ 原子炉起動用中性子源集合体を炉心等から取出し、燃料池に貯蔵する作業が</u></p>	

変更箇所	補正前	補正後	理由
		<p><u>完了するまでは中性子線による放射線レベルの変動を監視する必要があるが、当該作業の完了に伴い、エリアモニタによる中性子線の常時監視が不要になると判断したエリア</u> <u>運転床（2台）、炉外燃料貯蔵槽（EVST）上部室</u></p> <p><u>一方、燃料体を貯蔵する燃料池等の線量変動監視や作業環境把握の必要なエリア及びパトロール等で立ち入る代表的なエリアのエリアモニタは性能を維持する。加えて、気体、液体、固体廃棄物処理系設備付近のエリアモニタについても性能を維持することから、原子炉施設内の放射線環境の常時監視、放射線業務従事者の被ばく管理は可能であり、エリアモニタリング設備の放射線監視機能は維持される。</u></p> <p><u>(2) 選定結果</u></p> <p><u>「(1) 選定方針」に基づき選定した、第2段階に運用を停止するエリアモニタを「第1表 第2段階で運用を停止するエリアモニター一覧表」に示す。また、第2段階に性能を維持するエリアモニタを「第2表 性能を維持するエリアモニター一覧表」に示す。</u></p> <p><u>ガンマ線エリアモニタについては、9台の運用を停止し、性能維持台数を49台から40台に削減する。また、中性子線エリアモニタについては、第2段階の初期においては5台を維持するが、原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵された後、3台の運用を停止し、性能維持台数を5台から2台に削減する。</u></p> <p><u>なお、今後、エリアモニタの運用を停止したエリアについて放射線監視が必要とされた場合は、各エリアで実施される作業の内容及び放射線環境に応じて、サーベイメータ等適切な測定器を用いて放射線監視を行うこととする。</u></p> <p><u>また、第2段階において性能を維持するエリアモニタについても、今後検討される第3段階以降の解体計画等を踏まえ、エリアモニタごとに維持期間を明確にし、第3段階に入るまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u></p> <p><u>管理区域については、原子炉建物、原子炉補助建物、メンテナンス・廃棄物処理建物の建物及び構築物により形成し、放射線の遮蔽、放射性物質の漏えい防止を図っている。管理区域の通常出入口は出入管理室の1箇所とし、管理区域境界における外部放射線に係る線量は管理区域の建物外壁で管理している。また、換気設備についても建物内各エリアで共用し、管理区域全体として負圧を維持している。このため、今回、管理区域内のエリアモニタの一部について運用を停止したが、当該エリアは引き続き管理区域として維持管理することとし、将来的には管理区域内機器の解体・撤去やその後必要となる廃棄物の保管場所等についても検討し、管理区域解除に向けた具体的な方法等を定めた上で、管理区域を解除する。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>以上</u></p>	

変更箇所	補正前	補正後	理由																
<p>第1表 第2 段階で運用を 停止するエリ アモニター一 覧表 (1/3)</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1531 1640 2009 1864">モニター名称</th> <th data-bbox="1531 1451 2009 1640">検出器設置場所</th> <th data-bbox="1531 254 2009 1451">設置の目的及び運用停止の理由</th> <th data-bbox="1531 254 2009 254">運用を停止するエリアモニターの選定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2009 1640 2487 1864"> <p>A/B ガンマ線エリア モニター 8 (SSD)</p> </td> <td data-bbox="2009 1451 2487 1640"> <p>通路(1次アルゴンガス系設備室付近通路)</p> </td> <td data-bbox="2009 254 2487 1451"> <p>・1次アルゴンガス系系高圧サージタンクなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・1次アルゴンガス系系圧縮機、圧縮機前置・後置フィルターなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。</p> </td> <td data-bbox="2009 254 2487 254"> <p>①</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2487 1640 2911 1864"> <p>A/B ガンマ線エリア モニター 9 (SSD)</p> </td> <td data-bbox="2487 1451 2911 1640"> <p>FFDL室</p> </td> <td data-bbox="2487 254 2911 1451"> <p>・燃料破損時に原子炉カバーガスを移行したタグガスを分析するタギング法破損燃料検出装置(タギング法FFDL*)が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ※ FFDL: Failed Fuel Detection & Location</p> </td> <td data-bbox="2487 254 2911 254"> <p>①</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2911 1640 2968 1864"> <p>A/B ガンマ線エリア モニター 17 (SSD)</p> </td> <td data-bbox="2911 1451 2968 1640"> <p>CG法FFD室</p> </td> <td data-bbox="2911 254 2968 1451"> <p>・燃料破損時に原子炉カバーガスを中に移行したガス状の核分裂生成物を検出することにより燃料破損を検出するためのカバーガス法破損燃料検出装置(CG法FFD*)が設置される部屋において定期点検で作業員が立ち入ることを考慮し線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ※ CG法FFD: Cover Gas法 Failed Fuel Detection</p> </td> <td data-bbox="2911 254 2968 254"> <p>①</p> </td> </tr> </tbody> </table>	モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針	<p>A/B ガンマ線エリア モニター 8 (SSD)</p>	<p>通路(1次アルゴンガス系設備室付近通路)</p>	<p>・1次アルゴンガス系系高圧サージタンクなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・1次アルゴンガス系系圧縮機、圧縮機前置・後置フィルターなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。</p>	<p>①</p>	<p>A/B ガンマ線エリア モニター 9 (SSD)</p>	<p>FFDL室</p>	<p>・燃料破損時に原子炉カバーガスを移行したタグガスを分析するタギング法破損燃料検出装置(タギング法FFDL*)が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ※ FFDL: Failed Fuel Detection & Location</p>	<p>①</p>	<p>A/B ガンマ線エリア モニター 17 (SSD)</p>	<p>CG法FFD室</p>	<p>・燃料破損時に原子炉カバーガスを中に移行したガス状の核分裂生成物を検出することにより燃料破損を検出するためのカバーガス法破損燃料検出装置(CG法FFD*)が設置される部屋において定期点検で作業員が立ち入ることを考慮し線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ※ CG法FFD: Cover Gas法 Failed Fuel Detection</p>	<p>①</p>	
モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針																
<p>A/B ガンマ線エリア モニター 8 (SSD)</p>	<p>通路(1次アルゴンガス系設備室付近通路)</p>	<p>・1次アルゴンガス系系高圧サージタンクなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・1次アルゴンガス系系圧縮機、圧縮機前置・後置フィルターなどの1次アルゴンガス系設備が設置される部屋付近の通路における通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性が著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。</p>	<p>①</p>																
<p>A/B ガンマ線エリア モニター 9 (SSD)</p>	<p>FFDL室</p>	<p>・燃料破損時に原子炉カバーガスを移行したタグガスを分析するタギング法破損燃料検出装置(タギング法FFDL*)が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ※ FFDL: Failed Fuel Detection & Location</p>	<p>①</p>																
<p>A/B ガンマ線エリア モニター 17 (SSD)</p>	<p>CG法FFD室</p>	<p>・燃料破損時に原子炉カバーガスを中に移行したガス状の核分裂生成物を検出することにより燃料破損を検出するためのカバーガス法破損燃料検出装置(CG法FFD*)が設置される部屋において定期点検で作業員が立ち入ることを考慮し線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階に燃料体が全て燃料池に貯蔵されることにより、1次アルゴンガス系内への放射性希ガスの発生によって放射線レベルが変動する可能性は著しく低く、当該装置は既に運用を停止していることから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ※ CG法FFD: Cover Gas法 Failed Fuel Detection</p>	<p>①</p>																

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由																				
第1表 第2 段階で運用を 停止するエリ アモニター一 覧表 (2/3)		<p style="text-align: center;"><u>第1表 第2段階で運用を停止するエリアモニター一覧表 (2/3)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">モニター名称</th> <th style="width: 15%;">検出器設置場所</th> <th style="width: 55%;">設置の目的及び運用停止の理由</th> <th style="width: 15%;">運用を停止するエリアモニターの選定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリア モニター 21 (SSD)</u></td> <td><u>放射線管理室(出 入管理室(A) 着 衣室)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域立入を管理するための放射線管理室付近(非管理区域)において、作業員が滞在すること を考慮して線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備の点 検期間を含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。また、管理区域境界にある管理区域出入口 付近通路のエリアモニター(A/B ガンマ線エリアモニター 29 (SSD))でも監視可能であることから、第 2段階移行時に運用を停止することとした。 ・原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域 に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射 線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 </td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリア モニター 27 (SSD)</u></td> <td><u>常用エアロック 室</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域 に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射 線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 </td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリア モニター 31 (SSD)</u></td> <td><u>ホット計器修理 室</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 </td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリア モニター 42 (SSD)</u></td> <td><u>廃棄物・共通保修 設備リレー盤室</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 </td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> </tbody> </table>	モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針	<u>A/B ガンマ線エリア モニター 21 (SSD)</u>	<u>放射線管理室(出 入管理室(A) 着 衣室)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域立入を管理するための放射線管理室付近(非管理区域)において、作業員が滞在すること を考慮して線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備の点 検期間を含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。また、管理区域境界にある管理区域出入口 付近通路のエリアモニター(A/B ガンマ線エリアモニター 29 (SSD))でも監視可能であることから、第 2段階移行時に運用を停止することとした。 ・原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域 に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射 線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 	②	<u>A/B ガンマ線エリア モニター 27 (SSD)</u>	<u>常用エアロック 室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域 に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射 線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 	②	<u>A/B ガンマ線エリア モニター 31 (SSD)</u>	<u>ホット計器修理 室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 	②	<u>M/B ガンマ線エリア モニター 42 (SSD)</u>	<u>廃棄物・共通保修 設備リレー盤室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 	②	
モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針																				
<u>A/B ガンマ線エリア モニター 21 (SSD)</u>	<u>放射線管理室(出 入管理室(A) 着 衣室)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域立入を管理するための放射線管理室付近(非管理区域)において、作業員が滞在すること を考慮して線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料体の取出し・処理に必要な設備の点 検期間を含め、放射線レベルに有意な変動がなかった。また、管理区域境界にある管理区域出入口 付近通路のエリアモニター(A/B ガンマ線エリアモニター 29 (SSD))でも監視可能であることから、第 2段階移行時に運用を停止することとした。 ・原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域 に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射 線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 	②																				
<u>A/B ガンマ線エリア モニター 27 (SSD)</u>	<u>常用エアロック 室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物出入口の常用エアロック室において原子炉運転中における原子炉建物への作業員の入域 に当たり、通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、当該エリアで汚染が発生する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射 線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停止することとした。 ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 	②																				
<u>A/B ガンマ線エリア モニター 31 (SSD)</u>	<u>ホット計器修理 室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、主に計測器等の保管場所として使用しているエリアであるため、汚染が発生 する作業を行う可能性も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2 段階移行時に運用を停止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 	②																				
<u>M/B ガンマ線エリア モニター 42 (SSD)</u>	<u>廃棄物・共通保修 設備リレー盤室</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・計測器等の修理を行うための部屋であり、人が長時間立ち入ることを考慮して線量率変動を監視す ることを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 ・廃棄物・共通保修設備のリレー盤等が設置される部屋の通常時の線量率変動を監視することを目的 に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、作業期間中にも放射線レベルに有意な変 動がなかった。また、リレー盤等が設置される部屋であるため、汚染が発生する作業を行う可能性 も著しく低いことから、放射線環境の常時監視は不要であると判断し、第2段階移行時に運用を停 止することとした。 	②																				

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

変更箇所	補正前	補正後	理由																				
第1表 第2段階で運用を停止するエリアモニター一覧表 (3/3)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1537 1638 1914 1864">モニター名称</th> <th data-bbox="1537 1444 1914 1638">検出器設置場所</th> <th data-bbox="1537 241 1914 1444">設置の目的及び運用停止の理由</th> <th data-bbox="1537 241 1914 241">運用を停止するエリアモニターの選定方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1914 1638 2033 1864">M/B ガンマ線エリア モニター 44 (SSD)</td> <td data-bbox="1914 1444 2033 1638">保修エリア</td> <td data-bbox="1914 241 2033 1444"> <ul style="list-style-type: none"> ・Cs-137、Co-60、Na-22等の核分裂生成物、放射性腐食生成物、放射化ナトリウムが付着した燃料出入機等の保修を行うエリアにおける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等の点検期間も含めて、放射線レベルの変動がなかつたため、第2段階のしゃへい体等取出し作業を実施するが、第1段階と同様、放射線レベルが変動する可能性は著しく低いものと判断した。また、放射線環境の監視は同一エリア内にある別のモニタ (M/B ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)) により可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 </td> <td data-bbox="1914 241 2033 241">②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2033 1638 2151 1864">R/B 中性子線エリア モニター 1</td> <td data-bbox="2033 1444 2151 1638">運転床</td> <td data-bbox="2033 241 2151 1444"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 </td> <td data-bbox="2033 241 2151 241">③</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2151 1638 2270 1864">R/B 中性子線エリア モニター 2</td> <td data-bbox="2151 1444 2270 1638">運転床</td> <td data-bbox="2151 241 2270 1444"> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 </td> <td data-bbox="2151 241 2270 241">③</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2270 1638 2561 1864">A/B 中性子線エリア モニター 3</td> <td data-bbox="2270 1444 2561 1638">E.V.S.T.上部室</td> <td data-bbox="2270 241 2561 1444"> <ul style="list-style-type: none"> ・E.V.S.T.上部室において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、E.V.S.T.での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 </td> <td data-bbox="2270 241 2561 241">③</td> </tr> </tbody> </table>	モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針	M/B ガンマ線エリア モニター 44 (SSD)	保修エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・Cs-137、Co-60、Na-22等の核分裂生成物、放射性腐食生成物、放射化ナトリウムが付着した燃料出入機等の保修を行うエリアにおける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等の点検期間も含めて、放射線レベルの変動がなかつたため、第2段階のしゃへい体等取出し作業を実施するが、第1段階と同様、放射線レベルが変動する可能性は著しく低いものと判断した。また、放射線環境の監視は同一エリア内にある別のモニタ (M/B ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)) により可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②	R/B 中性子線エリア モニター 1	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 	③	R/B 中性子線エリア モニター 2	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 	③	A/B 中性子線エリア モニター 3	E.V.S.T.上部室	<ul style="list-style-type: none"> ・E.V.S.T.上部室において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、E.V.S.T.での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 	③	
モニター名称	検出器設置場所	設置の目的及び運用停止の理由	運用を停止するエリアモニターの選定方針																				
M/B ガンマ線エリア モニター 44 (SSD)	保修エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・Cs-137、Co-60、Na-22等の核分裂生成物、放射性腐食生成物、放射化ナトリウムが付着した燃料出入機等の保修を行うエリアにおける通常時の線量率変動を監視することを目的に設置 ・第1段階は燃料体取出し作業を実施するため維持したが、燃料交換装置、炉内中継装置、燃料出入機等の点検期間も含めて、放射線レベルの変動がなかつたため、第2段階のしゃへい体等取出し作業を実施するが、第1段階と同様、放射線レベルが変動する可能性は著しく低いものと判断した。また、放射線環境の監視は同一エリア内にある別のモニタ (M/B ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)) により可能であることから、第2段階移行時に運用を停止することとした。 	②																				
R/B 中性子線エリア モニター 1	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 	③																				
R/B 中性子線エリア モニター 2	運転床	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建物運転床において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置。 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、原子炉建屋での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 	③																				
A/B 中性子線エリア モニター 3	E.V.S.T.上部室	<ul style="list-style-type: none"> ・E.V.S.T.上部室において、中性子線の漏えいによる線量率変動を監視することを目的に設置 ・原子炉起動用中性子源集合体が全て燃料池に移動した後は、E.V.S.T.での中性子線発生源がなくなるため、維持期間を中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまでとした。 	③																				

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

変更箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																								
第2表 性能を維持するエリアモニター一覧表 (1/2)		<p style="text-align: center;"><u>第2表 性能を維持するエリアモニター一覧表 (1/2)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">モニター名称</th> <th style="width: 30%;">検出器設置場所</th> <th style="width: 20%;">性能維持対象 (運用を停止するエリアモニターの選定方針)</th> <th style="width: 25%;">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>R/B ガンマ線エリアモニター 1 (SSD)</u></td> <td>炉上部ビット</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>R/B ガンマ線エリアモニター 2 (SSD)</u></td> <td>1次主循環ポンプモータ室 (A)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>R/B ガンマ線エリアモニター 3 (SSD)</u></td> <td>1次主循環ポンプモータ室 (B)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>R/B ガンマ線エリアモニター 4 (SSD)</u></td> <td>1次主循環ポンプモータ室 (C)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>R/B ガンマ線エリアモニター A (IC)</u></td> <td>運転床</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>R/B ガンマ線エリアモニター B (IC)</u></td> <td>運転床</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>R/B 中性子線エリアモニター 1</u></td> <td>運転床</td> <td style="text-align: center;">○ (③)</td> <td>原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>R/B 中性子線エリアモニター 2</u></td> <td>運転床</td> <td style="text-align: center;">○ (③)</td> <td>原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 5 (SSD)</u></td> <td>通路 (<u>気体廃棄物処理系室付近通路</u>)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 6 (SSD)</u></td> <td>通路 (<u>気体廃棄物処理系エゼクタ室付近通路</u>)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 7 (SSD)</u></td> <td>通路 (<u>EVST 1次アルゴンガス系室付近通路</u>)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 8 (SSD)</u></td> <td>通路 (<u>1次アルゴンガス系設備室付近通路</u>)</td> <td style="text-align: center;">— (①)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 9 (SSD)</u></td> <td>通路 (<u>1次アルゴンガス系設備室付近通路</u>)</td> <td style="text-align: center;">— (①)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 10 (SSD)</u></td> <td>通路 (<u>気体廃棄物処理系再生ガス機器室付近通路</u>)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 11 (SSD)</u></td> <td>通路 (ハッチ)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 12 (SSD)</u></td> <td>燃料取扱設備操作室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 13 (SSD)</u></td> <td>中央制御室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 14 (SSD)</u></td> <td>FFDL 室</td> <td style="text-align: center;">— (①)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 15 (SSD)</u></td> <td>燃料取扱設備室換気装置室 (通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 16 (SSD)</u></td> <td>EVST 1次コールドトラップ冷却系室 (通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 17 (SSD)</u></td> <td>CG 法 FFD 室</td> <td style="text-align: center;">— (①)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 18 (SSD)</u></td> <td>燃料取扱設備室換気装置室 (通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 19 (SSD)</u></td> <td>燃料取扱設備室換気装置室 (ハッチ)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 20 (SSD)</u></td> <td>燃料洗浄設備配管室 (<u>燃料缶詰室付近</u>)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 21 (SSD)</u></td> <td>放射線管理室 (<u>出入管理室 (A) 着衣室</u>)</td> <td style="text-align: center;">— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 22 (SSD)</u></td> <td>アニュラス循環排気装置・放射線モニタラック室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 23 (SSD)</u></td> <td>燃料出入設備通路</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 24 (SSD)</u></td> <td>新燃料取扱室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 25 (SSD)</u></td> <td>燃料池エリア</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	モニター名称	検出器設置場所	性能維持対象 (運用を停止するエリアモニターの選定方針)	維持期間	<u>R/B ガンマ線エリアモニター 1 (SSD)</u>	炉上部ビット	○	第2段階の期間維持する。	<u>R/B ガンマ線エリアモニター 2 (SSD)</u>	1次主循環ポンプモータ室 (A)	○	第2段階の期間維持する。	<u>R/B ガンマ線エリアモニター 3 (SSD)</u>	1次主循環ポンプモータ室 (B)	○	第2段階の期間維持する。	<u>R/B ガンマ線エリアモニター 4 (SSD)</u>	1次主循環ポンプモータ室 (C)	○	第2段階の期間維持する。	<u>R/B ガンマ線エリアモニター A (IC)</u>	運転床	○	第2段階の期間維持する。	<u>R/B ガンマ線エリアモニター B (IC)</u>	運転床	○	第2段階の期間維持する。	<u>R/B 中性子線エリアモニター 1</u>	運転床	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。	<u>R/B 中性子線エリアモニター 2</u>	運転床	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 5 (SSD)</u>	通路 (<u>気体廃棄物処理系室付近通路</u>)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 6 (SSD)</u>	通路 (<u>気体廃棄物処理系エゼクタ室付近通路</u>)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 7 (SSD)</u>	通路 (<u>EVST 1次アルゴンガス系室付近通路</u>)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 8 (SSD)</u>	通路 (<u>1次アルゴンガス系設備室付近通路</u>)	— (①)	第2段階移行時に維持終了	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 9 (SSD)</u>	通路 (<u>1次アルゴンガス系設備室付近通路</u>)	— (①)	第2段階移行時に維持終了	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 10 (SSD)</u>	通路 (<u>気体廃棄物処理系再生ガス機器室付近通路</u>)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 11 (SSD)</u>	通路 (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 12 (SSD)</u>	燃料取扱設備操作室	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 13 (SSD)</u>	中央制御室	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 14 (SSD)</u>	FFDL 室	— (①)	第2段階移行時に維持終了	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 15 (SSD)</u>	燃料取扱設備室換気装置室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 16 (SSD)</u>	EVST 1次コールドトラップ冷却系室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 17 (SSD)</u>	CG 法 FFD 室	— (①)	第2段階移行時に維持終了	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 18 (SSD)</u>	燃料取扱設備室換気装置室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 19 (SSD)</u>	燃料取扱設備室換気装置室 (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 20 (SSD)</u>	燃料洗浄設備配管室 (<u>燃料缶詰室付近</u>)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 21 (SSD)</u>	放射線管理室 (<u>出入管理室 (A) 着衣室</u>)	— (②)	第2段階移行時に維持終了	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 22 (SSD)</u>	アニュラス循環排気装置・放射線モニタラック室	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 23 (SSD)</u>	燃料出入設備通路	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 24 (SSD)</u>	新燃料取扱室	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 25 (SSD)</u>	燃料池エリア	○	第2段階の期間維持する。	
	モニター名称	検出器設置場所	性能維持対象 (運用を停止するエリアモニターの選定方針)	維持期間																																																																																																																							
	<u>R/B ガンマ線エリアモニター 1 (SSD)</u>	炉上部ビット	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>R/B ガンマ線エリアモニター 2 (SSD)</u>	1次主循環ポンプモータ室 (A)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>R/B ガンマ線エリアモニター 3 (SSD)</u>	1次主循環ポンプモータ室 (B)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>R/B ガンマ線エリアモニター 4 (SSD)</u>	1次主循環ポンプモータ室 (C)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>R/B ガンマ線エリアモニター A (IC)</u>	運転床	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>R/B ガンマ線エリアモニター B (IC)</u>	運転床	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>R/B 中性子線エリアモニター 1</u>	運転床	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。																																																																																																																							
	<u>R/B 中性子線エリアモニター 2</u>	運転床	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 5 (SSD)</u>	通路 (<u>気体廃棄物処理系室付近通路</u>)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 6 (SSD)</u>	通路 (<u>気体廃棄物処理系エゼクタ室付近通路</u>)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 7 (SSD)</u>	通路 (<u>EVST 1次アルゴンガス系室付近通路</u>)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 8 (SSD)</u>	通路 (<u>1次アルゴンガス系設備室付近通路</u>)	— (①)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 9 (SSD)</u>	通路 (<u>1次アルゴンガス系設備室付近通路</u>)	— (①)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 10 (SSD)</u>	通路 (<u>気体廃棄物処理系再生ガス機器室付近通路</u>)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 11 (SSD)</u>	通路 (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 12 (SSD)</u>	燃料取扱設備操作室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 13 (SSD)</u>	中央制御室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 14 (SSD)</u>	FFDL 室	— (①)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 15 (SSD)</u>	燃料取扱設備室換気装置室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 16 (SSD)</u>	EVST 1次コールドトラップ冷却系室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 17 (SSD)</u>	CG 法 FFD 室	— (①)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 18 (SSD)</u>	燃料取扱設備室換気装置室 (通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 19 (SSD)</u>	燃料取扱設備室換気装置室 (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																							
<u>A/B ガンマ線エリアモニター 20 (SSD)</u>	燃料洗浄設備配管室 (<u>燃料缶詰室付近</u>)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																								
<u>A/B ガンマ線エリアモニター 21 (SSD)</u>	放射線管理室 (<u>出入管理室 (A) 着衣室</u>)	— (②)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																																								
<u>A/B ガンマ線エリアモニター 22 (SSD)</u>	アニュラス循環排気装置・放射線モニタラック室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																								
<u>A/B ガンマ線エリアモニター 23 (SSD)</u>	燃料出入設備通路	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																								
<u>A/B ガンマ線エリアモニター 24 (SSD)</u>	新燃料取扱室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																								
<u>A/B ガンマ線エリアモニター 25 (SSD)</u>	燃料池エリア	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																																								

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

変更箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																								
第2表 性能を維持するエリアモニター一覧表 (2/2)		<p style="text-align: center;"><u>第2表 性能を維持するエリアモニター一覧表 (2/2)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">モニター名称</th> <th style="width: 40%;">検出器設置場所</th> <th style="width: 20%;">性能維持対象 (運用を停止するエリアモニターの選定方針)</th> <th style="width: 20%;">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 26 (SSD)</u></td> <td>燃料搬出入エリア (I) (ハッチ)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 27 (SSD)</u></td> <td>常用エアロック室</td> <td style="text-align: center;">— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 28 (SSD)</u></td> <td>化学分析室 (A) (ホット分析室)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 29 (SSD)</u></td> <td>通路 (ハッチ) (管理区域出入口付近通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 30 (SSD)</u></td> <td>化学分析室 (C) (ホット分析室)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B ガンマ線エリアモニター 31 (SSD)</u></td> <td>ホット計器修理室</td> <td style="text-align: center;">— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>A/B 中性子線エリアモニター 3</u></td> <td>EVST 上部室</td> <td style="text-align: center;">○ (③)</td> <td>原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B 中性子線エリアモニター 4</u></td> <td>新燃料取扱室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>A/B 中性子線エリアモニター 5</u></td> <td>燃料池エリア</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 32 (SSD)</u></td> <td>通路 (燃料交換機器洗浄室付近通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 33 (SSD)</u></td> <td>通路 (サンプリング室 (A) 付近通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 34 (SSD)</u></td> <td>サンプリング室 (A)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 35 (SSD)</u></td> <td>通路 (燃料出入機点検査付近通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 36 (SSD)</u></td> <td>通路 (廃液タンク設備室付近通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 37 (SSD)</u></td> <td>通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 38 (SSD)</u></td> <td>通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 39 (SSD)</u></td> <td>サンプリング室 (B)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 40 (SSD)</u></td> <td>通路 (ベントガス処理室付近通路)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)</u></td> <td>保修エリア</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 42 (SSD)</u></td> <td>廃棄物・共通保修設備リレー盤室</td> <td style="text-align: center;">— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 43 (SSD)</u></td> <td>ドラム搬出入エリア</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 44 (SSD)</u></td> <td>保修エリア</td> <td style="text-align: center;">— (②)</td> <td>第2段階移行時に維持終了</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 45 (SSD)</u></td> <td>廃棄物・共通保修設備操作室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 46 (SSD)</u></td> <td>濃縮装置保修室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> <tr> <td><u>M/B ガンマ線エリアモニター 47 (SSD)</u></td> <td>M/B 換気装置室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>第2段階の期間維持する。</td> </tr> </tbody> </table>	モニター名称	検出器設置場所	性能維持対象 (運用を停止するエリアモニターの選定方針)	維持期間	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 26 (SSD)</u>	燃料搬出入エリア (I) (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 27 (SSD)</u>	常用エアロック室	— (②)	第2段階移行時に維持終了	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 28 (SSD)</u>	化学分析室 (A) (ホット分析室)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 29 (SSD)</u>	通路 (ハッチ) (管理区域出入口付近通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 30 (SSD)</u>	化学分析室 (C) (ホット分析室)	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 31 (SSD)</u>	ホット計器修理室	— (②)	第2段階移行時に維持終了	<u>A/B 中性子線エリアモニター 3</u>	EVST 上部室	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。	<u>A/B 中性子線エリアモニター 4</u>	新燃料取扱室	○	第2段階の期間維持する。	<u>A/B 中性子線エリアモニター 5</u>	燃料池エリア	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 32 (SSD)</u>	通路 (燃料交換機器洗浄室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 33 (SSD)</u>	通路 (サンプリング室 (A) 付近通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 34 (SSD)</u>	サンプリング室 (A)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 35 (SSD)</u>	通路 (燃料出入機点検査付近通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 36 (SSD)</u>	通路 (廃液タンク設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 37 (SSD)</u>	通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 38 (SSD)</u>	通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 39 (SSD)</u>	サンプリング室 (B)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 40 (SSD)</u>	通路 (ベントガス処理室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)</u>	保修エリア	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 42 (SSD)</u>	廃棄物・共通保修設備リレー盤室	— (②)	第2段階移行時に維持終了	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 43 (SSD)</u>	ドラム搬出入エリア	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 44 (SSD)</u>	保修エリア	— (②)	第2段階移行時に維持終了	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 45 (SSD)</u>	廃棄物・共通保修設備操作室	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 46 (SSD)</u>	濃縮装置保修室	○	第2段階の期間維持する。	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 47 (SSD)</u>	M/B 換気装置室	○	第2段階の期間維持する。	
	モニター名称	検出器設置場所	性能維持対象 (運用を停止するエリアモニターの選定方針)	維持期間																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 26 (SSD)</u>	燃料搬出入エリア (I) (ハッチ)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 27 (SSD)</u>	常用エアロック室	— (②)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 28 (SSD)</u>	化学分析室 (A) (ホット分析室)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 29 (SSD)</u>	通路 (ハッチ) (管理区域出入口付近通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 30 (SSD)</u>	化学分析室 (C) (ホット分析室)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>A/B ガンマ線エリアモニター 31 (SSD)</u>	ホット計器修理室	— (②)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																							
	<u>A/B 中性子線エリアモニター 3</u>	EVST 上部室	○ (③)	原子炉起動用中性子源集合体が燃料池に貯蔵されるまで維持する。																																																																																																							
	<u>A/B 中性子線エリアモニター 4</u>	新燃料取扱室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>A/B 中性子線エリアモニター 5</u>	燃料池エリア	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 32 (SSD)</u>	通路 (燃料交換機器洗浄室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 33 (SSD)</u>	通路 (サンプリング室 (A) 付近通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 34 (SSD)</u>	サンプリング室 (A)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 35 (SSD)</u>	通路 (燃料出入機点検査付近通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 36 (SSD)</u>	通路 (廃液タンク設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 37 (SSD)</u>	通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 38 (SSD)</u>	通路 (液体廃棄物処理系設備室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 39 (SSD)</u>	サンプリング室 (B)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 40 (SSD)</u>	通路 (ベントガス処理室付近通路)	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 41 (SSD)</u>	保修エリア	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 42 (SSD)</u>	廃棄物・共通保修設備リレー盤室	— (②)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 43 (SSD)</u>	ドラム搬出入エリア	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 44 (SSD)</u>	保修エリア	— (②)	第2段階移行時に維持終了																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 45 (SSD)</u>	廃棄物・共通保修設備操作室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 46 (SSD)</u>	濃縮装置保修室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							
	<u>M/B ガンマ線エリアモニター 47 (SSD)</u>	M/B 換気装置室	○	第2段階の期間維持する。																																																																																																							

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書

第 6-1 表 性能維持施設補正前後比較表

第 6-1 表 性能維持施設 (1/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	原子炉補助建物	原子炉補助建物	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ライナによるナトリウム-コンクリート反応抑制機能、窒素雰囲気維持機能)	ライナに有意なひび割れや損傷がない状態であること 1次系ナトリウムを保有する部屋が窒素雰囲気の状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	原子炉補助建物	原子炉補助建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
タービン建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能 (補助蒸気ヘッド等の支持機能)	性能維持施設(補助蒸気ヘッド等)の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで	

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (1/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
建物及び構築物	原子炉建物	原子炉建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	原子炉補助建物	原子炉補助建物	1式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ライナによるナトリウム-コンクリート反応抑制機能、窒素雰囲気維持機能)	ライナに有意なひび割れや損傷がない状態であること 1次系ナトリウムを保有する部屋が窒素雰囲気の状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	原子炉補助建物	原子炉補助建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
タービン建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	機器の支持機能 (補助蒸気ヘッド等の支持機能)	性能維持施設(補助蒸気ヘッド等)の機能に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該建物内の性能維持施設の解体が完了するまで	

補正後

理由

・表現の適正化
原子炉建物(ナトリウムを保有する系統、機器を収納する部屋)

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (2/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
建物及び構築物	メンテナンス・廃棄物処理建物	メンテナンス・廃棄物処理建物	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	事務管理建物 (緊急時対策所)	事務管理建物 (緊急時対策所)	1式	事務管理建物 BIF	通信・連絡機能 (通信・連絡機能)	発電所内外との通信・連絡設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
原子炉及び炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		ブランケット燃料集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	ブランケット燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	原子炉容器内構造物	炉内構造物	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		炉心上部機構	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化处理するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (2/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
建物及び構築物	メンテナンス・廃棄物処理建物	メンテナンス・廃棄物処理建物	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	固体廃棄物貯蔵庫	固体廃棄物貯蔵庫	1式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能 (管理区域形成による放射線遮蔽機能)	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
	事務管理建物 (緊急時対策所)	事務管理建物 (緊急時対策所)	1式	事務管理建物 BIF	通信・連絡機能 (通信・連絡機能)	発電所内外との通信・連絡設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
原子炉及び炉心	燃料集合体	炉心燃料集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		ブランケット燃料集合体	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	ブランケット燃料集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	原子炉容器内構造物	炉内構造物	1式	既許認可 どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		炉心上部機構	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化处理するまで

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
炉心燃料集合体、ブランケット燃料集合体、炉内構造物
- ・表現の適正化
炉心上部機構

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (3/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉及び炉心	反応度制御設備	主炉停止系調整棒	1 式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能（炉心形状の維持機能）	主炉停止系調整棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					未臨界維持機能（未臨界維持機能）	主炉停止系調整棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		主炉停止系調整棒案内管	1 式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		後備炉停止棒	1 式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能（炉心形状の維持機能）	後備炉停止棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					未臨界維持機能（未臨界維持機能）	後備炉停止棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
後備炉停止棒案内管	1 式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (3/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉及び炉心	反応度制御設備	主炉停止系調整棒	1 式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能（炉心形状の維持機能）	主炉停止系調整棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					未臨界維持機能（未臨界維持機能）	主炉停止系調整棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
		主炉停止系調整棒案内管	1 式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		後備炉停止棒	1 式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能（炉心形状の維持機能）	後備炉停止棒の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					未臨界維持機能（未臨界維持機能）	後備炉停止棒と駆動軸が切り離されている状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
後備炉停止棒案内管	1 式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
主炉停止系調整棒、後備炉停止棒
- ・表現の適正化
主炉停止系調整棒案内管、後備炉停止棒案内管

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (4/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉及び炉心	中性子源集合体	中性子源集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	中性子源集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	固定吸収体	固定吸収体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	固定吸収体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
原子炉冷却系統施設	原子炉容器	原子炉容器	1式	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (4/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉及び炉心	中性子源集合体	中性子源集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	中性子源集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
	固定吸収体	固定吸収体	1式	既許認可どおり	炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	固定吸収体の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
原子炉冷却系統施設	原子炉容器	原子炉容器	1式	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					炉心形状の維持機能 (炉心形状の維持機能)	炉心構成要素の炉心からの引抜き及び炉心への装荷を異常なくできる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
中性子源集合体、中性子しゃへい体及びサーベイランス集合体、固定吸収体、原子炉容器(炉心形状の維持機能(炉心形状の維持機能)のみ)
- ・表現の適正化
原子炉容器

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (5/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	しゃへいプラグ	しゃへいプラグ	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	1次主冷却系設備	1次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器内ナトリウム温度確認のために循環できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
1次主冷却系中間熱交換器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
			放射性物質漏えい防止機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (5/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	しゃへいプラグ	しゃへいプラグ	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (回転プラグの回転機能、放射線を遮蔽する機能)	回転プラグが指定された位置に停止できる状態であること 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	1次主冷却系設備	1次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器内ナトリウム温度確認のために循環できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
1次主冷却系中間熱交換器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで		
			放射性物質漏えい防止機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		

補正後

理由

- リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
1次主冷却系循環ポンプ(ナトリウムの保持機能(原子炉容器内ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能)のみ)、1次主冷却系中間熱交換器(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)
- 維持期間が終了となった設備の識別
しゃへいプラグ(燃料を安全に取り扱う機能(回転プラグの回転機能、炉内からの伝熱・放射線を遮蔽する機能)のみ)
- 表現の適正化
しゃへいプラグ、1次主冷却系循環ポンプ

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (6/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	1次主冷却系設備	1次主冷却系配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉機能）	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		ガードベッセル	7基	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能（漏えいナトリウムの貯留機能）	ガードベッセル及びその支持構造物に傷、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2次主冷却系設備	1次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウムの保持機能（ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能）	循環するナトリウムの流量、温度に異常がない状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（2次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (6/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	1次主冷却系設備	1次主冷却系配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉機能）	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し 、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（1次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		ガードベッセル	7基	既許認可どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能（漏えいナトリウムの貯留機能）	ガードベッセル及びその支持構造物に傷、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2次主冷却系設備	1次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し 、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウムの保持機能（ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能）	循環するナトリウムの流量、温度に異常がない状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次主冷却系循環ポンプ	3台	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（2次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

補正後

理由

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
1次主冷却系配管（ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉機能）のみ）、1次主冷却系設備
- ・維持期間が終了となった設備の識別
2次主冷却系循環ポンプ（ナトリウムの保持機能（ナトリウム温度確認のための循環機能、ナトリウムの密閉機能）のみ）
- ・表現の適正化 1次主冷却系配管、2次主冷却系循環ポンプ

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (7/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	蒸発器	3基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		過熱器	3基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		ナトリウム・水反応生成物 収納設備	3系統	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		2次主冷却系配管	3系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (7/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	蒸発器	3基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		過熱器	3基	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		ナトリウム・水反応生成物 収納設備	3系統	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		2次主冷却系配管	3系統	既許認可 どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
蒸発器(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)、
過熱器(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)、
2次主冷却系配管(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)
- ・表現の適正化 蒸発器、過熱器、ナトリウム・水反応生成物収納設備、2次主冷却系配管

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (8/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	2次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉機能）	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉機能）	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（2次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		補助冷却設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。）（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		外部しゃへい建物及びビアニユラス部	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。）（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (8/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉冷却系統施設	2次主冷却系設備	2次主冷却系設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助冷却設備	補助冷却設備空気冷却器	3基	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉機能）	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備配管	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉機能）	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能（2次アルゴンガス系による正圧保持機能））	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		補助冷却設備	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。）（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		外部しゃへい建物及びビアニユラス部	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。）（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
2次主冷却系設備、補助冷却設備空気冷却器、補助冷却設備、補助冷却設備配管（ナトリウムの保持機能（ナトリウムの密閉機能）のみ）
- ・表現の適正化 補助冷却設備配管

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (9/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器付属設備 (非管理区域設置貫通部)	1 式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		貯留槽	3 基	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (原子炉容器室からの漏えいナトリウムの貯留機能)	原子炉容器室からの漏えいナトリウムを貯留できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	アニュラス循環排気装置	アニュラス循環排気ファン	1 系統	既許認可 どおり ただし、 よう素用 フィルタ ユニット は維持し ない。	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びにより素除去機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
原子炉補助施設	1 次ナトリウム補助設備	1 次ナトリウムオーバーフロー系	1 系統	既許認可 どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (原子炉容器へのナトリウム液位を NsL に確保する (汲み上げ) 機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器へのナトリウム液位を NsL に確保 (汲み上げ) できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (9/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
工学的安全施設	原子炉格納施設	原子炉格納容器付属設備 (非管理区域設置貫通部)	1 式	既許認可 どおり	放射性物質漏えい防止機能 (事故時の密閉性及び格納容器隔離弁による放射性物質漏えい防止機能を除く。) (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
		貯留槽	3 基	既許認可 どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (原子炉容器室からの漏えいナトリウムの貯留機能)	原子炉容器室からの漏えいナトリウムを貯留できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	アニュラス循環排気装置	アニュラス循環排気ファン	2 系統	既許認可 どおり ただし、 よう素用 フィルタ ユニット は維持し ない。	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					換気機能 (自動起動及び事故時の負圧維持機能並びにより素除去機能を除く。) (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
原子炉補助施設	1 次ナトリウム補助設備	1 次ナトリウムオーバーフロー系	1 系統	既許認可 どおり	原子炉容器内ナトリウム液位確保機能 (原子炉容器へのナトリウム液位を NsL に確保する (汲み上げ) 機能、ナトリウムの密閉機能)	原子炉容器へのナトリウム液位を NsL に確保 (汲み上げ) できる状態であること 内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正後

理由

- 機能要求のある設備の維持台数の適正化
アニュラス循環排気ファン
- リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
1 次ナトリウムオーバーフロー系

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (10/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系への移送機能)	ナトリウムの純化系に移送可能な状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (10/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウムオーバーフロー系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系への移送機能)	ナトリウムの純化系に移送可能な状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能 (1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正後

理由

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
 1次ナトリウムオーバーフロー系 (ナトリウムの浄化機能 (ナトリウムの純化系への移送機能)、ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)、予熱・保温機能 (予熱・保温機能))、
 1次ナトリウム純化系 (ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)、ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能))
- ・表現の適正化 1次ナトリウムオーバーフロー系

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (11/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送ができる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次ナトリウム充填ドレン系	1系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで				
メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	

補正前

第6-1表 性能維持施設 (11/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	1次ナトリウム補助設備	1次ナトリウム純化系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 1次ナトリウムオーバーフロー系のナトリウムの純化系への移送ができる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次ナトリウム充填ドレン系	1系統	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (ナトリウムドレン機能)	ナトリウムがドレンできる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで				
メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	

補正後

理由

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
1次ナトリウム純化系、1次メンテナンス冷却系、
1次ナトリウム充填ドレン系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(ナトリウムドレン機能)、予熱・保温機能(予熱・保温機能))
- ・表現の適正化
1次ナトリウム充填ドレン系

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (12/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
				予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウムオーバーフロー系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで					

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (12/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	メンテナンス冷却系設備	1次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(1次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
	2次メンテナンス冷却系	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	
				予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウムオーバーフロー系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで					

補正後

理由

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
1次メンテナンス冷却系(予熱・保温機能(予熱・保温機能)のみ)
- ・維持期間が終了となった設備の識別
2次ナトリウムオーバーフロー系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、予熱・保温機能(予熱・保温機能))
- ・表現の適正化 1次メンテナンス冷却系、2次メンテナンス冷却系、2次ナトリウムオーバーフロー系

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (13/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウムの浄化機能(コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムを移送する機能)	ナトリウムの純度に異常がない状態であること 2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(ナトリウムドレン機能)	ナトリウム漏えい時に内包するナトリウムの早期ドレンが可能な状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウムの浄化機能(ナトリウムを移送する機能)	2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (13/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム純化系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウムの浄化機能(コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムを移送する機能)	ナトリウムの純度に異常がない状態であること 2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					予熱・保温機能(予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能(不活性ガス圧力の正圧保持機能(2次アルゴンガス系による正圧保持機能))	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(ナトリウムドレン機能)	ナトリウム漏えい時に内包するナトリウムの早期ドレンが可能な状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウムの浄化機能(ナトリウムを移送する機能)	2次ナトリウム純化系電磁ポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
2次ナトリウム純化系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、ナトリウムの浄化機能(コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムを移送する機能)、予熱・保温機能(予熱・保温機能))、2次ナトリウム充填ドレン系(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)、ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能(ナトリウムドレン機能)、ナトリウムの浄化機能(ナトリウムを移送する機能))
- ・表現の適正化 2次ナトリウム純化系、2次ナトリウム充填ドレン系

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (14/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	1系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること 不活性ガス（アルゴンガス）が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	2次アルゴンガス系設備	2次アルゴンガス系設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水熱交換器	3基	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (14/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	2次ナトリウム補助設備	2次ナトリウム充填ドレン系	3系統	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	1次アルゴンガス系設備	1次アルゴンガス系設備	2系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス循環機能、不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること 不活性ガス（アルゴンガス）が循環できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	2次アルゴンガス系設備	2次アルゴンガス系設備	3系統	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水熱交換器	4基	既許認可どおり	冷却機能 (冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで

補正後

理由

- ・機能要求のある設備の維持台数の適正化
1次アルゴンガス系設備、原子炉補機冷却水熱交換器
- ・維持期間が終了となった設備の識別
2次ナトリウム充填ドレン系

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (15/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水ポンプ	3台	既許認可どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。)(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		配管	3系統	既許認可どおり	冷却機能(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		原子炉補機冷却水サージタンク	3基	既許認可どおり	冷却機能(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	原子炉補機冷却海水設備	原子炉補機冷却海水ポンプ	4台	既許認可どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。)(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		配管	3系統	既許認可どおり	冷却機能(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料が保持される状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
しゃへい体等を取り扱う機能(しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)					取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで	

補正前

第6-1表 性能維持施設 (15/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水ポンプ	5台	既許認可どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。)(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		配管	3系統	既許認可どおり	冷却機能(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		原子炉補機冷却水サージタンク	3基	既許認可どおり	冷却機能(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	原子炉補機冷却海水設備	原子炉補機冷却海水ポンプ	5台	既許認可どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。)(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		配管	3系統	既許認可どおり	冷却機能(冷却機能)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料が保持される状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
しゃへい体等を取り扱う機能(しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)					取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで	

補正後

理由

- ・機能要求のある設備の維持台数の適正化
原子炉補機冷却水ポンプ、原子炉補機冷却海水ポンプ
- ・維持期間が終了となった設備の識別
燃料交換装置(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)のみ)

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (16/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
		炉内中継装置	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の保持機能及び回転移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の保持機能及び回転移送機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料出入設備	燃料出入設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (16/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	燃料交換設備	燃料交換装置	1式	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
		炉内中継装置	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の保持機能及び回転移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の保持機能及び回転移送機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料出入設備	燃料出入設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においてもしゃへい体等が保持される状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
炉内中継装置(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の保持機能及び回転移送機能)のみ)、
燃料出入設備(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)のみ)

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (17/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (未臨界維持機能)	炉外燃料貯蔵槽から炉心構成要素を異常なく引抜き、また、装荷できること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉、液位監視及び温度監視機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること 炉外燃料貯蔵槽ナトリウムの液位、温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
				放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで	
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで	

補正前

第6-1表 性能維持施設 (17/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造				
原子炉補助施設	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (未臨界維持機能)	炉外燃料貯蔵槽から炉心構成要素を異常なく引抜き、また、装荷できること	炉心等から燃料体を取り出すまで	
					放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること		当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉、液位監視及び温度監視機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること 炉外燃料貯蔵槽ナトリウムの液位、温度を測定できる状態であること		ナトリウムをタンク等に固化するまで
					ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること		ナトリウムを安定化処理するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				ナトリウムの保持機能 (ナトリウムの密閉機能)	内包するナトリウムの漏えいがない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで		
				放射性物質漏えい防止機能 (管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能)	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
				ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能)	不活性ガス(アルゴンガス)にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで		

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
炉外燃料貯蔵槽(放射性物質漏えい防止機能(未臨界維持機能)のみ)、
炉外燃料貯蔵槽冷却設備(ナトリウムの保持機能(ナトリウムの密閉機能)のみ)

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (18/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可 どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムの移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系及びポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					冷却機能 (冷却機能)	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ及び空気冷却器の運転に異常がない状態であること	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料検査設備	燃料検査設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料検査機能)	燃料体を検査できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の洗浄機能)	しゃへい体等を洗浄できる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	燃料処理設備	燃料洗浄設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の洗浄機能)	しゃへい体等を洗浄できる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	水中燃料貯蔵設備	燃料池	1式	既許認可 どおり	冷却水保有機能 (冷却水保有機能)	燃料池の冷却水が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)					貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 燃料体が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
冷却機能 (燃料池の水冷却機能)					燃料池水冷却浄化装置循環ポンプの運転に異常がない状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで	
浄化機能 (燃料池の水浄化機能)					燃料池水を浄化できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

補正前

第6-1表 性能維持施設 (18/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	炉外燃料貯蔵設備	炉外燃料貯蔵槽冷却設備	1式	既許認可 どおり	ナトリウムの浄化機能 (コールドトラップ温度制御機能、ナトリウムの移送機能)	コールドトラップ温度制御ができる状態であること 炉外燃料貯蔵槽1次補助ナトリウム系及びポンプの運転に異常がない状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					冷却機能 (冷却機能)	炉外燃料貯蔵槽冷却系循環ポンプ及び空気冷却器の運転に異常がない状態であること	炉外燃料貯蔵槽から燃料体の取り出しが完了するまで
					予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料検査設備	燃料検査設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料検査機能)	燃料体を検査できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の洗浄機能)	しゃへい体等を洗浄できる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	燃料処理設備	燃料洗浄設備	1式	既許認可 どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の洗浄機能)	燃料体を洗浄できる状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の洗浄機能)	しゃへい体等を洗浄できる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の缶詰機能)	燃料体を缶詰処理できる状態であること	2018年度の燃料体の処理完了(2019年1月)まで
	水中燃料貯蔵設備	燃料池	1式	既許認可 どおり	冷却水保有機能 (冷却水保有機能)	燃料池の冷却水が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)					貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 燃料体が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	
冷却機能 (燃料池の水冷却機能)					燃料池水冷却浄化装置循環ポンプの運転に異常がない状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで	
浄化機能 (燃料池の水浄化機能)					燃料池水を浄化できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

補正後

理由

- 維持期間が終了となった設備の識別
炉外燃料貯蔵槽冷却設備、燃料検査設備、燃料缶詰装置、缶詰雰囲気調整装置、燃料洗浄設備(燃料を安全に取り扱う機能(燃料体の洗浄機能)のみ)
- 燃料池水冷却浄化装置の維持台数の見直し
- 表現の適正化 炉外燃料貯蔵槽冷却設備

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (19/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	水中燃料貯蔵設備	燃料移送機	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		水中台車	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の水中移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の水中移送機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料搬出設備	燃料搬出設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料キャスク装荷機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	新燃料受入貯蔵設備	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	1式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 新燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					予熱機能 (地下台車予熱機能)	ドリフパンの予熱が可能なる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで
燃料取扱設備操作室	燃料取扱設備操作室	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

補正前

第6-1表 性能維持施設 (19/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	水中燃料貯蔵設備	燃料移送機	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		水中台車	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の水中移送機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
					しゃへい体等を取り扱う機能 (しゃへい体等の水中移送機能)	取扱中にしゃへい体等が破損しないよう正常に動作する状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
	燃料搬出設備	燃料搬出設備	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (燃料キャスク装荷機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	新燃料受入貯蔵設備	新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く)	1式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能)	貯蔵ラックの貯蔵容量が十分な状態であること 新燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで
					予熱機能 (地下台車予熱機能)	ドリフパンの予熱が可能なる状態であること	炉心等からしゃへい体等を取り出すまで
					燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の吊上げ、保持、吊下し及び落下防止機能)	取扱中に燃料体が破損しないよう正常に動作する状態であること 取扱中に動力源が喪失した場合においても燃料体が保持される状態であること	新燃料貯蔵ラックの燃料体の搬出が完了するまで
燃料取扱設備操作室	燃料取扱設備操作室	1式	既許認可どおり	燃料を安全に取り扱う機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで	

補正後

理由

- 維持期間が終了となった設備の識別
水中台車 (燃料を安全に取り扱う機能 (燃料体の水中移送機能) のみ)
- 新燃料受入貯蔵設備の維持期間見直し
新燃料受入貯蔵設備 (新燃料検査装置を除く) (放射性物質の貯蔵機能 (燃料体の貯蔵機能、未臨界維持機能) のみ)

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (20/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	共通保修設備	機器洗浄設備	1式	既許認可どおり	機器洗浄機能 (機器等に付着するナトリウムの洗浄機能)	機器等の洗浄ができる状態であること	機器洗浄が完了するまで
		機器移送設備	1式	既許認可どおり	機器移送機能 (機器移送機能)	メンテナンス台車及びメンテナンススクレーンの運転に異常がない状態であること	機器移送が完了するまで
	試料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能)	1次アルゴンガスを採取できる状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	2系統	既許認可どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
1次主冷却系循環ポンプポニーモータ冷却設備		3系統	既許認可どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで	
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	1ループ	既許認可どおり	未臨界維持の監視機能 (中性子束レベル測定・監視機能)	中性子束のレベルを測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	計数率が検出限界値未満となるまで
	原子炉容器内計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	2ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (原子炉容器内ナトリウムの液位測定・監視機能)	原子炉容器ナトリウムの液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	19ループ	既許認可どおり	制御棒駆動機構の保持監視機能 (制御棒駆動機構の上限位置監視機能)	制御棒の位置を測定できる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (20/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
原子炉補助施設	共通保修設備	機器洗浄設備	1式	既許認可どおり	機器洗浄機能 (機器等に付着するナトリウムの洗浄機能)	機器等の洗浄ができる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
		機器移送設備	1式	既許認可どおり	機器移送機能 (機器移送機能)	メンテナンス台車及びメンテナンススクレーンの運転に異常がない状態であること	第2段階の期間維持する。※1
	試料採取設備	1次アルゴンガス・サンプリング装置	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能 (放射性物質を含む1次アルゴンガスを内蔵する機能)	1次アルゴンガスを採取できる状態であること	炉心からしゃへい体等を取り出すまで
	機器冷却系設備	電磁ポンプ冷却設備	2系統	既許認可どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
1次主冷却系循環ポンプポニーモータ冷却設備		3系統	既許認可どおり	冷却機能(自動起動機能を除く。) (冷却機能)	性能維持施設を冷却できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで	
計測制御系統施設	中性子計装	線源領域系	1ループ	既許認可どおり	未臨界維持の監視機能 (中性子束レベル測定・監視機能)	中性子束のレベルを測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	計数率が検出限界値未満となるまで
	原子炉容器内計装	原子炉容器ナトリウム液面計装	2ループ	既許認可どおり	プラント状態の測定・監視機能 (原子炉容器内ナトリウムの液位測定・監視機能)	原子炉容器ナトリウムの液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	制御棒位置指示計装	制御棒位置指示計装	19ループ	既許認可どおり	制御棒駆動機構の保持監視機能 (制御棒駆動機構の上限位置監視機能)	制御棒の位置を測定できる状態であること	炉心から燃料体を取り出すまで

補正後

※1: 第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

理由

- 維持期間を明確にすることができない設備の識別
機器洗浄設備、機器移送設備
- リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
電磁ポンプ冷却設備、1次主冷却系循環ポンプポニーモータ冷却設備
- 維持期間が終了となった設備の識別
線源領域系、制御棒位置指示計装
- 表現の適正化 1次アルゴンガス・サンプリング装置

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (21/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	10 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度等の測定・監視機能)	しゃへいプラグ、回転プラグフリースシール等の温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		主冷却系計装	14 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能)	1 次主冷却系ナトリウムの流量、温度、液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備計装	6 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能)	補助冷却設備ナトリウムの流量、温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	原子炉容器出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	中間熱交換器 1 次側出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次主冷却系流量	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量測定・監視機能)	1 次主冷却系の流量を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次アルゴンガス系計装	2 ループ	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力、流量を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		蒸気発生器計装	6 ループ	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (21/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備 (建物) 名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	原子炉容器計装	10 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度等の測定・監視機能)	しゃへいプラグ、回転プラグフリースシール等の温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		主冷却系計装	14 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度、液位等の測定・監視機能)	1 次主冷却系ナトリウムの流量、温度、液位を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		補助冷却設備計装	6 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量、温度等の測定・監視機能)	補助冷却設備ナトリウムの流量、温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	原子炉容器出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの温度測定・監視機能)	中間熱交換器 1 次側出口のナトリウム温度を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次主冷却系流量	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの流量測定・監視機能)	1 次主冷却系の流量を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1 次アルゴンガス系計装	2 ループ	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力、流量を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
		蒸気発生器計装	6 ループ	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機能 (不活性ガス圧力の正圧保持機能、不活性ガス状態監視機能)	不活性ガス (アルゴンガス) の圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

補正後

理由

- ・ リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
原子炉容器出口ナトリウム温度、中間熱交換器 1 次側出口ナトリウム温度、1 次主冷却系流量
- ・ 維持期間が終了となった設備の識別
補助冷却設備計装

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (22/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	ナトリウム補助設備計装	15ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能)	1次系ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可 どおり	雰囲気温度の監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次冷却系関連室の雰囲気温度を監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可 どおり	雰囲気圧力の監視機能 (1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能)	1次冷却系関連室の雰囲気圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		ナトリウム漏えい検出設備	1式	既許認可 どおり ただし、 SIDを除く	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (2次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能)	インタロック設定値においてインタロック信号が発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムを内蔵する機器・配管からのナトリウム漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		予熱計装設備	1式 (液体ナトリウムの充填範囲)	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	予熱温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (22/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	ナトリウム補助設備計装	19ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位測定・監視機能)	1次系ナトリウムの純度監視、温度、流量、液位を測定できる状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可 どおり	雰囲気温度の監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次冷却系関連室の雰囲気温度を監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉格納容器雰囲気計装	4ループ	既許認可 どおり	雰囲気圧力の監視機能 (1次冷却系関連室の圧力測定・監視機能)	1次冷却系関連室の雰囲気圧力を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		ナトリウム漏えい検出設備	1式	既許認可 どおり ただし、 SIDを除く	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (2次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能)	インタロック設定値においてインタロック信号が発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
					プラント状態の測定・監視機能 (ナトリウムを内蔵する機器・配管からのナトリウム漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		予熱計装設備	1式 (原子炉容器、1次主冷却系設備、1次ナトリウム補助設備、1次メンテナンス冷却系)	既許認可 どおり	予熱・保温機能 (予熱・保温機能)	予熱温度を測定できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

補正後

理由

- 機能要求のある設備の維持台数の適正化
ナトリウム補助設備計装
- リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
ナトリウム補助設備計装、原子炉格納容器雰囲気計装 (雰囲気温度の監視機能)
- 維持期間が終了となった設備の識別
ナトリウム漏えい検出設備 (ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (2次ナトリウムの漏えいに伴う燃焼を検出し、換気空調設備の自動停止信号を発信する機能) のみ)
- 予熱計装設備の維持範囲の明確化
- 表現の適正化 ナトリウム補助設備計装

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (23/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	1 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次オーバフロー系電磁ポンプ室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		配管室雰囲気温度	1 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	配管室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位	1 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室	中央制御室	1 式	既許認可 どおり	プラント監視・操作機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	各系統の期間に応じる

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (23/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
計測制御系統施設	プロセス計装	1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度	1 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	1次オーバフロー系電磁ポンプ室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		配管室雰囲気温度	1 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	配管室の雰囲気温度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉容器 G/V 内漏えいナトリウム液位	1 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)	3 ループ	既許認可 どおり	プラント状態の測定・監視機能 (1次冷却系関連室のナトリウム内蔵機器・配管からの漏えいを監視する機能)	ナトリウムの漏えいを監視できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室	中央制御室	1 式	既許認可 どおり	プラント監視・操作機能 (プラント監視・操作機能)	各種プロセス値を測定できる状態であること 警報が発報する状態であること 運転操作ができる状態であること	各系統の期間に応じる

補正後

理由

- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
 1次オーバフロー系電磁ポンプ室雰囲気温度、配管室雰囲気温度、
 1次主冷却系中間熱交換器 G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)、
 1次主冷却系循環ポンプ G/V 内漏えいナトリウム液位 (A, B, C)

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (24/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
電気設備	送電線	送電線	3回線	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	特高開閉所	特高開閉所	3系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	主要変圧器	1 A起動変圧器	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
		1 B起動変圧器	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
		予備変圧器	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	所内高压系統	所内高压系統	6系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	所内低压系統	所内低压系統	5系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	当該設備の解体に着手するまで
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	2台	既許認可 どおり	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。) (電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。))	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで
	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源設備	5系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること
交流無停電電源設備			4系統				

補正前

第6-1表 性能維持施設 (24/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
電気設備	送電線	送電線	3回線	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
	特高開閉所	特高開閉所	3系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
	主要変圧器	1 A起動変圧器	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
		1 B起動変圧器	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
		予備変圧器	1台	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
	所内高压系統	所内高压系統	6系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
	所内低压系統	所内低压系統	5系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	第2段階の期間維持する。※1
	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	2台	既許認可 どおり	電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。) (電源供給機能(自動起動及び10秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。))	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	使用済燃料の強制冷却が不要となるまで
	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源及び交流無停電電源設備	直流電源設備	5系統	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供給できる状態であること
交流無停電電源設備			4系統				

※1: 第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

補正後

理由

- ・維持期間を明確にすることができない設備の識別
送電線、特高開閉所、1 A起動変圧器、1 B起動変圧器、予備変圧器、所内高压系統、所内低压系統、直流電源及び交流無停電電源設備

第 6-1 表 性能維持施設 (25/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
電気設備	通信設備	通信設備	1 式	既許認可 どおり	通信機能 (通信機能)	通信ができる状態にある こと	当該設備の解体に着手 するまで
	非常用照明 設備	非常用照明設備	1 式	既許認可 どおり	照明機能 (照明機能)	非常用照明（交流非常灯 及び直流非常灯）が点灯 できる状態にあること	当該設備の解体に着手 するまで
	電線路	電線路	1 式	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	当該設備の解体に着手 するまで
タービン及 び付属設備	補給水タン ク	補給水タンク	1 基	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (純水保有機能)	補給水タンクの水位を所 定の水位に維持できる状 態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
	補助蒸気ヘ ッド	補助蒸気ヘッド	1 基	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (蒸気供給機能)	補助蒸気ヘッド蒸気圧力 が所定の範囲内に維持で きる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
	主蒸気系設 備	主蒸気系設備（ただし、維 持範囲は蒸気発生器の伝熱 管部を窒素雰囲気維持す るための範囲）	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能（窒素ガス 供給設備からの窒素ガ ス供給機能）)	不活性ガスにて正圧保持 している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

補
正
前

第 6-1 表 性能維持施設 (25/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
電気設備	通信設備	通信設備	1 式	既許認可 どおり	通信機能 (通信機能)	通信ができる状態にある こと	第 2 段階の期間維持す る。※1
	非常用照明 設備	非常用照明設備	1 式	既許認可 どおり	照明機能 (照明機能)	非常用照明（交流非常灯 及び直流非常灯）が点灯 できる状態にあること	第 2 段階の期間維持す る。※1
	電線路	電線路	1 式	既許認可 どおり	電源供給機能 (電源供給機能)	性能維持施設へ電源を供 給できる状態であること	第 2 段階の期間維持す る。※1
タービン及 び付属設備	補給水タン ク	補給水タンク	1 基	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (純水保有機能)	補給水タンクの水位を所 定の水位に維持できる状 態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
	補助蒸気ヘ ッド	補助蒸気ヘッド	1 基	既許認可 どおり	プラント運転補助機能 (蒸気供給機能)	補助蒸気ヘッド蒸気圧力 が所定の範囲内に維持で きる状態であること	当該放射性廃棄物の処 理が完了するまで
	主蒸気系設 備	主蒸気系設備（ただし、維 持範囲は蒸気発生器の伝熱 管部を窒素雰囲気維持す るための範囲）	3 系統	既許認可 どおり	ナトリウム酸化防止機 能 (不活性ガス圧力の正 圧保持機能（窒素ガス 供給設備からの窒素ガ ス供給機能）)	不活性ガスにて正圧保持 している状態であること	ナトリウムを安定化処 理するまで

補
正
後

※1：第 3 段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第 3 段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

理
由

- ・維持期間を明確にすることができない設備の識別
通信設備、非常用照明設備、電線路

第6-1表 性能維持施設 (26/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄物処理設備	廃ガス圧縮機	1台	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃ガス貯槽	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		活性炭吸着塔装置	1式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(活性炭吸着機能は除く)(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	液体廃棄物処理設備	廃液受入タンク	3基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液蒸発濃縮装置	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		凝縮液タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩塔	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (26/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	気体廃棄物処理設備	廃ガス圧縮機	2台	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃ガス貯槽	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		活性炭吸着塔装置	1式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(活性炭吸着機能は除く)(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排気筒	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃ガス処理機能)	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	液体廃棄物処理設備	廃液受入タンク	3基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液蒸発濃縮装置	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		凝縮液タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		脱塩塔	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能(廃液処理機能)	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで

補正後

- ・機能要求のある設備の維持台数の適正化
廃ガス圧縮機、廃ガス貯槽

理由

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (27/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	液体廃棄物処理設備	廃液モニタタンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（廃液処理機能）	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液受入タンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（廃液処理機能）	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液モニタタンク	1 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（廃液処理機能）	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	固体廃棄物処理設備	粒状廃樹脂タンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（固体廃棄物処理機能）	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		粉末廃樹脂タンク	1 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（固体廃棄物処理機能）	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液濃縮液タンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（固体廃棄物処理機能）	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		ペイラ	1 式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（固体廃棄物処理機能）	放射性固体廃棄物を圧縮減容できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		固体廃棄物貯蔵庫	1 式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能（固体廃棄物貯蔵機能）	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (27/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	液体廃棄物処理設備	廃液モニタタンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（廃液処理機能）	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液受入タンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（廃液処理機能）	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		洗濯廃液モニタタンク	1 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（廃液処理機能）	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
	固体廃棄物処理設備	粒状廃樹脂タンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（固体廃棄物処理機能）	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		粉末廃樹脂タンク	1 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（固体廃棄物処理機能）	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		廃液濃縮液タンク	2 基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（固体廃棄物処理機能）	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		ペイラ	1 式	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能（固体廃棄物処理機能）	放射性固体廃棄物を圧縮減容できる状態であること	当該放射性廃棄物の処理が完了するまで
		固体廃棄物貯蔵庫	1 式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能（固体廃棄物貯蔵機能）	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで

補正後

変更なし

理由

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (28/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	固体廃棄物処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	1式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能（固体廃棄物貯蔵機能）	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで
放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		1次主冷却系しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		原子炉格納容器外部しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		補助しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		

補正前

第6-1表 性能維持施設 (28/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
放射性廃棄物廃棄施設	固体廃棄物処理設備	固体廃棄物貯蔵プール	1式	既許認可どおり	放射性物質の貯蔵機能（固体廃棄物貯蔵機能）	放射性固体廃棄物の保管に異常がない状態であること	当該放射性廃棄物の搬出が完了するまで
放射線管理施設	しゃへい設備	原子炉本体しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		1次主冷却系しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		原子炉格納容器外部しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
		補助しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
					放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで
燃料取扱及び貯蔵設備しゃへい	1式	既許認可どおり	放射性物質漏えい防止機能（管理区域形成による放射性物質漏えい防止機能）	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで		
			放射線遮蔽機能（管理区域形成による放射線遮蔽機能）	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること	線源となる設備の解体が完了するまで		

補正後

変更なし

理由

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (29/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	出入管理設備及び汚染管理設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	管理区域への人の出入り及び物品の搬出入に伴う汚染の管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		ホット分析室	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	放射性試料の放射能測定を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		個人管理関係設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	放射線業務従事者の外部被ばく管理及び内部被ばく管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
					放出管理機能(放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排水モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		気体廃棄物処理設備排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (29/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線管理関係設備)	出入管理設備及び汚染管理設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	管理区域への人の出入り及び物品の搬出入に伴う汚染の管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		ホット分析室	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	放射性試料の放射能測定を行える状態であること	管理区域を解除するまで
		個人管理関係設備	1式	既許認可どおり	放射線管理機能(放射線管理機能)	放射線業務従事者の外部被ばく管理及び内部被ばく管理を行える状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	排気筒モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
					放出管理機能(放出管理機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		排水モニタ	2系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		気体廃棄物処理設備排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで

補正後

- 維持期間が終了となった設備の識別
原子炉格納容器モニタ、気体廃棄物処理設備排気モニタ

理由

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (30/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		原子炉補助建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		共通保修設備排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次アルゴンガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次ナトリウムモニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉補機冷却水モニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		燃料出入機冷却ガスモニタ	2個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (30/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	原子炉格納容器排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		原子炉補助建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		共通保修設備排気モニタ	1系統	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次アルゴンガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで
		1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ	1個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで
		2次ナトリウムモニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
		原子炉補機冷却水モニタ	3個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		燃料出入機冷却ガスモニタ	2個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	放射性物質の濃度を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	炉心等から燃料体を取り出すまで

補正後

理由

・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
 1次ナトリウム純化系コールドトラップ冷却ガスモニタ
 ・維持期間が終了となった設備の識別
 原子炉格納容器排気モニタ、原子炉補助建物排気モニタ、メンテナンス・廃棄物処理建物排気モニタ、共通保修設備排気モニタ、1次アルゴンガスモニタ、2次ナトリウムモニタ、燃料出入機冷却ガスモニタ

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (31/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	エリアモニタリング設備	45 個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	第2段階の期間維持する。 ただし、原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとする。 <u>注) 第2段階における第3段階以降の解体計画等を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間を設定し、廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。</u>
		放射線サーベイ設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	線量当量率及び放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	固定モニタリング設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	発電所敷地境界及び周辺の空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	管理区域を解除するまで
		モニタリングカー	1 <u>査</u>	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	発電所周辺地域の環境モニタリングを行える状態であること	管理区域を解除するまで
		気象観測設備	1 式	既許認可どおり	放出管理機能(放出管理機能)	発電所敷地内で各種気象データを収集できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		環境放射能測定設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	環境試料中の放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (31/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備(放射線監視設備)	エリアモニタリング設備	45 個	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	線量当量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	第2段階の期間維持する。 ただし、原子炉建物及び炉外燃料貯蔵槽上部室に設置している中性子エリアモニタについては、中性子源集合体が燃料池に保管されるまでとする。 <u>※2</u>
		放射線サーベイ設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	線量当量率及び放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで
	屋外管理用の主要な設備	固定モニタリング設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	発電所敷地境界及び周辺の空間線量率を測定できる状態であること 警報設定値において警報を発信する状態であること	管理区域を解除するまで
		モニタリングカー	1 <u>式</u>	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	発電所周辺地域の環境モニタリングを行える状態であること	管理区域を解除するまで
		気象観測設備	1 式	既許認可どおり	放出管理機能(放出管理機能)	発電所敷地内で各種気象データを収集できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
		環境放射能測定設備	1 式	既許認可どおり	放射線監視機能(放射線監視機能)	環境試料中の放射性物質の濃度を測定できる状態であること	管理区域を解除するまで

※2：第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえ、個別のエリアモニタリング設備ごとに維持期間の延長要否を評価し、必要に応じて第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

補正後

理由

- ・維持期間を明確にすることができない設備の識別
エリアモニタリング設備
- ・表現の適正化
モニタリングカー

第6-1表 性能維持施設 (32/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	淡水供給設備	淡水供給設備	1式	既許認可どおり	プラント運転補助機能（淡水供給機能）	性能維持施設へ淡水を供給できる状態であること	<u>当該設備の解体に着手するまで</u>
	格納容器換気装置	格納容器換気装置	1系統	既許認可どおり	換気機能（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	格納容器空気雰囲気調節装置	格納容器空気雰囲気調節装置	1系統	既許認可どおり	換気機能（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	主冷却系窒素雰囲気調節装置	主冷却系窒素雰囲気調節装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気維持機能）	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	1系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気維持機能）	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	1系統	既許認可どおり ただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能（よう素除去機能を除く。）（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (32/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	淡水供給設備	淡水供給設備	1式	既許認可どおり	プラント運転補助機能（淡水供給機能）	性能維持施設へ淡水を供給できる状態であること	<u>第2段階の期間維持する。※1</u>
	格納容器換気装置	格納容器換気装置	2系統	既許認可どおり	換気機能（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	格納容器空気雰囲気調節装置	格納容器空気雰囲気調節装置	3系統	既許認可どおり	換気機能（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	主冷却系窒素雰囲気調節装置	主冷却系窒素雰囲気調節装置	6系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気維持機能）	窒素雰囲気が維持できる状態であること	<u>しゃへい体等取出し作業が終了し、ナトリウムをタンク等に固化するまで</u>
	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	原子炉容器室窒素雰囲気調節装置	2系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気維持機能）	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	中央制御室空調装置	中央制御室空調装置	2系統	既許認可どおり ただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能（よう素除去機能を除く。）（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで

※1：第3段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第3段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

補正後

理由

- ・機能要求のある設備の維持台数の適正化
格納容器換気装置、格納容器空気雰囲気調節装置、主冷却系窒素雰囲気調節装置、原子炉容器室窒素雰囲気調節装置、中央制御室空調装置
- ・リカバリープランに使用する設備の維持期間の詳細化
主冷却系窒素雰囲気調節装置
- ・維持期間を明確にすることができない設備の識別
淡水供給設備

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (33/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気隔離機能）	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	電気設備室換気装置	電気設備室換気装置	1系統	既許認可どおり	換気機能（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	1系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気維持機能）	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料取扱設備室換気装置	燃料取扱設備室換気装置	1系統	既許認可どおり ただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能（よう素除去機能を除く。）（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	1系統	既許認可どおり	換気機能（よう素除去機能を除く。）（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	メンテナンス冷却系室換気装置	メンテナンス冷却系室換気装置	1系統	既許認可どおり	(削除)	(削除)	(削除)

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (33/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	蒸気発生器室換気装置	蒸気発生器室換気装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気隔離機能）	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	電気設備室換気装置	電気設備室換気装置	2系統	既許認可どおり	換気機能（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	換気対象区画内の設備の撤去が完了するまで
	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置	2系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素雰囲気維持機能）	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	燃料取扱設備室換気装置	燃料取扱設備室換気装置	2系統	既許認可どおり ただし、浄化ファン・浄化フィルタユニットは維持しない。	換気機能（よう素除去機能を除く。）（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	放射線管理室空調装置	放射線管理室空調装置	2系統	既許認可どおり	換気機能（よう素除去機能を除く。）（換気機能）	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで

補正後

理由

- 機能要求のある設備の維持台数の適正化
電気設備室換気装置、燃料取扱設備室窒素雰囲気調節装置、燃料取扱設備室換気装置、放射線管理室空調装置
- 維持期間が終了となった設備の識別
蒸気発生器室換気装置
- 表現の適正化
メンテナンス冷却系室換気装置

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第6-1表 性能維持施設 (34/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設					ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	窒素雰囲気が維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	1系統	既許認可どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	1系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	所内用圧縮空気設備	所内用圧縮空気設備	1系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (アルゴンガス供給機能)	性能維持施設(ナトリウム系)にアルゴンガスを供給できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (34/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	メンテナンス冷却系室換気装置	メンテナンス冷却系室換気装置	1系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置	3系統	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能 (窒素雰囲気隔離機能)	ナトリウム漏えい時に窒素雰囲気に維持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置	2系統	既許認可どおり	換気機能 (換気機能)	ファンの運転に異常がない状態であること	当該区域・系統の管理区域を解除するまで
	制御用圧縮空気設備	制御用圧縮空気設備	2系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	所内用圧縮空気設備	所内用圧縮空気設備	1系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能 (圧縮空気供給機能)	性能維持施設へ圧縮空気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	アルゴンガス供給系設備	アルゴンガス供給系設備	1式	既許認可どおり	ナトリウム酸化防止機能 (アルゴンガス供給機能)	性能維持施設(ナトリウム系)にアルゴンガスを供給できる状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで

補正後

理由

- ・機能要求のある設備の維持台数の適正化
メンテナンス・廃棄物処理建物換気装置、制御用圧縮空気設備
- ・維持期間が終了となった設備の識別
メンテナンス冷却系室換気装置、炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置
- ・表現の適正化
メンテナンス冷却系室換気装置、炉外燃料貯蔵槽冷却系室換気装置

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (35/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	1 式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素ガス供給機能）	性能維持施設（ナトリウム系）に窒素ガスを供給できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	1 系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能（補助蒸気供給機能）	性能維持施設へ補助蒸気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	消火設備	消火設備（火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器）	1 式	既許認可どおり	消火機能（消火機能）	消火設備が使用できる状態であること	<u>当該設備の解体に着手するまで</u>

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (35/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
発電所補助施設	窒素ガス供給系設備	窒素ガス供給系設備	1 式	既許認可どおり	ナトリウム漏えい時の熱的・化学的影響の緩和機能（窒素ガス供給機能）	性能維持施設（ナトリウム系）に窒素ガスを供給できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで
	補助蒸気設備	補助蒸気設備	2 系統	既許認可どおり	プラント運転補助機能（補助蒸気供給機能）	性能維持施設へ補助蒸気を供給できる状態であること	放射性廃棄物の処理が完了するまで
	消火設備	消火設備（火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器）	1 式	既許認可どおり	消火機能（消火機能）	消火設備が使用できる状態であること	<u>第 2 段階の期間維持する。※1</u>

※1：第 3 段階以降の解体計画等の検討結果を踏まえて適切な時期に維持期間を設定し、第 3 段階に移行するまでに廃止措置計画に反映して変更認可を受ける。

補正後

理由

- ・機能要求のある設備の維持台数の適正化
補助蒸気設備
- ・維持期間を明確にすることができない設備の識別
消火設備（火災検知設備/水消火設備/炭酸ガス消火設備/泡消火設備/可搬式消火器）

第6-1表 性能維持施設 (36/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	2台	第6-1図及び第6-2図に示す	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		タンクローリー	3台	第6-1図及び第6-3図に示す	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供給機能)	燃料を供給できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	がれき撤去設備	ホイールローダー	1台	第6-1図及び第6-4図に示す	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転に異常がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	火災対応設備	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	1式	第6-1図及び第6-5図(消防自動車のみ)に示す	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能 (泡消火機能、燃料池への給水及び放射性物質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		水槽	1基	第6-1図に示す	可搬型ポンプ運転補助機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		海水汲み上げ用水中ポンプ	4台	第6-1図に示す	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ水中ポンプが使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		不整地走行用特殊車両	1台	第6-1図に示す	火災対応用設備運搬機能 (火災対応用設備運搬機能)	不整地走行用特殊車両が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで

補正前

第6-1表 性能維持施設 (36/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備(建物)名称	維持台数	位置、構造			
その他の施設	電源供給設備	移動式電源車	2台	第6-1図及び第6-2図に示す	電源応急復旧機能 (電源供給機能)	定格出力にて運転できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		タンクローリー	3台	第6-1図及び第6-3図に示す	電源応急復旧機能 (移動式電源車燃料供給機能)	燃料を供給できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	がれき撤去設備	ホイールローダー	1台	第6-1図及び第6-4図に示す	がれき撤去機能 (がれき撤去機能)	ホイールローダーの運転に異常がない状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
	火災対応設備	可搬型消火設備(可搬型ポンプ、放水銃、泡消火薬剤混合ノズル、消防自動車)	1式	第6-1図及び第6-5図(消防自動車のみ)に示す	大規模火災に対する消火機能 燃料池の水位確保機能 放射性物質拡散抑制機能 (泡消火機能、燃料池への給水及び放射性物質拡散抑制機能)	可搬型消火設備が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		水槽	1基	第6-1図に示す	可搬型ポンプ運転補助機能 (消火水源確保機能)	消火水を供給確保できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		海水汲み上げ用水中ポンプ	4台	第6-1図に示す	海水供給機能 (海水供給機能)	海水汲み上げ水中ポンプが使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで
		不整地走行用特殊車両	1式	第6-1図に示す	火災対応用設備運搬機能 (火災対応用設備運搬機能)	不整地走行用特殊車両が使用できる状態であること	燃料体の搬出が完了するまで

補正後

- ・表現の適正化
不整地走行用特殊車両

理由

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。

第 6-1 表 性能維持施設 (37/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	2基	※1	ナトリウムの保持機能（ナトリウムの貯蔵機能）	内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能）	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

※1: 「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより
 難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。

補正前

第 6-1 表 性能維持施設 (37/●)

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間
		設備（建物）名称	維持台数	位置、構造			
その他の施設	2次冷却材ナトリウム一時貯蔵設備	2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク	2基	※3	ナトリウムの保持機能（ナトリウムの貯蔵機能）	内包するナトリウムが漏えいするようなき裂、変形等の有意な損傷がない状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					ナトリウム酸化防止機能（不活性ガス圧力の正圧保持機能）	不活性ガス（アルゴンガス）にて正圧保持している状態であること	ナトリウムを安定化処理するまで
					予熱・保温機能（予熱・保温機能）	ナトリウムを液体に保持できる状態であること	ナトリウムをタンク等に固化するまで

※3: 「七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに研開炉技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより
 難い特別の事情がある場合はその内容」の「3. 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクの設置」に示す。

補正後

理由

- ・維持期間が終了となった設備の識別
 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク（予熱・保温機能（予熱・保温機能）のみ）
- ・表現の適正化
 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンク

注) 補正後欄の下線は、変更事項に含まない。